

水俣市議会会議録

令和元年9月第4回定例会（8月30日開会）
（9月20日閉会）

水俣市議会

令和元年9月第4回定例会（8月30日招集）会期日程表

（会期 8月30日から9月20日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月30日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	31日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	9月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火			午前9時30分
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、木戸理江君、牧下恭之君）
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（平岡朱君、杉迫一樹君） 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	————	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日
17	15日	日			市の休日
18	16日	月			国民の祝日
19	17日	火	————	委員会	委員会（予備）
20	18日	水		休 会	議事整理日
21	19日	木		休 会	議事整理日
22	20日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

令和元年8月30日（金） —— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について	5
専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	
日程第4 議第61号 専決処分の報告及び承認について	6
専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	
日程第5 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	8
日程第7 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	9
日程第8 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第9 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第10 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第11 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について	18
日程第12 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第13 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	22

日程第14 議第71号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 - 24
日程第15 議第72号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	25
日程第16 議第73号	公有水面埋立てについて	26
日程第17 議第74号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	28
日程第18 議第75号	平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	32
	市長の提案理由説明	38
散 会		41

令和元年9月10日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員		2 - 1
事務局職員出席者		1
説明のため出席した者		1
議事日程第2号		2
開 議		2
諸般の報告		2
日程第1 一般質問		2
○谷口明弘君の質問		3
1 水俣市のまちづくりの将来像について		3
2 物産館建設について		3
3 防災対策に対する具体的取り組みについて		3
4 JNC(株)の電子部品事業撤退について		4
市長の答弁		4
○谷口明弘君の再質問		5
市長の答弁		6
○谷口明弘君の再々質問		7
市長の答弁		7
産業建設部長の答弁		8
○谷口明弘君の再質問		9
産業建設部長の答弁		10
○谷口明弘君の発言		10
総務企画部長の答弁		10

○谷口明弘君の再質問	2 - 11
総務企画部長の答弁	11
○谷口明弘君の再々質問	12
総務企画部長の答弁	12
副市長の答弁	12
○谷口明弘君の再質問	13
副市長の答弁	14
○谷口明弘君の再々質問	14
市長の答弁	14
休憩・開議	15
○岩村龍男君の質問	15
1 市内の道路整備に対する具体的対応について	16
2 グリーンスポーツみなまたの現状と対策について	16
3 水俣ブランドの推進方策について	16
市長の答弁	16
産業建設部長の答弁	16
○岩村龍男君の再質問	17
産業建設部長の答弁	18
○岩村龍男君の再々質問	19
産業建設部長の答弁	19
教育長の答弁	20
○岩村龍男君の再質問	20
教育長の答弁	21
○岩村龍男君の再々質問	22
教育長の答弁	22
市長の答弁	23
○岩村龍男君の再質問	24
市長の答弁	24
○岩村龍男君の再々質問	25
市長の答弁	25
休憩・開議	25
○藤本壽子君の質問	26

1	水俣市の雇用状況と今後の定住化策について……………	2 - 26
2	水俣市の地域新電力事業及び再生可能エネルギー導入について……………	26
3	水俣川河口臨海部振興構想事業における公有水面埋立免許出願書について……………	27
	市長の答弁……………	27
○	藤本壽子君の再質問……………	29
	市長の答弁……………	31
○	藤本壽子君の再々質問……………	32
	市長の答弁……………	33
	副市長の答弁……………	34
○	藤本壽子君の再質問……………	35
休憩・開議……………		36
	副市長の答弁……………	36
○	藤本壽子君の再々質問……………	37
	副市長の答弁……………	38
	産業建設部長の答弁……………	38
○	藤本壽子君の再質問……………	40
	産業建設部長の答弁……………	41
○	藤本壽子君の再々質問……………	42
	産業建設部長の答弁……………	43
散 会……………		44

令和元年9月11日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員……………	3 - 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第3号……………	2
開 議……………	2
諸般の報告……………	2
日程第1 一般質問……………	2
○高岡朱美君の質問……………	3
1 サン・エレクトロニクス株式会社の解散・従業員解雇について……………	3

2 地域新電力会社設立について……………	3 - 3
3 放課後学習支援について……………	3
市長の答弁……………	4
○高岡朱美君の再質問……………	6
市長の答弁……………	8
○高岡朱美君の再々質問……………	9
市長の答弁……………	11
副市長の答弁……………	11
○高岡朱美君の再質問……………	12
副市長の答弁……………	14
○高岡朱美君の再々質問……………	14
副市長の答弁……………	15
教育長の答弁……………	15
○高岡朱美君の再質問……………	16
副市長の答弁……………	17
休憩・開議……………	17
市長の答弁……………	17
教育長の答弁……………	18
○高岡朱美君の再々質問……………	18
教育長の答弁……………	19
休憩・開議……………	19
○木戸理江君の質問……………	19
1 水俣市内の道路事情における対策について……………	20
2 防災対策への具体的取り組みについて……………	20
3 通学路の安全対策について……………	20
4 湯の鶴観光振興の現状と推進について……………	20
市長の答弁……………	21
産業建設部長の答弁……………	21
○木戸理江君の再質問……………	22
産業建設部長の答弁……………	23
○木戸理江君の発言……………	24
総務企画部長の答弁……………	24

○木戸理江君の再質問	3 - 25
総務企画部長の答弁	26
○木戸理江君の発言	26
教育長の答弁	27
○木戸理江君の再質問	27
教育長の答弁	28
○木戸理江君の再々質問	28
教育長の答弁	29
市長の答弁	29
○木戸理江君の再質問	30
市長の答弁	31
○木戸理江君の発言	32
休憩・開議	33
○牧下恭之君の質問	33
1 医療用ウィッグ購入費用補助について	33
2 期日前投票の利便性向上について	34
3 マイナンバーカードの普及について	34
市長の答弁	35
福祉環境部長の答弁	35
○牧下恭之君の発言	35
選挙管理委員会事務局長の答弁	36
○牧下恭之君の再質問	38
選挙管理委員会事務局長の答弁	38
○牧下恭之君の発言	39
市長の答弁	40
○牧下恭之君の再質問	41
市長の答弁	42
○牧下恭之君の再々質問	42
市長の答弁	43
散 会	43

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願・陳情文書表	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○平岡朱君の質問	4
1 災害時の対応について	4
2 幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助について	4
3 出産祝金（子ども子育て支援金）の現状と今後の対応について	5
市長の答弁	5
総務企画部長の答弁	5
○平岡朱君の再質問	6
総務企画部長の答弁	8
○平岡朱君の再々質問	9
市長の答弁	11
教育長の答弁	12
総務企画部長の答弁	12
市長の答弁	12
○平岡朱君の再質問	13
市長の答弁	15
○平岡朱君の再々質問	15
市長の答弁	16
福祉環境部長の答弁	16
○平岡朱君の再質問	17
福祉環境部長の答弁	17
○平岡朱君の発言	17
休憩・開議	18
○杉迫一樹君の質問	18

1	福祉サービス手続の現状と今後の対策について	4 - 18
2	公営住宅における高齢者及び障害者への配慮と対策について	19
3	オリンピック・パラリンピック関連の取り組みについて	19
	休憩・開議	19
	市長の答弁	19
○	杉迫一樹君の再質問	21
	市長の答弁	23
○	杉迫一樹君の再々質問	24
	市長の答弁	25
	産業建設部長の答弁	25
○	杉迫一樹君の再質問	26
	産業建設部長の答弁	29
○	杉迫一樹君の再々質問	30
	産業建設部長の答弁	32
	教育長の答弁	32
○	杉迫一樹君の再質問	33
	教育長の答弁	35
○	杉迫一樹君の発言	36
	休憩・開議	37
	質 疑	37
日程第 2	議第60号 専決処分の報告及び承認について	37
	専第 5 号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）	
日程第 3	議第61号 専決処分の報告及び承認について	37
	専第 6 号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）	
日程第 4	議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	37
日程第 5	議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	37
日程第 6	議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	38
日程第 7	議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第 8	議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定	

		について……………	4 - 38
日程第9	議第67号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	38
日程第10	議第68号	湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について……………	39
日程第11	議第69号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	39
日程第12	議第70号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）……………	39
日程第13	議第71号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	39
日程第14	議第72号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	40
日程第15	議第73号	公有水面埋立てについて……………	40
		○高岡朱美君の質疑……………	40
		休憩・開議……………	40
		産業建設部長の答弁……………	40
		○高岡朱美君の再質疑……………	40
		産業建設部長の答弁……………	41
日程第16	議第74号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	41
日程第17	議第75号	平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	41
		議案上程……………	41
日程第18	議第76号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	42
日程第19	議第77号	平成30年度水俣市一般会計決算認定について……………	42
日程第20	議第78号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……………	46
日程第21	議第79号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について……………	48
日程第22	議第80号	平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……………	50
日程第23	議第81号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について……………	52
		市長の提案理由説明……………	53
		休憩・開議……………	54
		質 疑……………	55
		委員会付託……………	55
日程第24		特別委員会の設置について……………	55
		休憩・開議……………	56
		正副委員長互選結果の報告……………	56

散 会	4 - 56
-----	--------

令和元年9月20日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第60号専決処分の報告及び承認についてから日程第15議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について15件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	9
委員長報告に対する質疑	10
討 論	10
○藤本壽子君の反対討論（議第73号）	11
採 決	11
日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	12
採 決	13
閉会中継続審査・調査申出書	13
日程第17 議員派遣について	14
採 決	15
閉 会	15

令和元年8月30日

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和元年8月30日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和元年8月30日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和元年9月20日午後1時59分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和元年8月30日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時15分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

令和元年8月30日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第4 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

第5 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第6 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

第7 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

第8 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について

第12 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

第14 議第71号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第15 議第72号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第16 議第73号 公有水面埋立てについて

第17 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第18 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和元年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、令和元年5月分、6月分、平成30年度5月分の一般会計、特別会計等及び令和元年5月分、6月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、岩下福祉環境部長、城山産業建設部長、坂本総務部次長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、設楽企画課長、梅下財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高岡朱美議員、真野頼隆議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和元年9月第4回定例会（8月30日招集）会期日程表

（会期 8月30日から9月20日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月30日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	31日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	9月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分		本会議

13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	————	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日
17	15日	日			市の休日
18	16日	月			国民の祝日
19	17日	火	————	委員会	委員会（予備）
20	18日	水		休 会	議事整理日
21	19日	木		休 会	議事整理日
22	20日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

日程第7 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第8 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第11 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について
日程第12 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
日程第14 議第71号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議第72号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議第73号 公有水面埋立てについて
日程第17 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
日程第18 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第60号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第75号平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、16件を一括して議題とします。

議第60号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第5号

専 決 処 分 書

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月4日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

7月の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,521,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		26,126	7,657	33,783
	1 繰越金	26,126	7,657	33,783
補正されなかった款に係る額		16,487,390		16,487,390
歳入合計		16,513,516	7,657	16,521,173

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		42	7,657	7,699
	1 農林水産施設災害復旧費	1	2,323	2,324
	2 公共土木施設災害復旧費	41	4,400	4,441
	3 文教施設災害復旧費	0	934	934
補正されなかった款に係る額		16,513,474		16,513,474
歳出合計		16,513,516	7,657	16,521,173

議第61号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

専第6号

専決処分書

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月13日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

令和元年7月13日の豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,537,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		109,855	750	110,605
	1 分担金	9,402	750	10,152
19 繰越金		33,783	10,308	44,091
	1 繰越金	33,783	10,308	44,091
21 市債		2,342,100	4,800	2,346,900
	1 市債	2,342,100	4,800	2,346,900
補正されなかった款に係る額		14,035,435		14,035,435
歳 入 合 計		16,521,173	15,858	16,537,031

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10 災害復旧費		7,699	15,858	23,557
	1 農林水産施設災害復旧費	2,324	9,558	11,882
	2 公共土木施設災害復旧費	4,441	6,300	10,741
補正されなかった款に係る額		16,513,474		16,513,474
歳 出 合 計		16,521,173	15,858	16,537,031

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 277,300				千円 282,100			
補正されなかった事業に係る額	2,064,800				2,064,800			
計	2,342,100				2,346,900			

議第62号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条の5第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第14条の7第1項及び第17条の2第7項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(水俣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年告示第72号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(水俣市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものである。

議第63号

水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条及び次条において「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

3 前項の報酬には、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する額を含むものとする。

(給与等の口座振込み)

第3条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償は、当該職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

(会計年度任用職員の給料及び報酬)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額により、行政職給料表1級の最高号給を超えない範囲内で規則で定める。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額により、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める。

3 前2項の規定により難い特別の事情があると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮して別に定める。

(会計年度任用職員の給与の支給等)

第5条 会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号。以下「給与条例」という。)との均衡を考慮し、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第6条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、常勤職員に支給される通勤手当の額及び支給方法との均衡を考慮して規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第64号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規程する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の3第1項又は育児休業法第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に改める。

(水俣市旅費支給条例の一部改正)

第2条 水俣市旅費支給条例(昭和26年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「旅費」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員においては、費用弁償としての旅費。以下同じ。)」を加える。

第2条第1項中「別表第1により」を削り、同条第3項中「別表第2の」を「前項の」に改める。

第4条第2項から第8項までを削り、同条の次に次の10条を加える。

(鉄道賃)

第4条の2 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本項において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金（これらに対する通行税も含む。）により支給する。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給することができる。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給することができる。

(船賃)

第4条の3 船賃は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本項において「運賃」という。）により支給する。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には2等運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には当該各号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第4条の4 航空賃は、現に支払った旅客運賃により支給する。

(車賃)

第4条の5 車賃は、陸路旅行について路程に応じた別表第1の定額又は実費額により支給する。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数は、これを切り捨てる。

(日当)

第4条の6 日当は、旅行中の日数に応じ別表第1の定額により支給する。

(宿泊費)

第4条の7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ別表第1の定額により支給する。ただし、水路旅行及び航空旅行の際の宿泊料については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第4条の8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ別表第1の定額により支給する。ただし、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第4条の9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ次の各号に規定する額により支給する。

- (1) 赴任の際扶養親族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているもの。以下同じ。）を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

第4条の10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額により支給する。

(扶養親族移転料)

第4条の11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第4条の9第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第6条中「熊本県、鹿児島県及び宮崎県内の旅行にあっては、当分の間」を「職員が熊本県内を目的地として公用車を使用する旅行又は公用車のみを使用する旅行をする場合は」に改める。

第11条の2から第11条の4まで並びに第11条の5の前の見出し及び同条を削る。

第12条に見出しとして「(旅費の調整)」を付し、同条第2項を次のように改める。

2 特別職の職員に随行を命ぜられた場合は、特別職と同等の旅費を支給することができる。

第15条を削る。

附則第3項を削る。

附則第4項中「助役、収入役」を「副市長」に、「第4条第3項」を「第4条の3」に改め、同項を附則第3項とする。

別表第1中「第2条・第11条」を「第2条・第4条の5・第4条の6・第4条の7・第4条の8」に改め、同表中「部長及び部長相当職以下の職務にある者」を「上記区分以外の職員」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「第11条の2」を「第4条の9」に改め、同表中「部長及び部長相当職以下の職務にある者」を「上記区分以外の職員」に改め、同表を別表第3とする。

(水俣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年告示第71号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第〇〇号)第2条第2項に規定する報酬の額(同条第3項に規定する手当に相当する額を除く。))」を加える。

(水俣市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 水俣市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和26年告示第72号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一般職の職員が固定資産評価員を兼ねるときは、その固定資産評価員として受けるべき報酬は支給しない。

第5条第4項ただし書中「ただし、」の次に「全路程が」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	報酬の額	費用弁償
選挙管理委員会の委員長	年額 207,500円	水俣市旅費支給条例 （昭和26年告示第20号）別表第1に定める「副市長」の旅費相当額
同 委員	〃 167,100円	
監査委員（議選）	〃 372,400円	
同（識見）	〃 1,596,000円	
農業委員会の会長	基本給 年額 422,400円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
同 副会長	基本給 年額 321,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
同 委員	基本給 年額 288,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
農地利用最適化推進委員	基本給 年額 258,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
教育委員会の委員	年額 593,700円	
固定資産評価審査委員会の委員長	日額 4,500円	
同 委員	〃 4,500円	
学校医	年額 210,000円	
学校歯科医	〃 210,000円	
学校薬剤師	〃 92,600円	
スポーツ推進委員	〃 30,000円	
社会教育委員	〃 15,000円	
水俣環境アカデミア所長	月額 280,000円	
退職手当審査会委員	日額 20,000円	
防災会議委員	〃 4,500円	
行財政改革推進委員会委員	〃 4,500円	
表彰審査委員会委員	〃 4,500円	
情報公開等審査会委員（学識）	〃 10,000円	
情報公開等審査会委員（一般）	〃 4,500円	
政治倫理審査会委員（学識）	〃 10,000円	
政治倫理審査会委員（一般）	〃 4,500円	
行政不服審査会委員	〃 10,000円	
いじめ調査委員会委員	〃 10,000円	
いじめ調査委員会臨時委員	〃 10,000円	

特別職報酬等審議会委員	〃	4,500円
公務災害認定委員会委員	〃	4,500円
公務災害補償審査会委員	〃	4,500円
総合計画策定審議会委員	〃	4,500円
男女共同参画審議会委員	〃	4,500円
財産価格審議会委員	〃	4,500円
固定資産評価員	〃	4,500円
国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	〃	4,500円
環境審議会委員	〃	4,500円
水俣病資料館協議会委員	〃	4,500円
予防接種健康被害調査委員会委員	〃	15,800円
介護保険等運営委員会委員	〃	4,500円
地域包括支援センター運営協議会委員	〃	4,500円
老人ホーム入所判定委員	〃	4,500円
生活保護嘱託医	〃	14,050円
障害者計画等策定審議会委員	〃	4,500円
民生委員推せん会委員	〃	4,500円
子ども・子育て会議委員	〃	4,500円
人・農地プラン検討会委員	〃	4,500円
換地委員	〃	4,500円
鳥獣被害対策実施隊員	〃	5,000円
都市計画審議会委員	〃	4,500円
公共下水道事業審議会委員	〃	4,500円
教育支援委員	〃	10,000円
奨学生選考委員会委員	〃	4,500円
文化財保護審議会委員	〃	4,500円
水道料金審議会委員	〃	4,500円
専門委員	〃	4,500円
児童扶養手当障害認定医	1件	14,050円
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額	
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
開票管理者		
投票所の立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人		
選挙立会人		
外部立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額	
その他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正）

第6条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正）

第7条 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「部長及び部長相当職以下の職務にある者」を「上記区分以外の職員」に改める。

（水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の見出し及び2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用さ

れるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれかにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条中「、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。」を「、次に掲げる職員とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第21条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについては、規則で定める。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第9条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「継続的」を「断続的」に改める。

第18条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員又は会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の3第1項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員又は地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「地方公務員法第22条第1項」を「地方公務員法第22条」に改める。

（公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項に規定する条件付採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

（水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第13条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「、第14条第2項及び第18条」を「及び第14条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第65号

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第1項第3号中「消防」を削る。

第12条第2項中「給与」を「報酬」に改め、「消防」を削る。

第13条第1項第2号中「風水害」の次に「等」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 会議1回につき 1,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例第4条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴う条文整理等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第66号

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「令」に、「26」を「16」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、「、」を削り、「及び」の次に「当該」を加える。

第11条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

第14条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局をいう。

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次条の規定により助成されるべき一部負担金に相当する額が保険医療機関等に支払われる受給者にあつては、第4条の規定による助成に係る申請は要しない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（保険医療機関等への支払）

第7条 市長は、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を熊本県社会保険診療報酬支払基金又は熊本県国民健康保険団体連合会に委託し、受給者に助成すべき一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより受給者への助成に代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の水俣市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（提案理由）

助成対象者の県内医療機関受診分の医療費助成を現物給付とするため、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について

湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例

（設置）

第1条 湯の鶴地区の観光振興及び地域住民の交流の活性化を図るため、湯の鶴温泉憩いの広場（以下「広場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
湯の鶴温泉憩いの広場	水俣市湯出字樋口1603番1

（所管）

第3条 広場は、産業建設部の所管とする。

（行為の制限）

第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所及び行為の内容を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (3) 広場を損壊させるおそれがあると認めるとき。
 - (4) その他広場の管理上支障があると認めるとき。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可をする場合には、広場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。
(行為の禁止)

第5条 広場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条の許可に係るもの又は公益上若しくは広場の管理上必要があると市長が認める行為については、この限りでない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域内に入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (8) たき火等、火災のおそれがある行為をすること。
- (9) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をすること。
- (10) 広場をその用途以外に使用すること。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、広場を使用する者が、次の各号に該当するときは、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの条例若しくは条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (3) その他広場の管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責を負わないものとする。

(占用の許可)

第7条 広場内に工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占用しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を掲載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 3 前2項で定める事項は、水俣市都市公園条例（平成5年条例第21号）の規定を準用する。

(使用料等)

第8条 広場の利用は、無料とする。

- 2 第4条第1項又は第3項の許可を受けた者の使用料は、別表第1のとおりとし、広場設備を使用しようとする者の使用料は、別表第2のとおりとする。
- 3 使用者は、使用料を前納しなければならない。
- 4 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害その他使用者の責に帰さない理由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用開始前に許可の取消しを申し出て市長がこれを認めたとき。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第10条 広場を故意又は重大な過失により損壊した者は、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の額は、市長が定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部改正)

2 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
水俣市湯の鶴温泉保健センター（本館）	水俣市湯出字沖無田1532番
湯の鶴温泉足湯	水俣市湯出字湯下2173番

別表第1（第8条関係）

行 為	使 用 料
募金、署名活動その他これらに類する行為	1人につき1日 200円
業として行う写真又は映画の撮影	1人につき1日 200円
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	①1時間ごとに 200円 ②10時間を超え24時間まで 2,000円 ③24時間を超える場合は、上記①、②を繰り返し加算する。
その他	その都度定める。

備考

- 1 1時間未満の使用は、1時間として計算する。
- 2 使用時間は、準備及び撤去に要する時間を含むものとする。
- 3 算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表第2（第8条関係）

設 備	使 用 料
コンセント	1時間当たり 100円

備考

- 1 1時間未満の使用は、1時間として計算する。
- 2 使用時間は、準備及び撤去に要する時間を含むものとする。
- 3 算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

湯の鶴温泉憩いの広場の設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第69号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第5号中「750円」を「820円」に改め、同項第6号中「7,560円」を「7,700円」に改める。
別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）

種別	単位	金額	摘要
普通診断書及び証明書	1通につき	1,100円	
身体障害者手帳交付用診断書	〃	5,500円	
死体検案書	〃	4,400円	
死亡診断書	〃	2,200円	2枚目以上1枚につき 1,100円
恩給診断書	〃	4,400円	
傷害事故診断書	〃	4,400円	
裁判用診断書	〃	5,500円	
生命保険診断書	〃	5,500円	病状（症状）調書入院証明書
健康診断書	〃	2,200円	就職用診断書
退職、復職診断書	〃	1,100円	
国民年金、厚生年金診断書	〃	4,400円	障害児福祉手当、特別障害者 手当、特別児童扶養手当
自賠法（交通事故）診断書	〃	4,400円	
自賠法関係診療内容証明書	〃	3,300円	
出生（死産）証明書	〃	1,100円	
妊婦届証明書	〃	1,100円	
スポーツ傷害保険等診断書	〃	1,100円	児童、生徒550円
市町村交通災害共済用診断書	〃	1,100円	
学校感染症の証明書	〃	330円	園児を含む。
交通事故後遺症診断書	〃	5,500円	
支払い証明書等	〃	330円	支払い証明に準ずるもの
諸証明書	〃	1,100円	診断書に準ずるもの

備考

算出した文書手数料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	病院別	総合医療センター 1日につき
----	-----	-------------------

特別室A	5,500円 (5,000円)
特別室B	4,400円 (4,000円)
特別室C	2,750円 (2,500円)
特別室D (2人室)	820円 (750円)
2人室を専用で使用する場合	1,650円 (1,500円)
特別室E (1人室)	1,650円 (1,500円)

備考

算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。ただし、助産に係る使用料は () 書きとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の書類の交付に係る手数料について適用し、同日前の書類の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の特別室の使用に係る使用料について適用し、同日前の特別室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第70号

令和元年度水俣市一般会計補正予算 (第5号)

令和元年度水俣市の一般会計補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,629,917千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第5号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 地方特例交付金		7,000	38,152	45,152
	2 子ども・子育て支援臨時特例交付金	0	38,152	38,152

12	分担金及び負担金		110,605	△8,457	102,148
	1	分担金	10,152	13,902	24,054
	2	負担金	100,453	△22,359	78,094
14	国庫支出金		2,256,689	45,552	2,302,241
	1	国庫負担金	1,715,293	53,104	1,768,397
	2	国庫補助金	535,871	△7,552	528,319
15	県支出金		1,387,553	19,947	1,407,500
	1	県負担金	732,517	△2,504	730,013
	2	県補助金	569,422	22,451	591,873
16	財産収入		56,927	16,764	73,691
	2	財産売払収入	47,987	16,764	64,751
18	繰入金		989,477	△20,661	968,816
	1	基金繰入金	970,859	△20,700	950,159
	2	特別会計繰入金	18,618	39	18,657
20	諸収入		485,721	4,089	489,810
	4	雑入	379,447	4,089	383,536
21	市債		2,346,900	△2,500	2,344,400
	1	市債	2,346,900	△2,500	2,344,400
補正されなかった款に係る額			8,896,159		8,896,159
歳入合計			16,537,031	92,886	16,629,917

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1	議会費	154,140	△2,069	152,071
	1	議会費	△2,069	152,071
2	総務費	2,142,062	9,994	2,152,056
	1	総務管理費	8,869	1,770,314
	2	徴税費	328	183,607
	3	戸籍住民基本台帳費	797	82,282
3	民生費	5,567,054	37,445	5,604,499
	1	社会福祉費	6,839	3,134,898
	2	児童福祉費	26,760	1,931,985
	3	生活保護費	3,846	537,616
4	衛生費	2,071,771	△1,625	2,070,146
	1	保健衛生費	△1,678	354,730
	2	清掃費	△162	840,072
	4	環境対策費	215	164,445
5	農林水産業費	486,322	8,310	494,632
	1	農業費	8,999	243,437
	2	林業費	△689	159,303
6	商工費	795,058	1,387	796,445
	1	商工費	893	354,527
	2	総合経済対策費	494	441,918
7	土木費	1,540,250	△22,228	1,518,022
	2	道路橋りょう費	△23,001	586,741

	5 都市計画費	589,620	773	590,393
8 消防費		570,617	5,425	576,042
	1 消防費	570,617	5,425	576,042
9 教育費		1,573,867	7,619	1,581,486
	1 教育総務費	877,849	4,479	882,328
	5 保健体育費	278,412	3,140	281,552
10 災害復旧費		23,557	48,628	72,185
	1 農林水産施設災害復旧費	11,882	36,059	47,941
	2 公共土木施設災害復旧費	10,741	9,131	19,872
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	3,438	3,438
補正されなかった款に係る額		1,612,333		1,612,333
歳 出 合 計		16,537,031	92,886	16,629,917

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
8 消防費	1 消防費	水俣芦北広域行政事務組合負担金（消防費）	千円 2,902

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎建替事業 （財政課）	自 令和元年度 至 令和4年度	千円 4,034,529
文化会館管理委託料 （生涯学習課）	自 令和元年度 至 令和6年度	118,994
体育施設管理委託料 （スポーツ振興課）	自 令和元年度 至 令和4年度	188,675

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 282,100				千円 284,300			
過疎対策事業	1,282,500				1,277,800			
補正されなかった事業に係る額	782,300				782,300			
計	2,346,900				2,344,400			

議第71号

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

4,155,833千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,418,525	303	3,418,828
	1 県補助金	3,418,525	303	3,418,828
補正されなかった款に係る額		737,005		737,005
歳入合計		4,155,530	303	4,155,833

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,264	303	73,567
	1 総務管理費	36,188	303	36,491
補正されなかった款に係る額		4,082,266		4,082,266
歳出合計		4,155,530	303	4,155,833

議第72号

令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,644,652千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		965,459	315	965,774
	2 国庫補助金	373,267	315	373,582
7 繰入金		540,121	△5,635	534,486
	1 一般会計繰入金	540,121	△5,635	534,486
8 繰越金		1	28,059	28,060
	1 繰越金	1	28,059	28,060
補正されなかった款に係る額		2,116,332		2,116,332
歳入合計		3,621,913	22,739	3,644,652

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費	76,437	△5,320	71,117
	1 総務管理費	40,004	△5,320	34,684
6	諸支出金	822	28,059	28,881
	1 償還金及び還付加算金	822	28,020	28,842
	2 操出金	0	39	39
補正されなかった款に係る額		3,544,654		3,544,654
歳 出 合 計		3,621,913	22,739	3,644,652

議第73号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、公有水面埋立てに関し、熊本県知事蒲島郁夫から別紙のとおり意見を求められたが、これに同意したいので議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

(提案理由)

公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(別紙)

河第264号

令和元年（2019年）8月16日

水俣市長 高岡利治様

熊本県知事 蒲島郁夫

公有水面埋立免許出願に係る意見聴取について（依頼）

このことについて、下記のとおり公有水面埋立の出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づく意見書を令和元年（2019年）11月29日(金)までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、意見書の提出につきましては、同条第4項の規定に基づき議会の議決書を添付してください。

記

- 出願者の住所及び氏名
水俣市陣内一丁目1番1号
水俣市 代表者 水俣市長 高岡利治
- 埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域
別添免許願書のとおり
- 埋立地の用途
護岸用途、公共施設用地、製造業用地、水産業用地
- その他
当該免許出願図書について縦覧を行ったところ、別添のとおり3通の意見書が提出されています。
- 添付書類
免許願書一式（写し）

出願図書に対する意見書（3通）
（添付図掲載略）

議第74号

平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成30年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	499,585,000	△372,000	0
第1項 営業収益	455,799,000	0	0
第2項 営業外収益	43,784,000	△372,000	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 水道事業費	408,428,000	1,692,000	0	0	0	410,120,000
第1項 営業費用	375,552,000	99,000	0	△33,000	0	375,618,000
第2項 営業外費用	31,874,000	0	0	0	0	31,874,000
第3項 特別損失	2,000	1,593,000	0	33,000	0	1,628,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	44,505,000	110,450,000	154,955,000	0
第1項 負担金	3,103,000	0	3,103,000	0
第2項 補助金	41,400,000	10,450,000	51,850,000	0
第3項 繰入金	1,000	100,000,000	100,001,000	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	263,448,000	100,062,000	0	0	363,510,000	80,642,000	0
第1項 建設改良費	218,605,000	100,062,000	0	0	318,667,000	80,642,000	0
第2項 企業償還金	43,843,000	0	0	0	43,843,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額272,584,692円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調資金103,079,475円で補填した。

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
499,213,000	508,952,582	9,739,582	
455,799,000	453,974,265	△1,824,735	うち仮受消費税及び地方消費税 32,234,609円
43,412,000	54,764,517	11,352,517	うち仮受消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税還付額 315,678円 1,056,030円
2,000	213,800	211,800	うち仮受消費税及び地方消費税 13,237円

(単位：円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
4,309,000	414,429,000	370,503,271	0	43,925,729	
4,309,000	379,927,000	360,208,377	0	19,718,623	うち仮払消費税及び地方消費税 6,941,653円
0	31,874,000	8,668,621	0	23,205,379	
0	1,628,000	1,626,273	0	1,727	うち仮払消費税及び地方消費税 30円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	154,955,000	136,483,057	△18,471,943	
0	3,103,000	4,093,057	990,057	
0	51,850,000	55,290,000	3,440,000	
0	100,001,000	77,100,000	△22,901,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
444,152,000	409,067,749	0	0	0	35,084,251	
399,309,000	365,225,760	0	0	0	34,083,240	うち仮払消費税及び地方消費税 26,645,648円
43,843,000	43,841,989	0	0	0	1,011	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額16,535,791円、当年度分損益勘定留保資金102,969,426円、建設改良積立金50,000,000円、過年度分損益勘定留保

平成30年度水俣市水道事業剰余金計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	2,630,689,999	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	41,575,345	0	0	0	0
議会の議決による処分額	41,575,345	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	41,575,345	0	0	0	0
処分後残高	2,672,265,344	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,672,265,344	0	423,360	8,323,000	0

平成30年度水俣市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,672,265,344	8,746,360	161,439,611
議会の議決による処分額	92,808,273	0	△161,439,611
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△68,631,338
資本金への組入れ	92,808,273	0	△92,808,273
処分後残高	2,765,073,617	8,746,360	（繰越利益剰余金） 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
資本剰余金合計	利 益 剰 余 金				
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
8,746,360	0	225,918,272	127,374,853	353,293,125	2,992,729,484
0	0	85,799,508	△127,374,853	△41,575,345	0
0	0	85,799,508	△127,374,853	△41,575,345	0
0	0	0	0	0	0
0	0	85,799,508	△85,799,508	0	0
0	0	0	△41,575,345	△41,575,345	0
8,746,360	0	311,717,780	(繰越利益剰余金) 0	311,717,780	2,992,729,484
0	0	△50,000,000	161,439,611	111,439,611	111,439,611
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	△50,000,000	50,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	111,439,611	111,439,611	111,439,611
8,746,360	0	261,717,780	(当年度未処分利益剰余金) 161,439,611	423,157,391	3,104,169,095

議第75号

平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成30年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和元年8月30日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,958,726,000	212,850,000	0
第1項 医業収益	6,467,578,000	85,441,000	0
第2項 医業外収益	488,654,000	127,409,000	0
第3項 特別利益	2,494,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	8,358,000	2,150,000	0
第1項 医業収益	6,189,000	0	0
第2項 医業外収益	1,938,000	2,150,000	0
第3項 訪問看護事業収益	229,000	0	0
第4項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	6,967,084,000	215,000,000	0

支出

区 分	予 算					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 総合医療センター事業費	7,162,033,000	0	0	0	0	7,162,033,000
第1項 医業費用	7,073,178,000	0	0	0	0	7,073,178,000
第2項 医業外費用	52,047,000	0	0	0	0	52,047,000
第3項 特別損失	34,808,000	0	0	0	0	34,808,000
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 久木野診療所事業費	20,051,000	0	0	0	0	20,051,000
第1項 医業費用	14,376,000	0	0	0	0	14,376,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	5,464,000	0	0	0	0	5,464,000
第4項 特別損失	8,000	0	0	0	0	8,000
第5項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,182,084,000	0	0	0	0	7,182,084,000

(単位：円)

額				
合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
7,171,576,000	7,208,998,425	37,422,425		
6,553,019,000	6,583,759,536	30,740,536	内仮受消費税及び地方消費税	22,995,185
616,063,000	622,549,944	6,486,944	〃	5,613,747
2,494,000	2,688,945	194,945	〃	20,253
10,508,000	9,548,640	△959,360		
6,189,000	5,339,804	△849,196	内仮受消費税及び地方消費税	3,018
4,088,000	4,087,972	△28	〃	0
229,000	120,378	△108,622	〃	0
2,000	486	△1,514	〃	0
7,182,084,000	7,218,547,065	36,463,065	内仮受消費税及び地方消費税	28,632,203

(単位：円)

額						
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考	
0	7,162,033,000	6,774,222,174	0	387,810,826		
0	7,073,178,000	6,685,941,361	0	387,236,639	内仮払消費税及び地方消費税	160,109,646
0	52,047,000	49,349,172	0	2,697,828	〃 79,332 納付消費税等	19,694,000
0	34,808,000	38,931,641	0	△4,123,641	〃	14,812
0	2,000,000	0	0	2,000,000		
0	20,051,000	14,243,993	0	5,807,007		
0	14,376,000	12,463,007	0	1,912,993	内仮払消費税及び地方消費税	253,253
0	3,000	0	0	3,000	〃	0
0	5,464,000	1,780,986	0	3,683,014	〃	18,649
0	8,000	0	0	8,000		
0	200,000	0	0	200,000		
0	7,182,084,000	6,788,466,167	0	393,617,833	内仮払消費税及び地方消費税	160,475,692

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	287,785,000	262,200,000	549,985,000	8,800,000
第1項 企業債	284,000,000	262,200,000	546,200,000	8,800,000
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	3,780,000	0	3,780,000	0
第6項 貸付金返還金	1,000	0	1,000	0
資本的収入合計	287,785,000	262,200,000	549,985,000	8,800,000

支出

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計		
第1款 総合医療センター資本的支出	813,506,000	262,382,000	0	1,075,888,000	8,846,000	0
第1項 建設改良費	287,883,000	262,382,000	0	550,265,000	8,846,000	0
第2項 企業債償還金	514,863,000	0	0	514,863,000	0	0
第3項 投資	9,760,000	0	0	9,760,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資本的支出合計	813,506,000	262,382,000	0	1,075,888,000	8,846,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額521,288,618円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,660,219円、減債積立金479,123,083円、過年度分損益勘定留保資金11,505,316円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	合 計			
0	558,785,000	398,064,000	△160,721,000	
0	555,000,000	359,200,000	△195,800,000	起債前借分174,200,000円を含む
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	34,764,000	34,762,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	3,780,000	2,700,000	△1,080,000	
0	1,000	1,400,000	1,399,000	
0	558,785,000	398,064,000	△160,721,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
1,084,734,000	919,352,618	68,462,000	0	68,462,000	96,919,382	
559,111,000	413,913,017	68,462,000	0	68,462,000	76,735,983	内仮払消費税及び地方消費税 30,660,219
514,863,000	495,679,601	0	0	0	19,183,399	
9,760,000	9,760,000	0	0	0	0	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
1,084,734,000	919,352,618	68,462,000	0	68,462,000	96,919,382	内仮払消費税及び地方消費税 30,660,219

平成30年度水俣市病院事業剰余金計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	資本金		資本剰余金			
	自己資本金	再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	補助金	繰入金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

平成30年度水俣市病院事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	2,049,817,507		14,204,500	2,115,670,061
議会の議決による処分額	0		0	△406,000,000
減債積立金の積立	0		0	△406,000,000
処分後残高	2,049,817,507		14,204,500	(繰越利益剰余金) 1,709,670,061

(単位：円)

剰余金							資本合計
		利益剰余金					
その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
0	14,204,500	490,000,000	0	300,000,000	1,637,126,299	2,427,126,299	4,491,148,306
0	0	400,000,000	0	0	△400,000,000	0	0
0	0	400,000,000	0	0	△400,000,000	0	0
0	0	400,000,000	0	0	△400,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	14,204,500	890,000,000	0	300,000,000	1,237,126,299	2,427,126,299	4,491,148,306
0	0	△479,123,083	0	0	878,543,762	399,420,679	399,420,679
0	0	0	0	0	399,420,679	399,420,679	399,420,679
0	0	△479,123,083	0	0	479,123,083	0	0
0	14,204,500	410,876,917	0	300,000,000	2,115,670,061	2,826,546,978	4,890,568,985

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第60号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和元年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、令和元年7月の梅雨前線豪雨に係る災害復旧の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ765万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ165億2,117万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第61号専決処分の報告及び承認について、専第6号令和元年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、令和元年7月13日の豪雨に係る災害復旧の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,585万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ165億3,703万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に農業施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

次に、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第63号水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第65号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う条文整理等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第66号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、助成対象者の県内医療機関受診分の医療費助成を現物給付とするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、湯の鶴温泉憩いの広場の設置に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第70号令和元年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,288万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ166億2,991万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、分収林事業、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、子どものための施設等利用給付、第5款農林水産業費に、地域特産物産地づくり支援対策事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費、子どものための施設等利用給付、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業、現年発生単独災害復旧事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第9款地方特例交付金、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合負担金消費費の追加を計上い

たしております。

債務負担行為の補正として、市庁舎建替事業外2件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業ほか1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第71号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ30万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,583万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に国保電算システムの改修に伴う委託料の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第72号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,273万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億4,465万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第73号公有水面埋立てについて申し上げます。

本案は、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第74号平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益5億895万円、事業費3億7,050万円で、差し引き1億3,845万円となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1億1,143万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1億3,648万円、資本的支出4億906万円となり、差し引き不足額2億7,258万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,653万円、当年度分損益勘定留保資金1億297万円、過年度分損益勘定留保資金1億308万円、建設改良積立金5,000万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億6,143万円につきましては、建設改良積立金に6,863万円を積み立て、資本金に9,280万円を組み入れる処分を行います。

次に、議第75号平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。
なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入72億1,855万円、収益的支出67億8,847万円となり、差し引き4億3,008万円の利益となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は3億9,942万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億9,806万円、資本的支出9億1,935万円となり、差し引き不足額5億2,129万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,066万円、減債積立金4億7,912万円、過年度分損益勘定留保資金1,151万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高21億1,567万円につきましては、減債積立金に4億600万円を積み立てる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第60号から議第75号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明31日から9月9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月3日正午まで、議案質疑の通告は9月10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時15分 散会

令和元年9月10日

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時39分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）
教育委員会スポーツ振興課長 （緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第2号

令和元年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 谷口明弘君 | 1 水俣市のまちづくりの将来像について |
| | 2 物産館建設について |
| | 3 防災対策に対する具体的取り組みについて |
| | 4 JNC(株)の電子部品事業撤退について |
| 2 岩村龍男君 | 1 市内の道路整備に対する具体的対応について |
| | 2 グリーンスポーツみなまたの現状と対策について |
| | 3 水俣ブランドの推進方策について |
| 3 藤本壽子君 | 1 水俣市の雇用状況と今後の定住化策について |
| | 2 水俣市の地域新電力事業及び再生可能エネルギー導入について |
| | 3 水俣川河口臨海部振興構想事業における公有水面埋立免許出願書について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から令和元年7月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、緒方スポーツ振興課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。
初めに、谷口明弘議員に許します。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

昨日、台風15号が首都圏を直撃しまして、大変な被害が出ている状況、お見舞い申し上げたいと思います。

土曜、日曜と、私少しばかり稲をつくっておりますが、ことしの稲の生育状況は、まあ台風
に、九州、水俣、余り被害に見舞われることなく、順調に生育している状況ですが、トビイロウ
ンカという害虫被害が出ているということで、私も田んぼの中を見回りながら、大変心配してお
ります。大きな被害が出ますと、田んぼの中がそのウンカにやられまして、一面田んぼが枯れて
しまうというような現象が起きますので、台風の被害はなくても、ぜひそういった被害も免れ
て、ことしも豊作に見舞われるように心から願っております。

水俣市の未来を明るくものにするように精いっぱい3期目の経験も生かしながら、執行部に提
案をしてまいりたいと思いますので、真摯な回答をぜひよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。

1、水俣市のまちづくりの将来像について。

- ①、今後水俣市が目指す将来像をどのように考えているか。
- ②、恋路島の活用計画はどこまで進んでいるのか。
- ③、中尾山の梅林の管理状況は、どのようになっているのか。

2、物産館建設について。

- ①、物産館関連予算をさきの議会で認めましたが、現在の進捗状況はどうなっているのか。
- ②、物産館のテーマやコンセプトはもう決まっているのか。
- ③、建設候補地についてはどのようになっているのか。
- ④、水俣産品の商品開発についてどのようになっているのか。

3、防災対策に対する具体的取り組みについて。

①、防災情報の伝達方法が5段階の警戒レベルに変更されたが、変更になって水俣市で発令さ
れた警戒レベルの状況はいかがか。

②、近年の避難所の開設状況及び避難者の状況はどのように推移しているか。

③、レベル4全員避難、避難勧告、避難指示が出されたとき、指定避難所や自主避難所がいつ
ぱいで、結局家に戻ったという話を聞きました。避難所のキャパ不足への不安が市民の声として
聞かれる中、市としての避難勧告、避難指示を出したときに、市民にとってもらいたい行動とは
いかなるものか。

4、JNC株式会社の電子部品事業撤退について。

①、事業撤退の理由または背景についてどのような説明を受けたか。

②、JNC株式会社は、再就職支援についてどのような対応をとると説明を受けたか。

③、水俣市としての支援策はあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市のまちづくりの将来像については私から、物産館建設については産業建設部長から、防災対策に対する具体的取り組みについては総務企画部長から、JNC株式会社の電子部品事業撤退については副市長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市のまちづくりの将来像について、順次お答えします。

まず、今後水俣市が目指すまちづくりの将来像をどう考えているのかとの御質問にお答えします。

本市が目指す将来像については、ことし4月にスタートした第6次水俣市総合計画の中で、「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」と定めております。

これに基づき、多様で温かい人、長く地域を支えてきた地元商工業、豊かな食・温泉・自然など、誇れるまちの宝を結びつけ、豊かで活力ある水俣を築いていくこととします。

また、本市がこれまで実践してきた環境に配慮した施策や取り組みをベースにし、これらをさらに発展させていくために、2015年に国連が提唱し、政府も積極的に推進しているSDGs（持続可能な開発目標）の考え方に基づく、持続可能な地域社会づくりに取り組み、環境、経済、社会の統合的取り組みによるまちづくりに挑戦していきたいと考えております。

次に、恋路島の活用計画はどこまで進んでいるのかとの御質問にお答えします。

恋路島の活用につきましては、平成27年度から平成28年度にかけて、市内の関係団体と学識経験者等からなる委員会において、恋路島の利活用について検討がなされ、恋路島の価値を未来につなぐための提言がまとめられております。

現在は、提言内容にある恋路島及び周辺海域の自然環境を保全するといった活用方針を踏まえ、民間団体におきまして、恋路カキやアオサの養殖、島内探検、磯遊び、ダイビングやカヌーなどのマリンアクティビティー体験などで活用されております。

市としましても、安心・安全でおいしい水俣恋路ブランドを積極的に推進するとともに、マリンアクティビティー体験につきましても、体験・滞在型観光を推進するためのアクティビティー

プロモーション事業を実施し、受け入れ体制を強化するための人材育成に取り組んでおります。

今後ともエコパーク水俣など、周辺の地域資源と結びつけながら、貴重な観光資源の一つとして効果的活用を図ってまいります。

次に、中尾山の梅林の管理状況は、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

この梅林は、昭和38年2月に水俣市青少年問題協議会が「梅1万本運動」を提唱したのを契機に、本市が昭和40年2月に約12ヘクタールに梅を植樹し、観光梅園として造成したものです。

また、昭和52年に災害防備兼保健保安林として、市有林23ヘクタールを生活環境保全林整備事業の指定を受け、拡大整備を行いました。

この梅林は、春先に開花し、これまで市民の方々に観光梅園として親しまれており、昭和61年には約5トンの収穫がありました。

しかし、平成27年には100キログラムしか収穫できず、それ以降は梅の実が少ないことから、梅狩りを中止しているのが現状です。

御質問の梅林の管理状況につきましては、現在、毎年春と秋の2回、下刈りや一部剪定等の作業を行っておりますが、梅狩りができない要因は、樹齢が54年から56年と老木になっていること、梅の剪定ができる専門職がないことなどが挙げられます。

また、近年は、梅狩りの来園者数も極端に減り、家庭で梅の加工をされる方も少ないことから、梅の需要も減ってきていると思われるので、今後は、梅林の管理ができる範囲で観光梅園として維持するとともに、他の景観樹木への切りかえによる梅林の縮小、効率的な管理方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 水俣市の将来像については、第6次総合計画がスタートしたばかりのことし、私も審議会のメンバーとして策定にかかわってまいりましたが、正直言って、30年先、50年先、一体水俣が何を経済の基盤として成り立っているのか、ちょっと想像ができませんでした、正直申し上げまして。

全国的に少子高齢化、人口減少が続く中、これまで水俣市の経済を牽引してきたJNC株式会社を初めとする第二次産業に頼るまちづくりには、現状では限界があるのではないかと感じております。かといって、平地の少ないこのまちで農林水産業を中心とした第一次産業に活路を見出すことも簡単なことではないと思います。

そのような中、インバウンドによる観光客を積極的に取り組む政策を推し進めている国のこの政策にのる形で水俣市を観光地としてさらに発展させることで、まちを活性化させる政策には可能性があると考えております。

水俣には、海と山の温泉があり、天草の温泉と比べても、新幹線の駅や高速道路のインターな

ど、交通インフラが充実していることが大いに強みとなると考えます。

また、医療機関も他市よりも多く、これも水俣の特徴ではないかと考えています。医療ツーリズムという言葉もあるとおり、医療の充実は人を呼び込むツールの一つであります。

恋路島の活用についてですが、自然環境を保全するという検討委員会の提言を受けて、ありのままの自然をカヌーやダイビングなどのマリンアクティビティー体験などを活用しているとのことですが、私も自然のまま後世に残すという考え方には賛成であります。できれば、恋路島にまつわる悲運の女性の物語や恋路島という独特のネーミングを生かして、恋人の聖地としての知名度をさらに発展させる取り組みをしてみたらどうかとも思います。

また、再生した水俣の海を発信する手段の一つとして、グラスボートの運航を水俣の海でできれば、どんなにすばらしいかと思えます。

熊本県内の小学5年生が水俣病学習でこの地を訪れますが、水俣病資料館で学んだ後にグラスボートで水俣の再生した海の中を实际目で見てもらうことは何よりも水俣の海の再生を実感してもらうのにはもってこいの仕掛けではないかと思えます。

また、水俣で最も多くの人を訪れるエコパークにグラスボートの設備があれば、きっと乗船する人は多くいるのではないかと思えます。できれば、こういった提案を実現できるように県に働きかけてもらえたらなと考えます。

中尾山の梅林についてですが、既に老木になっており、収穫量が激減しているということが主要な原因ということですが、中尾山が民間を中心にコスモス園の整備などで近年人が集まる場所になりつつあります。その入り口の梅林についても、今後、民間の力を活用したり、23ヘクタールという広大な敷地を一部もみじやカエデ、メープルなどの景観樹木に植えかえて、1年中楽しめる山になればいいなと考えますので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

政治家である高岡市長や私たち市議会議員が今からこのまちをどのような方向に導いていくか、水俣の将来像について、明確なビジョンを持って当たることが大事ではないかと思えますので、以下質問になりますが、30年先を見据えて、観光と医療のまちを目指してまちづくりを進めていくべきではないかと私は考えますが、市長は、まず水俣の資源や強みをどう捉えていらっしゃるかをお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

30年先を見据えたそのビジョン、そしてこの水俣の資源や強みをどう考えているかという御質問だと思いますけれども、本市の地域資源としましては、この先ほど言われた美しい海、それから海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉、またエコパーク水俣のバラ園など、自然豊かで美しい地域資源があるというふうに考えております。

また、おいしい海の幸、山の幸、それからかんきつ類、サラダたまねぎ、シラス、お茶、チャンポンとスイーツ、この主要6品目、これに加えて、近年では若手生産者が中心となって取り組んでおります和紅茶、それから漁業従事者などが取り組んでいただいております恋路カキなど、ブランド力の高い素材が数多くあるというふうに認識をしております。

現在、本市では、スキューバダイビングやシュノーケリング、スタンドアップパドルボード、いわゆるSUP、それからアウトリガーカヌーなどのマリナクティビティーや七滝トレッキングや矢筈岳登山などのアクティビティーに水俣の温泉やグルメを合わせた体験、それから滞在型の観光の積極的なPR活動など実施をしております。

今後も引き続き水俣のどこにも負けない地域資源を最大限に生かせるように関係機関と連携しながら、さらなる観光客誘致のためのPRや観光資源や農林水産物の磨き上げ、そして新たな水俣ブランドとなり得る素材の発掘、それからイベントの開催等による交流人口の増加、地域経済の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、そのほかにも新幹線や南九州西回り自動車道、肥薩おれんじ鉄道などの交通インフラやことし6月に稼働いたしましたハイケアユニット（HCU）を持つ総合医療センター、全国平均を大きく上回る人口当たりの病床数など、充実した医療体制などの強みを生かしながら、このまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいま答弁いただいたように、水俣には美しい海、海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉、エコパークのバラ園、中尾山のコスモスに湯の児の桜並木など、自然豊かな地域資源に加え、かんきつ類、サラダたまねぎ、シラスにお茶、和紅茶、チャンポン、スイーツ、恋路カキ、水俣が本店の蜂楽饅頭など、ブランド力のある食の資源も豊かです。

また、最近ではスキューバダイビングやSUP、アウトリガーカヌーなど、マリナクティビティーにもわかに脚光を浴びてきています。

また、忘れてはならないのが、音楽のまちといっても過言ではないほど音楽家やミュージシャンがこのまちで音楽活動を続けています。彼らも水俣の大いなる人的資源です。

しかしながら、水俣の大切な地域資源も常に磨きをかけて、リニューアルして、情報発信を続けていかないと、すぐに廃れてしまいます。

そこで、水俣に多くの人を呼び込むためには、これらの資源を磨き上げ、情報発信をするために、毎年決まった額の継続的な投資が必要と思いますが、市長はいかがお考えかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

こういった観光資源を含めたものに対しての継続的な投資が必要ではないかということです。

直近の3カ年間の観光分野におけます決算額は、平成28年度が約1億1,156万円、平成29年度が約8,115万円、平成30年度が約1億1,023万円となっており、平均をいたしますと、毎年1億円を超える予算を配分しております。

本市におきましては、厳しい財政状況の中、将来にわたり、持続可能な行財政運営を継続していくために限りある財源を有効に活用しながら、選択と集中を進めていております。

そういった中で、今後も水俣の地域資源をより有効に生かすことを念頭に置きながら、観光分野においても必要な事業については投資に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、物産館建設について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、物産館建設について、順次お答えします。

まず、物産館関連予算を認めたが、現在の進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

物産館関連予算に関する事業の進捗状況につきましては、本年6月議会の補正予算で御承認いただきました施設整備総合プロデュース業務委託料により、7月に有限会社オフィスフィールドノートと業務委託契約を締結し、今年度中に基本構想や基本設計などの策定を行うこととしております。

年内には基本構想を策定したいと考えており、現在策定に必要な関係者の皆様への聞き取りなどの情報収集を行っております。

これら関係者の皆様への聞き取り結果等を踏まえながら、関係機関との協議など必要な作業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、テーマやコンセプトは決まったのかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、現在、関係者の皆様から情報収集を行っておりますので、今後、テーマやコンセプトを策定してまいります。

次に、建設候補地についてはどのような検討が行われているのかとの御質問にお答えします。

建設候補地につきましては、前回の物産館の建設計画をゼロベースで見直す中で、道の駅みなまたエリアを軸に関係者の皆様の御意見などを伺いながら決定していきたいと考えており、現在皆様の御意見を聴取しているところでございます。本市の物産振興及び交流の拠点施設としてふさわしい場所に建設したいと考えております。

次に、水俣産品の商品開発については、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣産品の商品開発につきましては、本年6月議会の補正予算において御承認いただきました

物産振興強化事業を本市の観光物産振興業務を担う目的で設立された第三セクターの株式会社みなまたに業務委託いたしました。

今後、水産物の掘り起こしや集荷方法など、店舗での品ぞろえの強化を行いながら、地元産品を活用した商品開発につなげていければと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 施設整備総合プロデュース業務委託料については、有限会社オフィスフィールドノートと契約を交わされたということですが、私なりにインターネットなどでそのオフィスフィールドノート、もしくはその代表である砂田光紀氏の情報を集めてみたりもしました。

その代表であられる砂田光紀氏は、これまでも数々のまちおこしのプロジェクトにかかわってこられて、実績を上げてこられている方だということを知りました。

湯の鶴にありますこの本市の鶴の屋ですが、そちらにも九州新幹線の車体のデザインを手がけた水戸岡鋭治氏がデザインしたものですけれども、彼とも親交があるというふうにも聞きました。

実は、先日、この砂田氏がプロデュースした施設を視察する機会を得まして、そこで直接砂田氏から説明を聞く機会を設けました。

砂田氏は、地域で課題となる古い公共施設や廃校などを現代に生かし、継続的に運営できる施設に変身させますと。特産物の品ぞろえが少ない地域では、特に建物自体に人を呼び込む仕掛けが必要と考えて、プロデュースしておりますというようなことをおっしゃっていましたが、自分自身もですが、これは市民の声もそういうふうに私には聞こえてきますが、水俣市自身が正直言って土産物であったり、そういったものの品ぞろえについては、ほかの観光地域とすれば、かなり弱い部分ではないかというふうに考えております。

今現状ではそのような商品開発も進めているというようなお話ですけれども、そういった建物自身、物産館自身に魅力があるという砂田氏のプランについては、私も大いに賛同するところがあります。

例えばの話ですが、水俣では水生生物よみがえった海ということをしてPRするような設備が設けられたらとか、例えば、最近、タツノオトシゴ、新種のヒメタツという生物も水俣で発見されて話題になっておりますが、そういったものを水槽で展示するとか、何かそういった新たな仕掛けがあったら楽しいかなというふうに思ったりしております。

建設候補地についてですが、現在関係者の意見を聞いている最中ということですが、これはどうしても伝えなくちゃいけないと思うのは、市民の声の中に、現在の道の駅まっぼくりの場所ですけれども、あれが国道から見えないと、それじゃあ目立たないじゃないかと。竜北にあるほかの物産施設とすれば、こんなところに建てたのはいかがなものかというような話も耳にしているのは事実でございます。

かといって、さまざまな制約があるということは承知しておりますけれども、現在、その建てる場所を選定中ということですので、ぜひこういった市民の声も考慮していただいて、ふさわしい場所を選定していただければと思います。

品ぞろえについてもこれから力を入れていかなければいけない課題ではありますけど、先ほど砂田さんとのやりとりの中で私は彼のコンセプトには共感すると申し上げましたが、物産館を人を呼ぶための一つの手段として、彼のコンセプトをうまく活用して、多くの人に来てもらえる魅力豊かな物産館を目指していただきたいと考えていますが、いかがは執行部はお考えか、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

砂田氏の建物で人を呼びたいという、そういうコンセプトも物産館建設には必要なんじゃないかという御意見であったと思いますが、議員から今いただきました御意見も含めまして、さまざまな方の御意見を踏まえながら、多くの皆様に来ていただけるような魅力ある物産館にしていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今の現状では、まだ事情聴取というか、意見聴取の段階ということですので、これ以上発展した議論はなかなか難しいと思いますので、またさらにこの計画が進んだ段階で質問をさせていただきたいと思います。

この問題は、以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、防災対策に対する具体的な取り組みについて、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、防災対策に対する具体的な取り組みについて、順次お答えします。

まず、防災情報の伝達方法が5段階の警戒レベルに変更されたが、変更後、水俣市で発令された警戒レベルの状況はいかがかとの御質問にお答えします。

平成31年3月に内閣府が発表した避難勧告等に関するガイドラインの改定により、今年度から、5段階の警戒レベルの運用が開始されました。

この改定後、本市におきましては、6月30日に警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始を発令し、7月13日には、警戒レベル4の避難勧告を発令いたしました。

次に、近年の避難所の開設状況及び避難者の状況はどのように推移しているかとの御質問にお答えします。

過去3年間の避難所の開設状況につきましては、平成28年度が3回、平成29年度が3回、平成30年度が4回で、今年度は9月1日までに4回開設しております。

また、これに伴う避難者数の状況につきましては、平成28年度が熊本地震時を除き約240名、平成29年度と平成30年度がそれぞれ約320名であり、今年度は、既に約600名の方が避難されており、過去3年間と比べますと、大雨や台風に伴う避難者数は約2倍にふえている状況です。

次に、指定避難所や自主避難所がいっぱいで、結局家に戻ったという話を聞くが、避難所のキャパ不足への不安が市民の声として聞かれる中、市としての避難勧告、避難指示を出したときに、市民にとってもらいたい行動とはいかなるものかとの御質問にお答えします。

避難対象者全ての市民を避難所に受け入れることは限界があります。

そこで市民の皆様にとっていただきたい行動としましては、避難所への避難だけではなく、安全な地域にお住いの親戚、知人宅に身を寄せる方法や垂直避難といわれる自宅の2階や山側とは反対側の少しでも安全な部屋の中で過ごす方法など、自分の命を守る最善の方法をとっていただきたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいまの答弁にもありましたように、避難所の開設回数は、例年とさほど変わらないものの避難者数が昨年と比べて、既に約2倍近くになっているということがわかりました。

このことが避難所のキャパ不足への不安を抱く市民の声につながっているものではないかというふうにも想像します。

そもそも全市民を収容できるような避難所を自治体であらかじめ準備することには限界があると私も考えます。

先ほど答弁にもあったように、親戚、知人のお宅に身を寄せたり、自宅の中でも山側と反対側のできれば2階の部屋で過ごすなど、自分の命を守る行動が必要だという説明だったと思います。

私自身も年老いた両親と住んでおりますが、大雨のときは当然山の麓に住んでおりますので、父親と母親には2階に上がるようにというような話を声をかけたりして、自主的な命を守る行動に心がけているところでございます。

ところで、そもそも避難者数が例年と比べて倍近くになった、この要因を市としてはどのように分析しているのかをお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

避難者数が昨年度に比べて既に約2倍となっている、この要因は何かという御質問だったかと思えます。

増加の要因としては、マスメディアが5段階の警戒レベルを併用した防災情報、これをわかり

やすく提供したことや、本市でも独自に警戒レベルの運用開始について、自主防災組織連絡協議会や自治会定例会の場において、梅雨入り前に説明したこと、市報に掲載したこと、地域防災マネージャーである危機管理監が地域に出向き、防災講演会の中で警戒レベルと予防的避難について、周知したことによる市民の防災に対する意識の高まりなどが増加要因として考えられます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 昨今、この異常気象であるとか、50年に一度の大雨などという言葉が毎年のようにニュースで耳にするようになりました。防災情報や市民の関心はますます高まりつつあります。

防災無線や戸別受信機の戸別配布によりまして、以前より水俣市からの情報伝達については、充実してきたとは思いますが、先進自治体ではスマホのアプリやSNSなどを使って防災情報の提供を行うと、そういった先進的な自治体も出てきております。

SNSを使うことによって、市民からの被害発生状況の提供をお互いにやりとりできたり、若者に直接的にボランティアを呼びかけたりすることも可能になります。

そこで、本市では、今後防災情報や避難情報をSNSなどを活用して行うことについて、どのように考えているのか、最後に質問します。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 谷口議員の3回目の質問にお答えします。

避難情報を提供する方法として、SNS等の活用について、今後、どのように考えているかとの御質問だったかと思えます。

SNS等の活用については、Yahoo!防災速報、このアプリの活用を検討しております。

このアプリは、本市において約4,200人がダウンロードしていると聞いており、この利用者のスマートフォンや携帯メールへ緊急情報を配信したり、地図上に避難所情報を提供することが可能となります。

現在、災害に係る情報発信等に関する協定の締結について、ヤフー株式会社と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、JNC株式会社の電子部品事業撤退について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、JNC株式会社の電子部品事業撤退について、順次お答えします。

まず、事業撤退の理由または背景についてどのような説明を受けたかとの御質問にお答えします。

同社から伺いました内容としましては、主な製品の向け先であるフラットパネルディスプレイ市場における事業環境の悪化に伴い、収益確保が困難となり、今後の業績改善の見込みが立たないことが撤退の理由と伺っております。

次に、JNC株式会社は、再就職支援について、どのような対応をとると説明を受けたかとの御質問にお答えします。

JNC株式会社からの説明によりますと、今回の事業撤退に伴うサン・エレクトロニクス株式会社の解散に対し、JNC株式会社が依頼した就職支援を専門とする株式会社パソナ及び公益財団法人産業雇用安定センター熊本事務所の2者が従業員全員の再就職支援を行うと伺っております。

次に、水俣市としての支援策はあるのかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、このたびの事態を受け、各種情報収集や支援策の推進を図るため、8月9日に庁議メンバーを構成員とする水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る支援本部を設置いたしました。

さらに、同月20日に市役所内の関係部署による支援策等検討会議を開催し、まずは、現時点で即応可能な既存の支援施策を一覧として取りまとめ、サン・エレクトロニクス株式会社に提供するとともに、従業員の方やその御家族からの相談、各種情報提供、市内事業者からの相談等に幅広く対応するため、同月23日には水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る総合相談窓口を経済観光課経済振興室に設置したところです。

今後、本市ではサン・エレクトロニクス株式会社の従業員の方々や御家族の生活安定を図るため、最大限の支援を進めてまいります。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私自身もこのニュースを耳にしたとき、大変なショックを受けました。

114名の方々が職を失うというこの大変な状況。思い起こしますと、私が高校を卒業する2年ほど前に立ち上がった会社かと記憶しておりまして、友人、知人も多く勤める会社であります。

実際、その友人らからも再就職であったり、彼らの抱える不安についての相談等の電話をもらいましたけれども、平均年齢が47歳というふうにお聞きしておりますが、子育てに一番お金がかかる時期であったり、もしくは家のローンの返済などを抱える、そういった深刻な状態にそれぞれの御家庭があるはずで。市としても全力で支援策を打ってほしいと、もう切にこれはお願いしたい思います。

質問としましては、8月23日ですかね、経済観光課に設置されたという相談窓口ですけれども、既に何がしかの相談があっているのかというようなことをお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

総合相談窓口を設置後の相談等の状況についてのお尋ねというふうに思います。

一部従業員の御家族から問い合わせがっておりますが、現在のところは主に報道を通して、今回の事態を知った市内外の事業者等から従業員の方々の再雇用についての相談が複数寄せられております。

なお、再雇用に関する情報につきましては、サン・エレクトロニクス株式会社に随時情報提供を行っているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 一部の従業員の御家族からお問い合わせがあったということです。大変不安を抱えられていることであると思います。

また、救われるのはそういった報道で知った事業者から再就職支援について積極的に問い合わせがっているというような情報は、大変ありがたい話であるなというふうにも考えます。

水俣市で行える支援策は全て確実に対象者の方々にタイムリーに情報として行き渡るように配慮をぜひお願いいたしたいと思います。

一方で、そういった報道で知った市内での事業者の再雇用については、できればそういったものが確実に実を結ぶように市のほうも対応をお願いしたいと思います。

これは最後に質問は、やはり高岡市長にお尋ねしたいと思うんですけれども、この事態ですけれども、高岡市長自身も大変深刻に受けとめられているのではないかと思います、市長御自身のこの件に関する率直なお考えをお尋ねしたい、それで終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今回の状況につきましての私の意見ということですが、今回の事態は、先ほどからもありますように100名を超える方々が離職を余儀なくされるという大変重大な事態であり、市にもさまざまな影響があるものと考えておりますけれども、それ以上にやはり従業員の方々やその御家族の方にとっては、生活にかかわる深刻な問題であるというふうに認識をしております。

私は常々、私を含め市役所の責務は市民の方々が将来まで水俣で安心して暮らすことのできる環境をつくっていくということであり、そのためには、我々一人一人が自分のことと捉えて、それぞれの役割の中で今できることを考え、行動に移さなければならないというふうに考えております。

今がまさにそのときでありまして、本市としましては、従業員などの皆様が今後も本市に住み続けていただけるよう、最大限の支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、この事態を乗り切るためには、さまざまな方面からの御協力も必要不可欠とい

うふうになってまいります。議員の皆様方におかれましても、本市の重大な事態ということをご理解いただき、何とぞ本市の取り組みにお力添えいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩村龍男議員に許します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 皆さん、改めましておはようございます。自由民主党自民会派の岩村でございます。よろしくお願いいたします。

4月に行われた統一地方選挙から早5カ月が経過しようとしています。平成から令和へ元号が変わり、水俣市議会においても改選後、5月臨時議会において議長に岩阪議長、副議長に牧下副議長の体制で議会がスタートいたしました。

高岡市長におかれましては、2019年度から2026年度までの第6次水俣市総合計画のテーマ「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」を掲げ、市政70周年の本年度がスタートしております。

さまざまな行事の企画は、市民の皆さんが楽しみにしておられますので、市長におかれましては、さらなる活躍を期待いたします。

一方、8月初旬、チッソ株式会社及びJNC株式会社より、電子部品事業の撤退の報告が高岡市長へあり、支援策等検討会、相談窓口の設置がなされております。

今後については、しっかりとした支援対策を講じていけるよう、行政・議会・民間企業等、協力することが重要になってくると思われまます。他人事と思わずしっかりとした形でかかわってきたいと考えております。

そういう中、8月30日の環境省の発表で2020年度政府予算の概算要求に水俣病特別措置法に基づく対策関係経費として111億9,200万円を計上し、2019年度の当初予算とほぼ同額の要求でしたと新聞の記事がございました。

国の政策では、現行の過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには引き

続き過疎地域に対して総合的、かつ積極的支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていかなければなりません。

水俣市にとって、引き続き重要な政策、予算になります。

我々自民会派としても、水俣市議会へ意見書の提出を思案しているところでございます。

また、新国土強靱化対策の継続・充実を求める意見書、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度、難聴児に対する補聴器購入費、助成制度の創設を求める意見書、以上3件を思案しておりますので、どうか意見書の提出の際には、議員の皆様には御賛同いただけるようお願い申し上げます。

通告に従い、本壇からの質問を行います。

大項目1、市内の道路整備に対する具体的対応について。

(1) 県道268号線の丸島地域の道路整備が行われているが、市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線の整備計画はどのようになっているのか。

(2) 今季の梅雨前線・豪雨被害について、6月30日から7月3日の期間で12件、7月13日からの被害で20件と状況報告があったが、復旧状況はどのようになっているのか。

大項目2、グリーンスポーツみなまたの現状と対策について。

(1) 施設の現在の管理・運営及び状況はどのようになっているのか。

(2) 今後の施設運営は、どのような計画があるのか。

大項目3、水俣ブランドの推進方策について。

(1) 観光振興の水俣ブランドとは、どのような取り組みか。

(2) 農林水産業・振興の水俣ブランドとはどのような取り組みか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩村龍男議員の御質問に順次お答えします。

まず、市内の道路整備に対する具体的対応については産業建設部長から、グリーンスポーツみなまたの現状と対策については教育長から、水俣ブランドの推進方策については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 市内の道路整備に対する具体的対応について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに、市内の道路整備に対する具体的対応について、順次お答

えします。

まず、県道268号線の丸島地域の道路整備が行われているが、市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線の整備計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

県道268号水俣港大黒町線とエコパークを結ぶ市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線につきましては、沿線住民の生活道路として、また、国道3号の渋滞を避けエコパークから市街地へ抜ける迂回路線として、交通量がふえつつあります。

本市としましても、汐見町から梅戸町を結ぶ市道幅員が狭く、離合が難しいことは認識しており、以前から朝夕の通勤通学の時間帯における通行の危険性が市民の皆様から指摘されていきましたので、道路改良の必要性があると判断し、改良計画の策定に向けて、平成26年度に概略設計を行いました。

設計を行った結果、地形的な条件から擁壁などの構造物が多く必要であり、また、道路用地を取得するための住宅移転補償など事業費が極めて多額になることや、既に継続して実施している牧ノ内・大迫線や袋インター線の道路改良事業、水俣川河口臨海部振興構想事業など、多くの事業を抱えていることから、市の財政上、当該路線の全線改良に取り組むことは、現時点では難しいと考えております。

しかしながら、交通安全上、何らかの対策が必要ですので、まずは、離合箇所を設けることから取り組むこととしておりますが、熊本県は、既に県道水俣港大黒町線とエコパークのアクセスを見据えて、県道改良事業に着手されておりますので、今後、市道の改良を早期に実現できる有効な手段がないか、熊本県に相談してまいりたいと考えております。

次に、今季の梅雨前線豪雨被害について、6月30日から7月3日の期間で12件、7月13日からの被害で20件と状況報告があったが、復旧状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

道路の通行に支障となるのり面の崩落や側溝閉塞などございましたが、崩土の除去や側溝しゅんせつなど行い、道路の支障となるものは除去し、通行可能となっております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

県道268号線、水俣港大黒町線とエコパークを結ぶ沿線住民の生活道路、また国道3号線の渋滞を避け、エコパークからの市街地へ抜ける巡回路線として、交通量はふえていると認識している。市民の声も朝夕の通勤、通学の時間帯の通行の危険性、離合箇所の問題等が指摘され、平成26年度に概略設計をやったが、地形的条件等や道路用地取得、事業費の確保が財政上難しいとのこと、しかしながら、交通安全上、何らかの対策が必要と答弁をいただきました。

私も市民の方から、どげんかならんとかいとの声を真摯に受けとめ、今回、質問を上げたところ

ろでございます。

水俣警察署に問い合わせたところ、交通事故の状況は市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線の平成27年から現在まで4件発生しているとのことでした。単純に1年に1回発生している状況です。

この道路については、みなくるバスの運行ルートでもあります。交通安全上、スムーズな離合箇所の確保が必要と思われます。

また、ことし3月水俣インター開通後、国道3号線の自然渋滞の発生やエコパークのイベント、スポーツ大会の開催もふえてきている状況で、今後、この路線は交通量の増加は確実と思われます。

それらを踏まえ、一つお願いと質問をいたします。

答弁で熊本県が県道水俣港大黒町線とエコパークのアクセスを見据えて県道改良工事に着手されているとのこと、市道の改良実現に向け、有効手段を熊本県に相談をするということで答弁いただきましたが、この件に関しましては、早急に相談をしていただきたいと思えます。

ここから質問になります。

この道路は、みなくるバスの路線でもあります。市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線の交通量調査等が行われているのか、1点。

今季の梅雨被害に伴う道路復旧は完了しているとのことですが、通常時の道路改良等の要望件数及び処理状況は、平成30年度、本年度においては、どのようになっているのか、以上2点、お願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。

まず1点につきましては、市道梅戸・明神町線の路線の交通量調査が行われているのかという御質問でございました。

現時点では、市道梅戸・明神町線の利用についての交通量調査は行っておりませんが、一般車両だけではなく、バスの通行などもあり、利用者が多いことは把握しておりますので、今後の詳細な計画策定の際には、交通量調査を行う必要があると考えております。

2点目の御質問ですけれども、通常時の道路の要望及び処理状況は、平成30年度と本年度でどのようになっているのかという御質問であったと思えます。

平成30年度につきましては、市民から約400件の要望をいただいております。そのうち8割が対応済みでございます。また、令和元年度につきましては、約200件程度の要望をいただいております。9月3日現在で約7割が対応を終えております。

さまざまな要望に対しまして、速やかに対応しているところではございますけれども、要望に対応できていない2から3割は強化舗装、道路改良など、大規模な工事を伴うものでございまして、このため計画的に事業を進める必要がございますので、事業内容を調整しながら、要望解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁、ありがとうございました。

道路整備については、要望はさまざまだと思います。市民の皆様の交通安全のためにも大切なことですので、どうぞよろしく願いいたします。

また、側溝等については、豪雨被害を緩和する排水処理施設でもあります。担当課の日常点検、管理はどのように行われるのか、1点。

最後に、地域において、道路維持のために河川敷道路等の除草作業を市民の方たちが自主的にやっておられることに対して、車の往来等が危険な場合があり、作業中に際して、除草作業中徐行をお願いしますというような看板の貸し付けができないのか、2点質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

2点ございました。

まず1点目でございますが、側溝の日常点検、管理はどのように行われているのかという御質問だったと思います。

本市の側溝等の排水路は、区域や施設の目的に応じて管理する部所が分かれております。

各施設の担当者が日常点検として、適宜パトロールを行っております。また、しゅんせつや周辺の草刈り等の維持管理につきましては、市内一円広範囲になりますので、職員での作業に加え、業者による作業委託を行っております。

2点目でございますが、草刈りするときに、危険なので徐行看板などの貸し出しができないかという御質問だったと思います。

道路の除草につきましては、本来、市で対応すべきところではございますけれども、管理する施設が多くて、全ての施設において十分管理ができていない現状でございますので、地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

御質問の看板の貸し出しにつきましては、申請いただければ、貸し出しを行っておりますので、土木課まで御相談いただきたいと思います。

また、地域住民により市道敷の除草作業を行っていただく際につきましては、燃料、防草シー

トなどの資材支給や刈払機、ブローワーなどの貸し出しを行う制度もございますので、合わせて御活用いただければと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、グリーンスポーツみなまたの現状と対策について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、グリーンスポーツみなまたの現状と対策について、順次お答えします。

まず、施設の現在の管理・運営及び使用状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたは、以前の指定管理者による管理・運営がうまく機能しなかったため、現在は、スポーツ振興課が直接管理と運営を行っています。

使用状況につきましては、団体での使用のみを把握しており、平成28年度が452人、平成29年度が347人、平成30年度が555人となっています。

しかしながら、本年度は、施設の老朽化によって水道やトイレを使うことができず、団体使用を制限していますので、地元のグラウンドゴルフや一部の認定こども園による自然ふれあい体験などのわずかな使用状況となっています。

次に、今後の施設運営はどのような計画があるのかとの御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたの今後について検討するため、本年6月に庁内検討会を設置いたしました。庁内検討会は、財政課、都市計画課、農林水産課、経済観光課、教育総務課、スポーツ振興課の職員で構成しております。現場視察のほか、これまで2回の検討会を開催し、今後の施設運営について協議しております。

これまでの協議内容としましては、水俣の子どもたちが自由に自然の中で遊び学べる場にすればどうか、あるいは、何もない自然にいやしや憩いを求める人をターゲットにしたらどうかなどの意見が出されています。

いずれにしても、余り経費をかけずに施設整備を行い、ありのままの自然環境を生かした計画がよいのではないかと方向性で協議を進めております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁、ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入ります。

グリーンスポーツみなまたの利用状況は、現在でも利用者があるが、施設老朽化のため、水道、トイレを使うことができず、団体使用の制限をしているとのことですが、最低限の水道、電

気、トイレ等の施設管理はできないのか、1点。

そして、地元住民の方たちのグラウンドゴルフの利用があるということですが、グリーンスポーツみなまたに対して、地域住民の方たちの認識はどうか、1点。

続いて、施設運営の計画については、今年6月に庁内検討委員会を設置し、自然環境を生かした計画がよいのではないかと方向性で協議を進めているとの答弁をいただきましたが、現在の使用状況の照会で、市内の認定こども園による自然ふれあい体験が行われているとのこと。

そこで3点目の質問ですが、幼児教育の過程の中で、とても大切な体験になると考えるが、市内の保育園や幼稚園等に活動の紹介を取り組まれるようなアドバイスはできないのか、1点。

また、庁内検討会の中で、南九州西回り自動車道袋インター（仮称）の開通が今後予定されているが、開通に向けての何らかのアクションを起こす考えはないのか、1点。

最後に、指定管理者による運営管理が機能しなかった原因は何か把握をしているのか、以上5点、よろしく願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。5点ございました。

1点目は、最低限の水道、電気、トイレ等の施設管理はできないのかとの御質問でした。

現在、施設内の電気の使用はできますが、水道配管の老朽化によって地下漏水が発生し、水道とトイレは使用できません。地下漏水の場所の特定は難しく、水道とトイレの復旧には数百万円の多額の費用を要しますので、庁内検討会などで今後の方針が定まり次第、対応してまいります。

2点目ですけれども、グリーンスポーツみなまたに対しての地域住民の方の認識についてですけれども、現在も地元のグラウンドゴルフでは利用されており、施設の活用を望む地域住民の声もあると伺っております。

3点目は、自然ふれあい体験を市内の保育園や幼稚園等にも紹介をして、取り組まれるようなアドバイスはできないのかとの御質問でした。

幼児期に自然を五感で感じ、バランス感覚や危険を察知する力を身につけることは大切ではないかと思えます。

また、今の子どもたちはゲームなどの既存のものでしか遊ぶ機会がありませんので、自然とのふれあい体験を市内の保育園や幼稚園へ紹介することは可能であると考えております。

4点目は、庁内検討会で仮称であります袋インター開通に向けて、何らかのアクションを起こすことは考えてないのかとの御質問でした。

グリーンスポーツみなまたは、今でも国道3号線から近い施設ですけれども、仮称袋インター開通によって、さらにアクセスがよくなります。自然体験やいやしなどを求める人々の受け皿として、グリーンスポーツみなまたが活用されることも考えられますので、今後、庁内検討会など

において、どのような取り組みができるのか、協議していきたいと思えます。

最後、5点目ですけれども、指定管理者による管理・運営が機能しなかった原因は何か把握しているのかとの御質問でした。

原因につきましては、施設の清掃等が不十分であること、また指定管理者独自の物品の持ち込み等で施設内の整理整頓ができていないこと、ほかにもホールや会議室が倉庫代わりに使用されることなどがあり、指定管理者による管理・運営に対して、多くの方々から指摘を受けておりました。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。

それでは、3回目に入ります。

現時点では、以前のようなグリーンスポーツの施設利用は難しいのが現実とわかりました。私の周りの方たちに有志でグリーンスポーツの復活に尽力したいという方たちがいらっしゃいます。ぜひ6月に庁内検討会が設置されているのであれば、今後、市民の方たちの声も検討会へ届くような機会を設けていただくことはできないか、1点。

また、答弁をいただいた中で、グリーンスポーツでの現在取り組まれている幼児教育での自然とのふれあい体験の市内の保育園や幼稚園に紹介をするのは可能であると答弁をいただきましたが、他の教育施設と同様に考えていただき、自然に触れ合う教育等のプログラムなどに取り組み、幼児教育から水俣市としてかかわることができないのか、1点。

最後に、管理・運営について、指定管理者であった方たちが適切な管理・運営ができなかった。また、管理者への多くの指摘を受けていたと答弁をいただきました。水俣市として、指定管理者に予算を出し、管理をお願いしているのに、この結果はどうかと思えます。

その当時の対応はどのようにしていたのか、1点。

最後に、現在、スポーツ振興課での管理だが、今後、どのように考えておられるのか、1点。計4点、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えします。4点ございました。

1点目は、市民の方々の声が庁内検討会に届くような機会を設けられないかとの御質問でした。市民の声をお聞きすることは、大切だと思いますので、広く御意見がいただける方法を考えてまいります。

2点目ですけれども、市として自然に触れ合う教育などのプログラムなどに取り組み、幼児教育から水俣市としてかかわることができないのかとの御質問でした。

幼児教育に関しましては、それぞれの保育園や幼稚園、認定こども園の方針を尊重したいと考えております。

3点目ですけれども、指定管理者であった方たちが適切な管理・運営ができなかったことに対して、当時の対応はどのようなだったのかという御質問でした。

指定管理者に対して、管理・運営に問題があることを口頭や文書等で通達しておりましたが、なかなか改善がなされない状況でありました。

最後4点目ですけれども、グリーンスポーツみなまたを現在はスポーツ振興課で管理しているが、今後はどのように考えているのかとの御質問でした。

今後の管理をどこがどのように行うかについても、庁内検討会などで協議してまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣ブランドの推進方策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣ブランドの推進方策について、順次お答えします。

まず、観光振興の水俣ブランドづくりとはどのような取り組みかとの御質問にお答えします。

観光振興の水俣ブランドづくりとは、本市が持つ食や温泉等の豊かな地域資源の磨き上げ及び新たな観光商品の開発等を通じて、地域主体の訪れたくなる水俣のイメージづくりと考えております。

具体的な取り組みとしまして、これまで湯の児温泉や湯の鶴温泉、エコパーク水俣バラ園などの既存の観光資源につきましては、食や文化施設などの他の地域資源との組み合わせによる新たな着地型観光商品の開発及び情報発信を行ってきております。

これからさらに、新たな観光資源として、湯の児の穏やかで美しい海を利用したスキューバダイビングやシュノーケリング、スタンドアップパドルボード、アウトリガーカヌー等のマリニアクティビティーや山合いの自然豊かな湯の鶴での七滝・矢筈岳のトレッキングなど、体験型メニューの旅行商品化を目指すアクティビティプロモーション事業を進めてまいりますとともに、水俣にある多様な資源を新たな視点で磨き上げ、水俣にしかない、水俣ならではのブランドづくりを行ってまいります。

次に、農林水産業振興のみなまたブランドとはどのような取り組みかとの御質問にお答えします。

現在、本市が農林水産業振興のために、みなまたブランドとして推進している品目としては、甘夏・デコポン等のかんきつ類、サラダたまねぎ、お茶等の基幹作物に加え、最近では太秋柿、和紅茶、恋路カキ等があります。

具体的な取り組みとしては、農林水産物のPRと販路拡大を目的としたサラたまちゃん祭り、みなまた新鮮市、農産物フェア、九州和紅茶サミット、水俣漁師市、恋路カキ小屋など、イベント開催に対する支援を行っております。

また、関係団体や生産組織等に対し、国・県の補助金等を活用しながら、品質向上と安定生産につなげていくための農業機械の導入など各種ハード事業に対する支援を初め、加工品開発、販路開拓のための展示会等への出展補助、先進事例調査などソフト事業に対する支援を行っております。

さらに、最近では、みなまたブランドを拡大していくため、JAなど関係団体と連携しながら営農座談会を開催し、タケノコ、一寸ソラマメ、ホオズキ、アスパラガス等の新たな品目の作付についても推進しております。

今後は、引き続き、国や県、JA、漁協など関係機関・団体と連携しながら、農林水産物のみなまたブランドとしての付加価値を高め、生産者の所得の向上につなげていくとともに、本市の地元農林水産物の地産地消の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁、ありがとうございました。

観光振興の水俣ブランドは、水俣を訪れる方たちへの地域資源を生かした画期的な推進だと思えます。

また、農林水産業振興のみなまたブランドは、地元農林水産物品のPR活動、加工品、開発等、地域地産地消の推進のさまざまな取り組みと答弁をいただきました。

引き続き、国、県、関係機関、団体と連携をしていただき、生産者の所得向上に尽力をお願いしたいと思います。

しかしながら、今後、南九州西回り自動車道袋インター（仮称）が開通した場合、ストロー現象により、水俣インターにおりる車が減ることが予想されます。

現実、国道3号線沿いのコンビニ等に影響が出ていると思われるが、エコパーク水俣、道の駅周辺を物産振興の拠点として、今後、ソフト面、ハード面を整備し、PRしていくことでストロー現象による影響を減らし、他地域からの水俣を訪れる一つの目的地にできるのではないかと思います。どのように考えられますか、1点、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。

水俣インターの（仮称）袋インターが開通することによって水俣でおりる方が減っていくのではないかとということで、それに伴い、エコパークを含めた周辺のソフト、ハード含めた整備が必要ではないかとということでございますけれども、インター開通に伴いまして、水俣市内におりる

車の減少を最小限にとどめるための一つの対策といたしまして、今、岩村議員から御提案がありましたエコパーク水俣の道の駅周辺を本市の物産振興の拠点とすることにつきましては、私もそのとおりだというふうに考えております。

現在、エコパーク水俣は、スポーツイベントやバラ園等のより多くの方々に御利用いただいておりますが、エコパークを利用される方々を含めまして、外部に対して本市の魅力ある特産品を情報発信することについては、現状では十分ではないというふうに考えておりますので、農林水産物のみなまたブランド化による取り組みによって生まれました新たな産品を含めまして、本市の魅力的な産品の情報を効果的に発信をいたしまして、物産振興につなげるために、現在進めております物産館や本年6月議会の補正予算において御承認をいただきました物産振興強化事業などの事業によりまして、ハード及びソフト、その両面から本市の物産振興を進め、多くの方に目的地として来ていただけるような魅力的な物産振興の拠点施設を今後整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございます。

エコパーク水俣、道の駅周辺を水俣の物産振興の拠点と位置づけ、目的地としていただけるようみなまたブランドを確立していただきたいと思います。

そこで最後の質問ですが、観光振興における水俣ブランドを進めるに当たり、本市の観光物産振興を担う民間団体、一般社団法人みなまた観光物産協会との連携は必須と思いますが、高岡市長は、この点はどのようにお考えか、1点、最後によろしく願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

みなまた観光物産協会との連携について必要だと思うが、どう考えるかという御質問でございますけれども、観光振興におけます水俣ブランドを進めるに当たりましては、一般社団法人みなまた観光物産協会との連携については、当然必要なことであるというふうに考えております。

観光物産振興に取り組むに際しましては、観光物産協会の皆様にもこれまで以上に観光PRやイベント等に積極的に御参加をいただき、官民一体となって水俣ブランドづくりを進めまして、目的地として、先ほども申し上げましたように、選ばれるような観光地づくりを今後も目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは、無限21の藤本壽子です。

ことしの夏の後半は、長雨と台風などの影響で雨天の日々が続きました。8月は、広島、長崎の原爆投下に合わせ、多くの番組・報道がありました。そして、お盆を前に県庁では、高校生平和大使が知事を訪問するということがあり、たまたま私もその場に居合わせました。高校生のスピーチを聞くことができ、若い人たちが、平和を願い行動することが、どれほどとうといことか改めて感じることができました。

しかしながら、同じ月の熊日新聞の一面記事は、このような内容でした。防衛費5兆3,223億円、8年連続増、宇宙など対処強、この記事を読み、とっさに思ったことは、人類は進歩などしていない、むしろ後退しているということでした。破滅への道を歩みつつあるのではないのでしょうか。

安倍内閣は三沢基地で墜落、また米監査院が欠陥を指摘している事例のあるF35機の購入を2018年の閣議決定で決めました。既に42機購入済みに加え、105機を追加購入する方針を決めました。F35の維持費は何と6.2兆円にもなります。平和憲法を持つ日本が、軍事費拡大に突き進むことは決して見逃すことはできないことでもあります。

今、日本が、世界に向けて行うことは、唯一の被爆国として、命をかけても平和外交を指針にすることであり、専守防衛を逸脱した軍拡には向かわないことであると考えます。

以下、質問に入ります。

水俣市の雇用状況と今後の定住化策について。

- ①、水俣公共職業安定所公表の水俣所内の現在の有効求人倍率はどれくらいか。
- ②、産業別新規求人の状況はどのようになっているか。
- ③、一般フルタイム、パートタイムで働く方への紹介状況のうち、おのおのの就職率、充足率はどのようであるか。
- ④、JNC株式会社の電子部品事業の撤退に当たっての雇用対策については、具体的にどのように進めていくのか。
- ⑤、水俣市の定住化策として現在強化して取り組んでいることは何か。

大項目の2です。水俣市の地域新電力事業及び再生可能エネルギー導入について、質問をします。

- ①、水俣市における再生可能エネルギーを中心とした電力の実証試験の進捗状況は、どのよう

になっているか。

②、廃棄物系バイオマスにおける発電など、利活用の計画は進んでいるのか。

③、小水力発電所については、今後ふやしていくのか。

④、今年度の総務企画部企画課の予算中、地域新電力会社に関する先進事例調査ということで予算が計上されていますけれども、調査は行ったのか。

最後の大項目です。水俣川河口臨海部振興構想事業における公有水面埋立免許出願書について。

①、水俣市の公有水面埋立免許出願書を閲覧した専門家によると、水俣川を通じて各種汚染物質が海域に流入し、沈降堆積する現象の予測把握が行われていないという指摘であるが、これについての市の見解はいかがか。

②、底質に堆積した沈殿物中の各種成分、窒素、リンなどの栄養塩類や赤潮発生の原因となるビタミン類や微量金属類及び有機質などの溶出、移流拡散などに係る実測調査及び影響予測が行われていないという指摘については、どのように思うか。

③、海塩粒子の飛散による大気系への影響の予測評価が行われていない、または予測評価を行う必要性がない理由についての記述がないという指摘であるがこのことについては、いかがか。

④、市民からの指摘によると、底質分析調査のためのサンプリングは、船上より採泥器を用いて行っているが、これでは表面のみの採泥になる。ボーリング調査によって採泥し、分析を行うべきであるという指摘については、どのように思うか。

最後⑤、埋め立て予定地の活用については、護岸用地、公共施設用地、製造業用地、水産業用地との記載があるが、具体的にどのような方針で譲渡する予定を持っているか。

本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の雇用状況と今後の定住化策については私から、水俣市の地域新電力事業及び再生可能エネルギー導入については副市長から、水俣川河口臨海部振興構想事業における公有水面埋立免許出願書については産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市の雇用状況と今後の定住化策について順次お答えします。

まず、水俣公共職業安定所公表の水俣所内の現在の有効求人倍率はどれくらいかとの御質問にお答えします。

水俣公共職業安定所が公表しております令和元年7月の有効求人倍率は1.26倍となっております。

次に、産業別新規求人の状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

水俣公共職業安定所が公表しております本年7月の産業別新規求人に関しましては、一般フルタイムにおいては、全体で199人の求人数となっており、求人の多い分野としては、医療・福祉が76人と全体の38.2%を占めております。

次いで、建設業が46人、割合では23.1%、製造業が31人、割合で15.6%、運輸業と卸売・小売業がそれぞれ16人で8%を占め、このほか、飲食・宿泊業、サービス業や主要産業以外での求人が14人、7%という状況です。

一般パートタイムでは、140人の新規求人がなされており、医療・福祉の求人が58人で全体の41.4%、次いで飲食・宿泊業が18人で12.9%、卸売・小売業が17人、12.1%、製造業が14人、10%となっており、運輸業、建設業、サービス業や主要産業以外の求人が合計で33人、23.6%となっております。

次に、一般フルタイム、パートタイムで働く方への紹介状況のうち、おのおのの就職率、充足率はどのようであるかとの御質問にお答えします。

水俣公共職業安定所が公表しております本年7月の職業紹介状況のうち、一般フルタイムの就職率は29.3%、充足率は23.1%となっており、一般パートタイムにおいては、就職率が44.8%、充足率が22.1%となっております。

次に、JNC株式会社の電子部品事業の撤退に当たっての雇用対策については具体的にどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

先ほどの谷口明弘議員の御質問でもお答えいたしました。本市におきましては、このたびの事態を受け、水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る支援本部の設置及び市役所内の関係部所による支援策等検討会議を開催いたしました。

また、現時点で即応可能な既存の支援施策を一覧として取りまとめ、サン・エレクトロニクス株式会社に提供するとともに、従業員の方やその御家族からの相談、各種情報提供、市内事業者からの相談等に幅広く対応するため、水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る総合相談窓口を経済観光課経済振興室に設置したところです。

今後は、各種情報収集を行うとともに、関係各所との連携、情報共有等を図り、サン・エレクトロニクス株式会社の従業員の方々や御家族の生活安定に向け、最大限の支援を進めてまいります。

次に、水俣市の定住化策として現在強化して取り組んでいることは何かとの御質問にお答えします。

本市における定住化策といたしましては、まず、今年度から市内全ての小中学校の給食費の一部補助や18歳までの子ども医療費助成を新たに開始するなど、子育てしやすい環境を整えてい

ます。

また、今後は移住・定住をお考えの方に本市の魅力をアピールするパンフレットを新たに作成の上、東京都のふるさと回帰支援センターにおいて11月に開催される移住定住相談会に参加し、移住希望者の掘り起こしを行います。あわせて、熊本県が行う首都圏からの移住者に対する補助事業であるくまもと暮らし支援金給付事業を活用し、移住に係る費用負担を軽減することで、移住者の呼び込みを行います。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

有効求人倍率なんですけれども、私が議員になった十数年前になりますが、有効求人倍率は0.31であったと記憶しています。ことし7月時点で1.26倍という数字は喜んでよい状況かと思えます。

しかしながら、雇用者の側から見ると、職種によっては慢性的に人手が足りないという状況であると思っています。

これは日本全国どこも同じような状況なのかもしれませんが、先日、ハローワークの所長さんとお話をしました。所長がおっしゃっていたのは、傾向としては、熊本地震による復興のための仕事が多く、建設業などの求人が多いこと。水俣市内では、それよりも医療・福祉の分野の求人が多いということでした。

実は、この質問を私がさせていただきたいと思いましたが、市民の間からとても人気があってよく行くというレストランなんですけど、立て続けに閉店ではないかといううわさが立ちました。その理由が、人手が足りないからだということでしたので、大変心配をして、市の方にも知っておられますかというふうに聞きましたけれども、もう自分で行くのが一番早いかと思いついて、直撃取材をしました。

それで、1軒は、実は職種を変えたいからだということをおっしゃいました。もう一軒は、もう本当に大変な状況でしたけれども、今雇用者がふえて、営業を継続することができますというふうにおっしゃっていただき、胸をなでおろしたというところでした。

このように、どんなに営業成績がよくても働く人がいないということで、閉店になるという事態が起こってくるということが、今水俣にもあるのではないかと思います。

それで、このことについて、水俣市としては、雇用状況について把握していくことが大切であると思いますが、それについて、どのように思うか。これを質問の1番にしたいと思います。

次に、産業別求人状況ということでは、先ほど紹介した医療・福祉の部門、この部門になると本当に悩ましいんですけれども、資格の問題やいろんなことがありますけど、ただやはり人の命を預かる現場でありますので、ぜひとも雇用の確保を水俣市のほうも考えていただけないかという

ふうに思います。

いろいろ調べてみました。既にこの部門での雇用の確保が必要であるということは、もう10年以上前から厚生労働省のほうでも察知されていまして、2007年に厚生労働省から告示ということで、社会福祉事業に関する基本的な指針というのが出ております。これは、告示ですね。

地方公共団体の役割をこのように記述しています。

地方公共団体は、事業者の指定や指導など、監督を行い、地域の実情に応じて市民に必要な介護サービスを確保するための計画を策定するほか、事業に係る費用の一部を負担するなどの役割を担っている。このため、地方公共団体は福祉介護制度関連法などの法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に指導、監督を行うとともに、ここからなんですけれども、個々の経営者では難しい人材確保の取り組みや研修の実施など人材の質的向上を図っていく必要があるという、このような告示が出ていますが、これについて、現実的にどのような取り組みをされているのかということ質問の2番目にしたいと思います。

次に、JNC株式会社の電子部品事業についての撤退ですが、市民の間にも本当に衝撃が走りました。水俣にとって大きな損失になるだろうということで、皆さんそういうふうにおっしゃってました。

私もちょうど東京オリンピックのとき、小学校5年生でしたけれども、私の父たちは、滋賀のチッソ工場にある前で電気工事関係の工場を持っていたんですけれども、その工場が倒産をしまして、こちらのほうから働きに来ていた人たちが何人か戻られたという経験をしまして、オリンピックを見ながら泣いていたというのを思い出したんですけれども、本当にそれぞれの家庭では、これからどうしていけばいいのかということを困惑されているだろうと思っています。

それで、市長のコメントにおいては、従業員の皆様の生活の安定を図るため、関係機関と協力しながら、雇用面、生活面で最大限の支援を進めていくということでありました。

そこで、3番目の質問なんですけれども、この関係機関というのは、どこを指しているのか、質問をしたいと思います。

そして、4番目の質問ですが、御存じのとおり、平成21年7月に成立しました水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法がありますね。第6条雑則、第35条では、政府及び関係地方団体は、必要に応じ、特定事業者が所在する地域において、事業会社が事業を継続することなどにより、地域の振興及び雇用の確保が図られるように努めるものとする明記されています。市長は、熊本県、国に対し、現状を報告されているのか、このことを4番目の質問にします。

そして、最後ですけれども、定住化策なんですけど、いろいろと取り組みをお聞きしました。心強いところもありましたが、1つは、東京都が一極集中を避けるために行う地方への移住のための支援金などが今後出るのではないかとということで、そのようなこともお聞きしました。ぜひ

チャンスを生かしていただきたいと思います。

それで、私は、強化してほしいということで、水俣の出身の若い人たちが成人式だとかまた一次帰省などでお盆や、それから暮れに帰ってくるんですけども、そのときにぜひアピールをしてもらえないかと。水俣のよいところをパンフレットもつくっていただくということなので、例えば、大分県の豊後高田市の場合は、とてもわかりやすい援助というか、補助として、孫ターンということで10万円の支給があります。孫が帰ってきてほしいということで、これは前にも申し述べましたけれども、わかりやすい形で水俣市にゆかりのある人たちに誘いをさせていただくことができないかということをご5番目の質問とします。

質問は、5つです。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えをいたします。全部で5点ございました。

まず1点目が、有効求人倍率が1.26あるけれども、職種によっては人手が足りないというようなこともあるので、そういった雇用の状況などをどのように把握しているかという御質問であったかと思います。

本市におきましては、市内の事業所の状況等につきましては、水俣商工会議所などと随時情報を共有しながら、その把握に努めているところでございます。

それから2点目の厚労省からの告示がございまして、医療福祉の分野、こういったものが水俣市のほうでは雇用が不足しているのではないかというようなことで、本市の取り組みはどのようになっているかという御質問でございますけれども、医療・福祉の人材の確保という問題は、本市においてはかねてからの課題であり、またお隣の芦北町、津奈木町も同様の状況であることから、熊本県等と連携をしながら、各種研修や受講料助成などを実施をしております。

ほかにも福祉事業所に特化した企業説明会の開催であったり、水俣高校、芦北高校、芦北支援学校が開催をいたします企業説明会のしごと発見塾への福祉事業所の参加などを促しまして、生徒や保護者向けに将来の就職先の選択肢の一つとなるように、福祉の仕事や各事業所の魅力を伝えているところでございます。

それから、3点目のサンエレの事業廃止に伴う私が出したコメント、その中で関係機関との協力ということで、その関係機関とはどういうところかという御質問でございますが、今回、私が申し上げました関係機関とは、熊本県、水俣公共職業安定所、水俣商工会議所及びサン・エレクトロニクス株式会社の従業員の方々の再就職支援に当たられます株式会社パソナ及び公益財団法人の産業雇用安定センター熊本事務所を指しております。

それから、4点目の今回のサン・エレクトロニクス株式会社の解散につきまして、その現状な

どを県に報告をしているかという御質問でございますけれども、今回の事態を受けまして、熊本県にはすぐ状況報告をいたしております。

また、8月の21日には担当部長が県庁のほうに伺いまして、県庁の関係部署へ直接報告をし、あわせて雇用確保などに関する支援、協力をお願いしているところでございます。

最後の5番目の御質問でございます。定住化の策において、帰省した若者たちに対してパンフレット、そういったものでの呼びかけをやればどうかということで、豊後高田市のことも参考ということでの御質問であったかと思いますが、お盆や成人式などで帰省された水俣出身者に定住化に向けたアピールを行うことは重要であると私も認識をしております。

御紹介のございました豊後高田市に確認をいたしましたところ、居酒屋へのリーフレット設置の効果は検証はされていないということでした。

本市といたしましては、他市の先進事例も参考にしながら、帰省客やU I J ターンを希望する方々の要望を捉えまして、効果的な定住化策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をいたします。

J N C の電子部品部門の撤退に当たっては、熊本県にすぐ連絡をしていただいたということですけれども、熊本県は具体的にどのような支援を考えているのか、そのことを1番目の質問にします。

次に、環境省の方のほうにも私も知り合いがおりましたので、お電話をしましたら、もちろん関係機関ということでは、国も当事者であると思いますが、ぜひこの際、水俣市の経済の低迷を抑えるためにも支援を考慮してもらうように国に対し、要望していただけないかということも2番目の質問にします。

3番目は、定住化策なんですけれども、先日、あるコンサートがありまして、そこに東京から女性が来られて、少しお話をしていたら、水俣が大好きですって、その方が言って、どこが好きなんですかと言ったら、水俣は空が広いって言われたんですね。それから、台湾の知り合いの女性がいるんですが、その女性は、水俣は空気がおいしいので時々水俣に来たくなるといふうに言って、本当に来てくれるんですけれども、私はパンフレットは市民や、それからもっと水俣を訪れる人たちにもぜひ意見を聞いていただいて、本当に水俣は空が広いというパンフレットでも、そういう副題でもいいと思うんですけれども、水俣のよいところをぜひ出していただいて、定住化策に結びつけていただけないかと思います。

具体的には、チームをつくって、市だけではなくて、もっと市民の意見を聞いてつくっていただけないかということも提案したいと思います。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、まず1点目が、県のほうに話に行ったということだけでも、具体的にどういう内容かという御質問でございしますが、8月の21日に担当部長が訪問いたしまして、支援協力をお願いしました際に、熊本県としても実施しているマッチング支援事業や相談事業など、また県内企業の情報などを共有いただけるとのお話をいただきました。

また、今後さまざまな情報共有を図りながら、県としても可能な限り、協力をしたいというお言葉をいただいております。

それから、JNC、サン・エレクトロニクス株式会社の国への要望等もするべきではないかという御質問でございします。

地域経済の振興や雇用の創出に関しまして、機を捉えて環境省にも御協力をお願いしているところでございます。

8月の21日に私が上京しました際にも、環境省の事務次官を初め、官房長、環境保健部長などとお会いいたしまして、サン・エレクトロニクス株式会社の従業員の皆様の地元での再雇用等に関しまして、御支援、御協力をいただけるようお願いをしてきたところでございます。

しかしながら、今回の事態を乗り切るためには、午前中の谷口明弘議員の御質問にもお答えいたしました。環境省はもとより、さまざまな方面からの御協力が必要不可欠でございします。

議員の皆様方におかれましても、本市の重大な事態ということを十分御理解いただき、今こそ議会と行政が一丸となって、本市の取り組みに積極的にお力添えをいただきますよう、改めてお願いを申し上げる次第でございします。

それから3番目のパンフレットを作成する場合には、市民とかそういった関係する方々を一緒に入れて検討したらどうかという御質問でございしますけれども、本年度作成するパンフレットにつきましては、既にその内容や構成がかたまっておりまして、さきに御答弁申し上げましたとおり、11月の移住相談会で配布をするよう準備を進めております。

今後、改定などをする際には、本市に移住されてきた方に対し、移住に至ったきっかけや必要な支援などをお伺いすることなどを考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市の地域新電力事業及び再生可能エネルギー導入について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣市の地域新電力事業及び再生可能エネルギー導入について、順次お答えします。

まず、水俣市における再生可能エネルギーを中心とした電力の実証試験の進捗状況は、どのようになっているかとの御質問にお答えします。

この実証試験は、J F Eエンジニアリング株式会社の再生可能エネルギーを中心とした電力及びJ N C株式会社の水力発電による電力を、J F Eエンジニアリング株式会社の子会社であるアーバンエナジー株式会社を通じて本市の施設に供給し、電力供給の安定性、再生可能エネルギー比率の向上及び電力料金の低減の可能性を検証するというものでした。

平成29年2月に水俣市、J F Eエンジニアリング株式会社及びJ N C株式会社の3者で、再生可能エネルギーを中心とした電源による水俣市の施設への電力供給実証試験に関する覚書を締結し、同年6月から、市役所仮庁舎においてJ F Eエンジニアリング株式会社の再生可能エネルギーを中心とした電力の供給が開始され、さらに、平成30年2月からは、J N C株式会社の水力発電による電力の供給が開始されました。

本実証試験は覚書に基づき、本年3月1日をもって試験期間を終了し、4月に検証結果の報告がありました。

その報告によると、電力供給の安定性については、問題なく仮庁舎への供給ができており、再生可能エネルギー比率の向上については、再生可能エネルギー100%に相当する電力の供給を受けており、十分達成できております。

また、電力料金につきましては、試験開始前と比べて約7%の削減となりました。なお、この結果を踏まえ、仮庁舎においては、試験期間終了後も引き続きアーバンエナジー株式会社との契約に基づき再生可能エネルギーを中心とした電力の供給を受けているところです。

次に、廃棄物系バイオマスにおける発電など、利活用の計画は進んでいるのかとの御質問にお答えします。

本市では、平成29年3月に、水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランを策定しており、その中で、畜産における排せつ物処理の課題に着目し、中山間地におけるバイオマス利活用事業を推進することとしております。

具体的には、市内畜産業者によるバイオマス発電事業を後押ししていくこととしておりました。

本件につきましては、国のFIT制度による売電を前提とした事業であるため、計画する発電設備から送電線への接続が必要となりますが、水俣芦北地区送電網の空き容量の不足により、接続の目途が立たないことなどから、計画は進んでおりません。

次に、小水力発電所については今後ふやしていくのかとの御質問にお答えします。

本市における近年の小水力発電所の立地状況といたしましては、平成28年3月に、寒川地区小

水力発電所を地元の地域団体が設置し、現在も地域の皆様の管理運営により、電力の受給が行われております。

小水力発電設備の導入につきましては、小規模な設備の割に、導入費用が比較的高い点や河川から取水する場合には、季節ごとの水量の増減により発電量が安定せず採算性が予測しにくい点、取水口の清掃など、小まめな設備の維持管理が必要であることなどから、一般的に課題が多いと言われております。

また、仮に当該設備を設置することとなった場合も、初期投資や継続的な維持管理など、地域住民あるいは団体が担う役割は小さくありません。

こうしたことから市といたしましては、小水力発電事業を進めたいとの相談を受けた際には、まずは事業を行われる方に十分説明し、その上で、導入支援も含め協力したいと考えております。

次に、今年度の総務企画部企画課の予算中、地域新電力会社に関する先進事例調査ということで予算が計上されているが、調査は行ったのかとの御質問についてお答えします。

地域新電力会社に関する先進事例調査については、本市で実証試験を行ったJ F Eエンジニアリング株式会社が本年4月に設立したスマートエネルギー熊本株式会社に、熊本市が出資して経営参画している事例について調査をいたしました。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

質問を早めたいと思います。

再生可能エネルギーの実証実験ということでは進んできているということを確認しました。

電気代も安くできているということで、喜んでおります。

そこで、質問をいたします。

2017年2月27日に、水俣市が出された資料がありますけれども、その中に、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給、官民連携による実証試験を開始の中に、2018年には地域エネルギー会社の設立予定ということになっておりますけれども、これについては、中身は地域新電力と総エネ事業の検討となっておりますが、地域新電力、再生可能エネルギー事業を進める地域エネルギー会社を進めるつもりがあるのかということを質問の1番にします。

それから、2番目の質問ですけれども、水俣市のエネルギー源ですね。市外に例えば、石油だとか電力だとか依存しているわけなんですけれども、エネルギー源というのはどれぐらい依存しているのかということを調査していただきたいと思いました。それが質問の2番目です。

それから、3番目は、分散型エネルギーインフラというのがございますが、これは平成29年に水俣市が分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランというのをつくっております。

その分散型エネルギーインフラというようなものは、どのようなものかということをお答えい

ただきたいと思います。

次に、政府の推奨するSDGs、持続可能の中の持続可能な経済成長の土台となってくるとい
うことがまさにエネルギーの地産地消ではないかと私は思っています。

その実現のためには、ぜひこの間提案をし続けていますけれども、福岡県みやま市へ視察をさ
れないかということ再度提案したいと思います。みやま市が電力会社を設立した理由は、1、
市内で生まれたエネルギーを市内で使う、エネルギーの地産地消を目指す。2、市内で雇用をふ
やし、経済を活性化させる。3番目に、高齢者にも働く場所を、幸せの見えるまちづくりを目的
に実践され、成果を上げています。

高速を使うとすぐ行ける場所ですので、ぜひここを視察していただけないかということ質問
の4番にして終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後2時09分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、地域新電力会社の設立計画はどのようになっているかという御質問でございますけれど
も、今回の実証試験の結果を踏まえまして、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給を受け
るに当たり、現行の枠組みで引き続きアーバンエナジー株式会社から電力の供給を受ける方法
と、JFEエンジニアリング株式会社や市等の出資における新電力会社を設立して、電力の供給
を受ける方法のおおののメリット、デメリット、また設立に伴う課題の整理を行っているところ
でございます。

2点目の市外に流出しているエネルギーの代金はどのぐらいなのかというお尋ねでございます
けれども、平成22年度から23年度にかけて、本市で実施した水俣環境まちづくり研究会での調査
によりますと、平成22年の水俣市の総生産額が1,088億円に対し、エネルギー代金の支払いによ
る域外への支出は約86億円となっており、総生産額の約8%相当を占めております。

3点目の分散型エネルギーインフラプロジェクトとはどのようなものかとお尋ねございま
すけれども、分散型エネルギーとは、比較的小規模で、かつさまざまな地域に分散しているエネ
ルギーの総称であり、従来の大規模集中型エネルギーに対する相対的な概念です。

この分散型エネルギーのインフラを整備すべく、国が分散型エネルギーインフラプロジェクト
を推進しており、災害時も含めた地域エネルギーの自立を実現するとともに、里山の保全、温室

効果ガスの大幅削減等を目的としております。

4点目のみやま市の手法を見習うため、みやま市を視察してはどうかというお尋ねでございますけれども、本市におきましては、今回の実証実験の結果を踏まえ、市が保有する全ての施設への再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を目標とし、さらなる温室効果ガスの削減に努めてくことを目指しております。

このため、まずは再生可能エネルギーを中心とした電力を公共施設に供給している事例を中心に調査を進めたいと考えております。

視察先につきましては、その調査結果を踏まえ、検討したいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいたしましたので、3回目の質問をいたします。

質問が一番目、重なりますが、本年7月に肥薩4市川内原発を考える会というのがございまして、そこで日本と再生という映画の上映会をしました。

この映画は、原子力発電所から卒業するとはいっても、電力は本当に足るのかということに答えを出したいということで、映画をつくったものです。

製作者は、世界を一回りして自然エネルギーの実情を見に行くという内容でした。特に、そこに出てくる方たちがもう本当にみんな生き生きと新電力に取り組んでおられるというのが印象的でしたが、特に北欧、また中国などにおいても原子力発電所の評価が下がってきている。

世界各地でエネルギーのイノベーションとでも言うべき事態が起こりつつあるということを感じました。

また、もちろん日本の地域電力などの動きも取材しているんですけども、それとは別に私が調査したことですが、現在、自治体が出資して運営する地域新電力は、5月末時点で29社、1年間で4割も増加しています。

新電力会社の設置に当たっては、答弁ではありましたように、設立に当たっては、さまざまな問題があるかと思えますけれども、改めて市民も巻き込んだ取り組みの強化をお願いしたいというふうに思います。これが質問の1番です。

2番目は、分散型エネルギーインフラ、困難はありますけれども、よく理屈がわかります。年間86億円もの市外へのエネルギー、これは水俣市の執行部の人が出してくださった試算ですけども、これが流出しています。86億円市外へエネルギーが流出しているわけですね。

ぜひ今後もこの施策の推進をお願いしたいということで、これを実際に本当にきちんとやっているのが先ほど私が申し上げましたみやま市なんですけども、今回3度目になりますけれども、みやまスマートエネルギー株式会社の代表の方にお会いしまして、お話を伺う機会がありました。

みやま市は、みやま市、筑邦銀行、九州スマートコミュニティー株式会社の3者が2,000万円

の出資で始まりまして、現在24億円の売り上げを上げています。57名の雇用と年間4,500万円の利益が上がっており、その利益については、福祉・環境対策に使っている。そしてまた、環境省から支援を受け、他市との連携も行っています。

おもしろいところでは、JRの1,050の駅にも電力を送ってしまして、輸入に頼らず、原発にも頼らない、今、ドイツが電力の半分になりましたけれども、地域でつくった電力で賄っているわけですが、それを見本にしているということでした。

質問が重なって申しわけありませんが、このみやま市への研修をぜひお願いしたく、2つ目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えいたします。

本市においても、新電力会社への出資につきまして、早く取り組んでいただきたいが、いかがかというお尋ねでございました。

水俣市としましては、新電力会社を設立することが目的ではなく、再生可能エネルギーを中心とした安価な電力を市の保有する施設で使用することを最大の目的としております。

このため、まずは仮庁舎を含む全ての公共施設での新電力会社による再生可能エネルギーを中心とした電力の使用を進めていきたいと考えております。

次に、みやま市にぜひ視察に行っていただきたいが、いかがかのお尋ねでございました。

みやま市における新電力の取り組みは、新電力会社が市内外のメガソーラー住宅の太陽光発電や九州電力から電力を買い上げ、市内外の公共施設や民間事業所、一般家庭に売電し、その収益を事業に用いるというものでございます。

一方、本市において、仮に新電力会社を設立した場合は、地元企業による水力発電を中心とする電力などを買い上げ、本市の保有する公共施設に安価に売電使用するものであり、収益を事業に用いることは想定しておりません。

よって、みやま市と本市とでは目指すところが異なっておりますので、現時点ではみやま市を視察することは考えておりません。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業における公有水面埋立免許出願書について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業における公有水面埋立免許出願書について、順次お答えします。

まず、水俣市の公有水面埋立免許出願書を閲覧した専門家によると、水俣川を通じて各種汚染

物質が海域に流入し、沈降堆積する現象の予測把握が行われていないという指摘があるが、これについての市の見解はいかがかとの御質問にお答えします。

本事業は、熊本県環境影響評価技術指針等を参考に事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価項目を選定しており、埋立免許出願書の審査に必要な環境保全図書の要件は満たしていると考えております。

次に、底質に堆積した沈殿物中の各種成分、窒素、リンなどの栄養塩類や赤潮発生の原因となるビタミン類や微量金属類及び有機質などの溶出、移流拡散等に係る実測調査及び影響予測が行われていないという指摘についてはどう思うかとの御質問にお答えします。

この御質問につきましても、熊本県環境影響評価技術指針等を参考に項目を選定しておりますので、必要な調査、予測及び評価を行っているとは判断しております。

次に、海塩粒子の飛散による大気系への影響の予測評価が行われていない、または予測評価を行う必要性がない理由についての記述がないという指摘であるがこのことについてはいかがかとの御質問にお答えします。

この御質問につきましても、同様に、必要な調査、予測及び評価を行っているとは判断しております。

次に、市民からの指摘によると、底質分析調査のためのサンプリングは、船上より採泥器を用いて行っているが、これでは表面のみの採泥になる。ボーリング調査によって採泥し、分析を行うべきであるという指摘については、どのように思うかとの御質問にお答えします。

環境省が定める底質調査方法により、底質の採取は、エクマンバージ型採泥器またはこれに準ずる採泥器によって、原則、底質表面から10センチメートル程度の底質を3回以上採取し、それらを混合して試料とするとされています。

今回の底質調査は、前述のエクマンバージ型に準ずる採泥器として、一般的に利用されている型のグラブ採泥器を使用し、採取しておりますので、ボーリングによる底質調査は採用していません。

次に、埋め立て予定地の活用については、護岸用地、公共施設用地、製造業用地、水産業用地との記載があるが具体的にどのような方針で譲渡する予定を持っているかとの御質問にお答えします。

埋め立てた土地のうち、譲渡対象としているのは、製造業用地のみとなります。製造業用地につきましても、企業誘致のための土地として整備しますので、有償にて譲渡する計画です。

なお、本事業では、稚魚の放流や産卵、育成場所などとして新たに干潟を造成する計画であり、水産業用地につきましても、干潟と連動して水産業の振興に資する場として活用する予定であり、譲渡は考えておりません。その他の土地についても、譲渡する計画はありません。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の御質問をします。

まず、熊本県の技術指針ですけれども、調書ですか、これをもとに調査をされて、それを願書としてまとめられているということなんですけれども、やはり大まかに言って、この指針で本当に水俣市の海域が汚染されないのかということが心配だというふうに私はまずもって申し上げたいと思います。

水俣川を通じて、各種汚染物質が海域に流入し、沈降堆積する現象の把握が行われていないという指摘の答弁ですけれども、事業特性と地域特性というのがありますが、それを踏まえて環境影響評価項目を選定しているということではありますが、この事業特性、地域特性という言葉について、まずもって質問をしたいと思います。質問の1番です。

2番目の質問は、専門家によると、本来底質に堆積した各種成分の採取については、本当は非常にナイーブなものなので、潜水において分析するという手法もある。そのことが一番確実なのだということの意見もお聞きしました。

そこで、そういうこともあるんですけれども、それは一つ置いておいて、次に2番目の質問をしたいと思うんですけれども、海塩粒子というのは、塩分からなる微粒子ということですから、明らかに大気の影響はあると私は思うんですけれども、この埋め立てによる大気への影響はないと考えているという意味に先ほどの答弁は聞こえますけれども、そのように捉えてよいのでしょうか、これが質問の2番目です。

1回目の質問において、底質分析調査が船上からの採泥器を用いてであり、これは表面のみの採泥になるということで質問をしました。

鹿児島大学理学部の佐藤先生もこのことで詳しい意見書を出されたということで、お聞きしましたが、埋め立て調査地は、底生生物の出現種数が他所と比べて著しく多く、しかも埋め立て計画地には泥が堆積せず良好な砂質環境が周辺海域に比べて高いことを示している。現時点では不明だが、地下水が湧出している可能性もある。

そのことに加え、深さ10センチぐらいの生物しか採取できない採泥方法では大型生物が全く採取できないと指摘しておられます。つまり、底生生物の現存量が過小評価されるということです。

またあと一つ、市民のほうから懸念していることをお聞きしました。重大な問題としては、市民からは八幡プールに近いので、水銀の含有のおそれもあるのではないかと。その意味でもある程度の深さまで海底を掘り、調査をする必要があるのではないかと。つまりボーリングが必要ではないかということをおっしゃっていますが、改めてこのことを質問したいと思います。これが3番目の質問です。

そして次に、市民からの意見として、埋め立て予定地の譲渡についてですが、説明が不十分で

あるという指摘があります。製造業用地はエコタウンに付随する企業のため、リサイクルだとか環境関連ということを予想されていると思うんですが、前回私も質問しましたが、クリーンセンターに関連する二次処理施設というのが、今本当に水俣市は必要ではないのかということで、しかしながら、これが埋め立てた10年先で本当に水俣市の施策としてよいのかということをお前回質問をいたしました。水産業用地は、環境に優しい名草をつくり、環境教育のためというような説明でありましたが、水俣市のコンセプトが曖昧では、誘致しても譲渡できる企業が来るかどうか疑問に思いますけれども、これについては、いかがか。これが4番目の質問です。

質問を続けます。

これも市民のほうからの意見として出ておりました。2018年11月21日に住民説明会が開催されました。計画地の説明資料の配付もなく、説明時間40分、住民の意見聴取30分間で、真に住民の意見を反映させようという、そのような姿勢であったのでしょうか。そのような説明会であったのか。

また、その後、住民のほうから説明会が不十分であるという指摘がっておりますが、これについては、どのように思われるか。これが5番目の質問です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

全部で5つありました。

まず、1つ目ですけれども、事業特性、地域特性という、これはどのようなものかということが御質問にございましたので、回答したいと思います。

事業特性とは、公有水面埋め立てに係る事業であることとございます。地域特性とは、地理的、地形的な条件を考慮したということとございます。

2つ目の海塩粒子について、大気への影響はないと考えておられるのかとの御質問であったと思います。

熊本県環境影響評価技術指針では、海塩粒子に関する記述はなく、必要な項目について、予測、評価を行ったもので影響はないと考えております。

3つ目ですけれども、採泥器による採取の仕方なんですが、水俣市のやった採泥器じゃなくて、ボーリングの採泥が必要なのではないかという御質問だったと思います。

先ほどもお答えしましたが、環境省が定める底質採取方法に基づいて実施しております。調査要件は満たしていると考えております。

4つ目ですけれども、埋め立てられた土地について、水俣市のコンセプトが曖昧であるため、企業を誘致できるか疑問であるという御質問だったかと思っております。

企業誘致に関して、現時点では主として製造業、廃棄物のリサイクル業等で環境に配慮し、事

業を行う企業を想定しておりますが、その時々社会情勢により、雇用創出に効果的な企業が変化してまいりますので、誘致活動のタイミングに合わせて誘致対象となる業種、業態を見きわめていく必要があると考えております。

5つ目ですけれども、11月21日の住民説明会は、住民の意見を反映させようとする説明会ではなかったとの意見があるが、再度説明会は実施されないのかという御質問であったと思います。

市民説明会につきましては、今後実施する予定はありませんが、事業の内容や進捗等について、市のホームページや広報みなまたを通じ、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

けさ、市民のほうから市長に住民説明会を改めてしてほしいという要望を出されたということをお聞きしました。

本当に住民が納得しているかというのが私は疑問でございますが、この水俣川河口臨海部構想事業の河口部の埋め立てについては、水俣市の河口部周辺の浅い海を埋め立てることであり、水俣の埋め立てによる現在までの漁業資源の減少に拍車をかけることになる。これは表にもなっていますが、百間の公害防止事業による埋め立てが水俣の漁業の漁獲量を大きく減少させた要因になっています。

これ以上の埋め立ては環境モデル都市水俣の理念と逆行することであるということをも有識者の方たちも懸念をされています。

そして、もう一つお聞きしたのは、河口部の埋め立てで懸念されるのは、これらに加え、河口部を埋め立てると、洪水の原因にもなる可能性があるということも専門家からお聞きしました。

そこで、2回目の質問をしたいと思うんですけれども、事業特性は何とかわかりました。しかしながら、この全てを含めた地域特性ということに単純に地形だとかそういうことで答えをされていますけれども、この地域特性ということについて、その内容を再度私はお聞きしたいと思います。これが質問の1番です。

そして、地域特性に関連し、環境影響評価報告書をつくるに当たっては、市民に対して行った一度目の説明は事業の概要を示したということではありますが、次に行うべき意見の聴取というのは、やはり水俣市と市民が意見を出し合い、願書を提出していくということではないのでしょうか。

なぜなら、この技術指針だけでは、やはり想定できないことがある、そのことをやはり水俣市民は懸念しているからだとは私は考えています。

今回の埋め立てというのは、小規模ではありますが、第二種事業であり、環境アセスメントが

必要な事業と私は理解しています。

この環境評価、縦覧まで本来ならば、3回にわたって市民に意見を聞く必要があったのではないかと。改めて意見交換の場を持つべきであると思えますけれども、これを私はお願いしたいと思いますが、2番目の質問にしたいと思えます。

以下、要望を少しさせていただきます。

11月29日が願書の提出締め切りと聞いております。市民が納得するような形で進め方を重ねてお願いしたいと思えます。

そして、埋め立てた後の誘致企業についてですが、答弁をいただいております。その時々々の社会情勢により、雇用創出に効果的な企業に変化してまいりますので、誘致活動のタイミングに合わせ、誘致対象となる業種、業態を見きわめていくということではありますが、仮に普通の企業が恐らく20億円もの借金を抱えることになる土地を醸成し、曖昧な目標のまま工事を進めるのでしょうか。埋め立てによる環境への影響とともに市民が一番心配しているのは、水俣市が抱えることになる財政的な問題ではないかと思っています。

税金を払っているのは、市民だと思います。市民の一人一人です。多くの市民がこの埋め立てについて理解し、納得した上で工事を進めるべきではないかというふうに考えています。

この夏、元滋賀県知事で今参議院議員になられた嘉田由紀子さんにお会いする機会がありました。大変啓示的なお話を聞くことができましたので、紹介をしたいと思います。8年間の嘉田県政の中で、もったいないを選挙の公約にしました。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。本来、要望はできませんので、端的にお願いします。

○藤本壽子君 簡潔にしております。もう終わります。

嘉田知事は、800億円あった県の借金を減らし、最後は300億円をふやしたということで、そして次の知事にバトンタッチをしたと言われました。水俣市は、JNCの電子部品の撤退などがあり、今後不安な状況が続くことになると思います。私はある方から、このJNCの電子部品工業は大変優秀な技術を持っておられた会社であったと聞いています。

今日を向けることは、これらの企業の再建に寄与できないのか、さらにやむなく撤退された会社の跡地の利用などをもっとたくさんの誘致企業の、そのようなことでの誘致企業の見通しはないのか、できるだけ市の財政を切り詰めていく必要があるのではないかと、そのように思い、このことを私は要望をして、質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えいたします。

2回目の質問で答弁いたしました地域特性について、もう少し詳しく答弁をくださいというこ

とでした。

地域特性とは、三方を山地に囲まれた本市の地形的条件で、流域面積約130平方キロメートルの水俣川が海に流れ込む、その河口に当たるところという地域的条件を考慮しております。

次に、2つ目の御質問ですけれども、環境影響評価法に基づき3回にわたって市民に意見を聞く必要があるのではないかと改めて意見交換の場を持つべきであるという御質問でございましたが、本事業は、埋め立ての事業規模から議員御指摘の環境影響評価法及び熊本県条例の環境アセスメント対象事業ではございません。申請に当たっては、市が公有水面埋立法に基づいて、必要な手続を踏み、公有水面埋立免許出願を作成しております。

また、免許権者である熊本県が公告縦覧し、関係住民への周知も行っておりますので、改めて意見交換の場を持つことは考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

令和元年9月11日

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時8分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）
教育委員会教育総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	選挙管理委員会事務局長 （水 田 利 博 君）

○議事日程 第3号

令和元年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 高岡朱美君 | 1 サン・エレクトロニクス株式会社の解散・従業員解雇について |
| | 2 地域新電力会社設立について |
| | 3 放課後学習支援について |
| 2 木戸理江君 | 1 水俣市内の道路事情における対策について |
| | 2 防災対策への具体的取り組みについて |
| | 3 通学路の安全対策について |
| | 4 湯の鶴観光振興の現状と推進について |
| 3 牧下恭之君 | 1 医療用ウィッグ購入費用補助について |
| | 2 期日前投票の利便性向上について |
| | 3 マイナンバーカードの普及について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、水田選挙管理委員会事務局長、岩井教育総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

ことしも全国各地で自然災害が発生しております。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。同時にいつ我が身に降りかかるかわからない危機感を常に持ち、備えあれば憂いなしの状況を日ごろからつくっていくために、執行部の皆さんと力を合わせる決意を新たに、早速質問に入ります。

1、サン・エレクトロニクス株式会社の解散・従業員解雇について。

- ①、閉鎖の理由をどのように聞いているか。
- ②、従業員の再就職について、会社側から提示内容を聞いているか。
- ③、サンエレに製品加工を委託している主要なメーカーはどこか。それぞれの最終製品はどのようなものか。
- ④、取引先からの注文はまだ続いていると聞いている。注文が減ったことが閉鎖の理由ではないのか。

⑤、この件が水俣に与える影響について市長の所感を伺いたい。

⑥、市はどの時点で情報をキャッチし、その後どのような行動をとったか。

⑦、水俣病特別措置法は、水俣病原因企業が患者救済並びに地域振興に貢献することを原則として成立したもののだが、水俣病特別措置法第3条、第9条第2項、第35条は何を規定しているか。

2、地域新電力会社設立について。

①、市庁舎に対するJFEエンジニアリング株式会社及びJNC株式会社による再生可能エネルギーを中心とした電力供給実証試験の結果について、どのような総括がされたか。

②、平成30年12月議会において地域新電力会社の設立に向けて検討すると答えているが、その後、検討はされたか。

③、水俣市としてどのような目標を持っているか。

3、放課後学習支援について。

①、平成28年から3年間にわたって緑東校区及び光明童園の子どもたちを対象に放課後おさらい教室が実施されている。事業内容はどのようなものか。

②、この事業の総事業費はどれくらいで、財源の内訳はどうなっていたか。

③、緑東校区での事業は今年度も継続されていたが、6月末に突然中止となり、利用者から市に対し、継続の要望があったと聞いている。事業中止の理由をどのように聞いているか。また、保護者からの要望はどのようなものだったか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、サン・エレクトロニクス株式会社の解散・従業員解雇については私から、地域新電力会社設立については副市長から、放課後学習支援については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、サン・エレクトロニクス株式会社の解散・従業員解雇についての御質問に順次お答えします。

まず、閉鎖の理由をどのように聞いているかとの御質問にお答えします。

谷口議員の御質問でもお答えしましたとおり、JNC株式会社における電子部品事業の製品の主な向け先であるフラットパネルディスプレイ市場における事業環境の悪化による業績不振が電子部品事業からの撤退理由であり、それに伴い製造部門のサン・エレクトロニクス株式会社が来年3月末で解散されることとなったと伺っております。

次に、従業員の再就職について会社側から提示内容を聞いているかとの御質問にお答えします。

昨日もお答えしましたとおり、株式会社パソナ及び公益財団法人産業雇用安定センター熊本事務所がサン・エレクトロニクス株式会社の従業員全員の再就職支援を行うと伺っております。

次に、サン・エレクトロニクス株式会社に製品加工を委託している主要なメーカーはどこか。それぞれの最終製品はどのようなものかとの御質問にお答えします。

まず、製品加工を委託している主要なメーカーについてですが、国内外に多数の取引先があるとのことですが、取引先企業に不利益が生じる可能性もあることから、非公表と伺っております。

また、同社の製品を使用している最終製品につきましては、主に液晶テレビやスマートフォンと伺っております。

次に、取引先からの注文はまだ続いていると聞いている。注文が減ったことが閉鎖の理由ではないのかとの御質問にお答えします。

サン・エレクトロニクス株式会社の製品につきましては、取引先の企業から、今後必要な数量の発注を受けており、現在は、受注済みの分を生産しているため、新規の受注は行っていないとのことです。

したがって、同社が解散することになった理由としては、受注減少によるものではなく、先ほどお答えしましたとおり、市場の環境変化に伴う業績不振が原因とのこととなります。

次に、この件が水俣に与える影響について市長の所感を伺いたいとの御質問にお答えします。

昨日もお答えいたしました。サン・エレクトロニクス株式会社においては、これまで設備投資等も積極的に行われており、長年にわたり本市の産業・雇用に大いに貢献いただいております。

今後100名を超える方々が離職を余儀なくされることとなった同社の解散は、本市にとって重大な事態であり、地域にも大きな影響を与えるものと考えておりますが、それ以上に離職される従業員の方々やその御家族にとっては、日々の暮らしにかかわる大変深刻な問題だと認識しております。

本市としましては、まずはこれらの方々の生活安定を図る支援を最優先で進めるとともに、これからも水俣で暮らしていただけるよう最大限取り組んでいきます。

次に、市はどの時点で情報をキャッチし、その後どのような行動をとったかとの御質問にお答えします。

本市では、8月8日のJNC株式会社の電子部品事業撤退の公表に合わせ、同社から来庁され報告があり、今回の事態を把握しました。翌9日には、JNC水俣製造所を訪問して詳細な事実確認を行った後、臨時庁議を開催し、庁議メンバーを構成員とする水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る支援本部を設置しました。

また、同日、本市にとっての重大事態であることを踏まえ、市役所職員全員に対し、一人一人が自分のことと捉えて対応に全力を尽くすよう私からメッセージを伝えるとともに、マスコミに向けても今回の事態に対して本市としても最大限の支援を行うという市の姿勢を発表しております。

その後の取り組みにつきましては、昨日お答えしましたとおり、支援策等検討会議において即応可能な既存の支援施策を取りまとめサン・エレクトロニクス株式会社に提供し、さらに従業員や御家族の相談に対応するため、水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る総合相談窓口を開設したところです。

次に、水俣病特別措置法は、水俣病原因企業が患者救済並びに地域振興に貢献することを原則として成立したもののだが、水俣病特別措置法第3条、第9条第2項、第35条は何を規定しているかとの御質問にお答えします。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第3条は、救済及び解決の原則として規定されており、「この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたう限り全て救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない」とされています。

第9条第2項の内容につきましては、第9条が第8条の規定による指定を受けた特定事業者の事業再編計画の申請、認可を規定するものとなっております。第2項の条文は、「環境大臣は、前項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る特定事業者が第五条第一項の方針に基づく一時金の支給に同意しており、かつ当該申請に係る事業再編計画が次の各号のいずれにも適合す

るものであると認めるときは、前項の認可をするものとする」とされております。

各号の内容としましては、第1号「個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に、救済措置の開始の時点及び救済措置の対象者の確定の時点において支障が生じないと認められること」、第2号「事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること」、第3号「特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること」、第4号「その内容が債権者の一般の利益に反するものではないこと」とされております。

第35条は、地域の振興等に関する規定となっており、条文は「政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする」とされております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 1問目と2問目は谷口議員、藤本議員にも昨日説明がありました。3問目の取引先については、もちろん個別には答えられないのですが、国内の大手の電気機器メーカーの多くと取引があり、海外にも顧客がいると私は聞いております。この件を受けて初めて市長の考えを直接お聞きしました。私も複数の関係者に様子をお聞きしましたがけれども、本当に深刻です。

工場閉鎖を告げられる1カ月前に、子どもが大学進学を決心したと誇らしそうに話していた人がいる。1年前に家を建てたばかりの人は、知っていれば建てなかったと相当ショックを受けている。ローンが返せるか心配で眠れない様子で、その人が自殺したりしないだろうかと不安がよぎると話された方もいました。お聞きしましたところ、80%以上の方が扶養者で、家を建てている人が大半とのことでした。御家族の不安はいかばかりかでしょうか。

同時に、市にとっても高齢化が進行する中で働き盛りの方が一遍に流出するかもしれないというまさに危機に直面しているわけですが、これまでの市長のコメントやどう行動されたかお聞きしていて、どうも腑に落ちません。市長が立候補表明されたときの新聞記事を見返してみました。例えば毎日新聞です。水俣には基幹産業がある。しかし行政が企業側と連携をとれていない。今のままではこのまちは生き残れない。市議時代にも問題提起してきた。変えなければと立候補の動機を語っておられます。

記事には、基幹産業とは水俣病原因企業でもあるチッソ（JNC）のこと、市内には関連会社も多く、巨大な存在だと解説があり、さらに市長の言葉で、地元企業が元気になれば、福祉や子育てなどでも地域に貢献してもらえし、企業誘致にもつながると訴えておられます。

それで、サン・エレクトロニクスの撤退についてどの時点で情報をキャッチしたかお尋ねしました。8月8日、JNCが電子部品事業から撤退を公表したその日に把握したとお答えになります。

した。何より企業との連携を大事にしてきたにしては、少し遅過ぎないでしょうか。熊本県は少なくとも8日前には報告を受けていたと言っておられます。本当に御答弁のとおりだとしたら、これでは、これだけはっきりとJNCとの連携による地域活性化を公約に掲げている市長に対して随分失礼な対応ではないでしょうか。

そこでまず最初の質問です。市長は公表があった翌日、JNCのほうに出向いて事実確認を行ったとおっしゃいました。その際、どのようなお話をしてくられたのでしょうか。会社側の説明を受けられただけでしょうか。それとも市長から何かおっしゃられたのでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目に、閉鎖の理由についてももう少し掘り下げてお聞きしたいと思います。

JNCの説明は、液晶を初めとするフラットパネルディスプレイ市場における環境の悪化、外注の減少による業績の悪化というものです。JNCの液晶原料は、一時期は世界のシェアの7割を占め、品質が非常に高かったと聞いております。しかし、何しろ競争の激しい業界です。東洋経済の業界地図最新版によりますと、液晶及び有機ELは、中国勢の猛進で、日の丸液晶は瀕死状態とコメントされています。将来の見通しは雨マークです。

一方、電子部品はといいますと、こちらは対照的で、5Gの本格普及を前に自動車や産業機器向けに新たな事業拡大が見込まれるとなっており、見通しは快晴と報じています。サン・エレクトロニクスは顧客によって異なるさまざまな用途の制御基盤を顧客のニーズに合わせて加工する仕事を請け負っているそうですが、今はこのような事業所が国内にほとんどないため、採算は別として継続して注文があると聞いています。今回、突然の閉鎖を受けた顧客が、すぐには代替の工場を見つけることができないため、予定どおり閉鎖できるかはっきりしていないというようなことも漏れ聞いております。部品メーカーは最終製品の売り上げに大きく左右される面はありますが、繰り返しになりますけれども、電子部品関連については新しい技術に伴う需要が今後も見込まれるというのが業界関係者の観測です。

そういう中での今回の決定なわけですが、経営に責任を持っているJNCは、今回の電子部品部門における業績悪化をどのように分析し、今後どのような戦略で経営の立て直しを図ろうとしているのか、もし市長のほうで何か会社からお話を聞いておられましたら、お答えください。これが2点目です。

ところで、本来、私企業の経営を議会で問う必要はないのですが、御存じのように、チッソ、JNCは一般の企業とはわけが違います。チッソ、JNCは経営努力によって利益を確保し、水俣病患者の補償を完済する義務を負っています。その義務を果たすとともに、本市における事業の継続、雇用の確保などにより地域経済に貢献することを求められています。だからこそ、国・県は多額の公費、つまり国民の税金を投入して事業の継続を支援してきたという経緯があります。

3つ目の質問です。今までチッソに対しどういう名目でそれぞれどれくらいの貸し付けがあったか、また、その貸付残高は幾らかお答えください。

さらにお聞きします。水俣病特別措置法の成立過程で、チッソは分社化を強く主張しました。これをめぐっては、患者側から大きな反発があり、国会、県議会でも大変な議論になりました。しかし、結局、チッソの主張を認め、その条件が盛り込まれ、分社化が行われました。その条件の1つが、チッソが水俣において事業を継続し、地域の振興と雇用の継続に資することです。先ほど御答弁いただいた特措法第9条の第2項に当たります。

分社化を認めるに当たっては、県議会の水俣病対策特別委員会で十数回にわたって議論されています。その中で、当時委員会の副委員長で、現自民党県連会長の前川収議員はこんな発言をされています。今回の分社化の話はもう議論もしたくないんだけど、少し飛ばします、つまり原因企業がなくなるようなスキームが生まれてくることそのものがどういう思想から入ってきたのか、私は絶対に理解できない部分だというふうに思っています。地域振興と患者救済という2つの大きな柱があって、仮に債務が確定したにしても、地域振興という責任はまだ残るわけですね。途中略します。これまで我々がチッソ県債を発行し、チッソ支援をしてきた患者補償の完遂と、それから地域振興のためにやってきた目的が全くなくなってしまうという状況になることは、やっぱり許せない話だと思いますけども。

県議会はこうした議論を繰り返しながら、特措法成立過程で2回にわたって決議を上げ、それ以外に意見書2通を国会に提出しています。特措法はこのような経緯があって生まれた法律です。市長には十分重みがおわかりだと思います。法律に基づいて市民にサービスを提供すると同時に、市民や企業に法律を守らせることが行政のあるべき姿です。

最後にお伺いします。この法律の趣旨に照らしたとき、市長自身は今度のサン・エレクトロニクスの閉鎖と従業員114人の解雇が認められるとお考えでしょうか。

2回目の質問は以上4点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 二度目の質問にお答えします。

まず、私が8月の9日にJNCを訪問した際の内容についてということですが、その内容としましては、主に事実確認、それから今後の動向について伺いました。具体的には、今回の事態に至った経緯やサン・エレクトロニクス株式会社の解散時期、また従業員の再就職支援に係るJNC株式会社の取り組み等についてお話をいただきました。

2つ目の、そのJNCがどのように今後対応していくのかというような御質問だったかと思いますが、従業員の方々が再就職が全て終わるまで責任を持って対応するというお答えでございました。

それから、3番目のチッソの貸し付け状況ということですが、熊本県のほうに確認しましたところ、平成31年3月31日の現在の元金ベースで、患者県債貸付額約896億円、未償還額約562億円、設備県債貸付額約100億円、未償還額約86億円、ヘドロ立替債貸付額約297億円、未償還額約150億円、平成7年一時金県債貸付額約80億円、未償還額約77億円、特別県債貸付額約203億円、未償還額約203億円、平成22年一時金県債貸付額約840億円、未償還額約840億円であり、公的債務合計の約2,416億円のうち未償還額総額は約1,918億円とのことです。

次に、特措法に照らして、地域経済や雇用の確保ということをおうたっているだけでも、それに対してどう考えるかという質問だったと思いますけれども、私が会社内の決定に対してお答えする立場にはないかと思っておりますけれども、今回の事態はさまざまな要件を会社側でも勘案した上での苦渋の決断であったというふうに私は考えております。したがって、本市といたしましては、今後の従業員の御家族の方々の生活の安定と今後も水俣に住み続けていただくための支援を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

今まで公表されている決算や経営計画につきましては把握はしておりますけれども、企業活動に関する内容については、私がお答えする立場にはございません。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 8月8日に閉鎖の報告を受けて翌日に会社に出向かれた。そして、今までと同じような説明を受けられたのかなと、そして会社の今後の従業員に対する就職の支援等の取り組みについてお聞きになられたということで、市長から何かおっしゃいましたかというふうに私聞いたんですけど、市長から特に何も言われなかったということではないのでしょうか。

それと、今後の経営戦略についても、特に市長自身が特別に聞いたことはないということでは理解してよろしいのかなと思っておりますけれども、それと法律の趣旨に照らしたときに認められるのかということですが、答える立場にないというのが市長の今のお答えだったのかなと、苦渋の決断だったと、仕方がないということなのかなというふうに解釈します。

この法律は、チッソに患者救済と地域への貢献を果たさせるための枠組みを決めたものなんです。どう考えたって地元採用の114人の労働者の首切りは、この法律の趣旨に逆行していると私は思います。おかしくないでしょうか。市長公約の最も太い柱が基幹産業であるチッソ、JNCを中心とした活気ある水俣づくりなんです。こういう公約を掲げて、これに期待をした半分以上の市民の票をもらって市長になられたんです。公約を守るためにも、市民の負託に応えるためにも、もっと毅然とした態度をおとりになるべきだと思います。

比較するようで申しわけないんですが、こんな例を紹介します。

2009年3月、パナソニックが八代市鏡町の工場を閉鎖すると発表し、従業員250人は原則広域

配置転換と発表しました。このときの八代市長、坂田孝志氏は議会でこう答弁しています。今回のパナソニックセミコンダクターディスクリートデバイス熊本株式会社の9月末の生産終了の公表は、余りにも唐突な話であり、従業員や御家族の方々への影響はもとより、地域に与える影響、あるいは本市に与える影響の大きさを考えると何とかならないものか、事業継続の再検討がお願いできないかという強い思いでございます。少し飛ばします。去る3月30日には、鏡町の会社へ、4月3日には京都のグループ会社の本社へ私みずから足を運び、何とか事業継続をしていただくよう強く要請してきたところでございます。途中略します。会社側には市との定期的な会合の場の設置を申し入れ、了解を得ているところであり、市としましては事業の継続、また事業を縮小してでも継続することができないか、形を変えてでも従業員の方々の雇用の場を最優先して確保していただくよう会社側に要請しているところでもあります。

また、2016年5月に東海カーボンの経営合理化が発表され、旧田浦町の工場も人員削減の対象となりました。町議会でこの件について尋ねられた芦北町の竹崎町長は、これは大変重要な質問でありますので、少々お時間を拝借したいと議長に断わった上で、これまで東海カーボンと町とで結んだ協定の内容や会社との長年の人的交流の歴史をとうとうと述べられています。その上で、合理化発表がある一月近く前に東京から社長じきじきに中期経営計画の概要を説明に来られた。正式発表のあった二日後にも社長が来庁され、内容説明を受け、世界経済の構造変化の激しさを実感したが、雇用の安定と町経済への影響を考えたときに、はかり知れない事態を危惧したので、まちとして最大限の協力を約束し、一層の経営努力により町民への影響がないよう特段の配慮を重ねてお願いした。その結果、地元採用の社員については、解雇ではなく、事前アンケートをとった上で転勤という形で対応してもらい、その対象者も計画より随分少なくなったと述べておられます。

一般の企業でさえ、立地自治体との関係においては気を使っているのに、ましてやチッソ、JNCは法律において水俣という地域に対して貢献する責任があると明記されている企業です。だからこそ、先ほど答弁いただいたように、元金だけで合計2,410億円もの公的資金を投入し、しかも平成12年からは利息なしのあるとき払いという破格の優遇策が続けられています。日本中探してもこんな企業ありません。

サン・エレクトロニクスの社員はほとんどが水俣の出身です。祖父母、親世代を水俣病で亡くした人も少なからずいます。今回のことで自分の家族は3世代、4世代にわたって水俣病に翻弄されることになったと言われた方もいます。水俣市民は今なお表面ではわからないところで深い傷を抱えて暮らしている人がたくさんいます。そのようなまちを元気にするために、市長が真っ先にとるべき行動は、閉鎖を前提とした失業対策ではありません。JNCに対してサン・エレクトロニクスの閉鎖はやめるべきだ、社員を解雇するなど説得に行くことではないでしょうか。特

措法は国・県にもそう努める義務を規定しています。先ほど読んでいただいた35条です。昨日藤本議員も同じ指摘をされていますが、これを使って国・県にチツソ、JNCを指導させることもできるはずです。社員114人とその家族の生活がかかっています。これからでも遅くありません。JNCに行ってもう一度考え直すように交渉するお気持ちがないか、最後にこの1点を伺って終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 三度目の御質問にお答えします。

これからでも遅くないから交渉するつもりはないのかということをございますけども、JNCの方々といろいろお話をする中で、それは当然、JNCとしてもやはりそういったことでいろいろと経営の中において考えておられるというふうに思います。中身に関して私がいろいろお答えする立場ではないので申し上げませんが、そういった中で先ほども申し上げましたように、苦渋の決断をした中での今回の決定だと私は理解をしております。であれば、行政として今後何ができるのかということ昨日の一般質問の答弁でも申し上げましたように、行政としてしっかりとサン・エレクトロニクス株式会社の方々の従業員、そしてそれに携わる御家族の方々が、今後きちっとこの水俣で生活ができるような施策を精いっぱい我々がとっていくことが大事かというふうに思っております。

そういった中で、きのうも申し上げましたように、こういう水俣にとって大きな問題を抱えたときに、やはり議会と行政が一体となって、今こそ協力をして対応するべきだというふうに私は思っておりますので、そういった形で議員の皆様方にも御協力をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、地域新電力会社設立について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、地域新電力会社設立について、順次お答えします。

まず、市庁舎に対するJFEエンジニアリング株式会社及びJNC株式会社による再生可能エネルギーを中心とした電力供給実証試験の結果について、どのような総括がなされたかとの御質問にお答えします。

この実証試験は、JFEエンジニアリング株式会社の再生可能エネルギーを中心とした電力及びJNC株式会社の水力発電による電力を、アーバンエナジー株式会社を通じて市役所仮庁舎に供給するもので、電力供給の安定性、再生可能エネルギー比率の向上、電力料金の低減可能性の3点を検証する内容となっていました。

本実証試験は本年3月1日に終了し、4月に検証結果の報告がありました。

その報告によりますと、再生可能エネルギー100%に相当する電力が安定的に供給され、電力料金は試験開始前と比較して約7%の減となっており、十分な成果があったとのことでした。

この報告に基づき、本市においても本実証試験の成果はあったものと総括し、引き続きアーバンエナジー株式会社との契約に基づき再生可能エネルギーを中心とした電力の供給を受けているところではあります。

次に、平成30年12月議会において、地域新電力会社の設立に向けて検討すると答えているが、その後検討はされたかとの御質問にお答えします。

平成30年12月議会におきましては、CO₂削減、エネルギーの地産地消を進めていくため、市の保有する施設への再生可能エネルギーによる電力導入や、地域新電力会社の設立に向けた検討も行うと答弁しております。

現時点での検討状況は、実証試験の結果を踏まえ、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給を受けるに当たり、現行の枠組みで引き続きアーバンエナジー株式会社から電力の供給を受ける方法と、新電力会社を設立して電力の供給を受ける方法のおのおののメリット、デメリット、また設立に伴う課題の整理を行っているところです。今後さらに検討を進めた上で再生可能エネルギーを中心とした電力の導入に係る方向性を示したいと考えております。

次に、水俣市としてどのような目標を持っているかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、今回の実証試験の結果を踏まえ、市が保有する全ての施設への、再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を目標とし、さらなる温室効果ガスの削減に努め、今後取り組んでいくSDGs持続可能な開発目標の推進につなげていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 サンエレの問題では、市長の姿勢に厳しい態度で臨ませていただきました。

今度の質問では、高岡市長だからこそできるという期待を込めて質問させていただきます。

昨年12月に同じテーマで質問させていただきましたが、その後実証試験を終わり、結果はいずれも満足いくものであったということです。今後の方向性については、もう少し検討した上で、市内の全ての公共施設への電力供給をめざすということでした。

2016年に電力自由化が始まってから地域新電力会社が随分ふえました。経産省のホームページを見ますと、登録事業者数はまだ供給を開始していないところも含まれますが601カ所、そのうち自治体によるものは、昨日藤本議員の紹介したとおり29カ所です。こちらも随分ふえました。今、環境省が猛烈に後押ししているのが、再生可能エネルギーを電源とする自治体による新電力の設置です。なぜなら民間だけの資本では利潤追求に陥る心配がある一方、自治体が参加すれば地域全体を巻き込みやすく、結果的にCO₂を大幅に減らすことができるからです。

最近話題になったのが横浜市です。横浜市は昨年10月に今世紀後半のできるだけ早い時期に温

室効果ガス実質排出量をゼロにすると宣言をしました。とはいっても、地元には土地が少なく、必要量の自然エネルギーを獲得することはできません。そこで、再生可能エネルギーの宝庫である東北地方の12市町村と連携協定を結んだというものです。

なぜ横浜市がこのような大きな目標に挑戦するかといいますと、横浜市に立地する企業の競争力を高め、また新たに企業を呼び込むことにもつながるからです。どういうことかといいますと、地球温暖化防止に関するパリ協定や国連のSDGsの取り組みをきっかけに、今、世界の流れは完全に脱炭素化に向かっています。その流れを牽引しているのがRE100に加盟するグローバル企業です。RE100というのは、企業活動に使う電気を全て再生可能エネルギーで賄うことを決めた企業の集まりのことです。参加企業は現在179社あります。アップル、マイクロソフト、グーグル、イケア、スターバックスなど世界の名だたる企業が顔をそろえます。日本から参加しているのはリコー、積水ハウス、大和ハウス、ワタミ、丸井グループなど19社です。

この流れをさらに加速させる力も働いています。世界の金融機関による資金の引き上げです。既に地球温暖化を進める石炭関連企業などに銀行はお金を貸さなくなっています。御存じのようにアップルやマイクロソフトなどのグローバル企業は、世界中にサプライチェーンを展開しています。当然、これらの企業の下請や納入業者はRE100に対応することを求められます。逆に対応できなければ取引から弾かれてしまいます。こうした流れがあって横浜市のような自治体が出てきています。

日本再生可能エネルギー総合研究所の北村和也さんはこう言われています。地域にある中小企業も確実にRE100という波にさらされることになります。みずからが再生可能エネルギーを使うようにならないと、サプライチェーンから外れたり、物が売れなくなったりするリスクがあるということです。また逆に、再エネを供給する側に回ればいろいろなメリットを得ることができます。再エネは地域にこそ豊富に存在するものです。これを握る地域が経済的な主導権をとることができる可能性を示しています。企業立地の切り札として外から企業を呼び寄せることもできますし、地域の企業に優先的に使ってもらい、地場企業の価値を高めることもできます。地域に経済的なメリットを循環させることができるのは、唯一地元資本である地域新電力にほかなりません。そして、今後、企業立地の条件として再エネが供給できることが入ってくるのは必然です。こういうタイミングで水俣は実証試験に成功しています。しかも電力の供給元が地元企業であり、加えてその中身も水力という最も安定性と発電効率のすぐれた電源であるということは、本当に恵まれた条件だと思います。

JNCのホームページを拝見しますと、現在、九州圏内に13カ所の水力発電所を持ち、一般家庭14万戸分の発電量を有すると紹介されています。これを市内全域に供給していただいて、水俣全体の価値を高め活性化に貢献してもらうことはできないのか、これは私だけが思っているの

はなく、水俣病被害者も含めた多くの市民が望んでいることだということを申し上げたいと思います。

それで質問ですが、2点あります。1点目は、今後、JNCの電力を中心に市民からの出資も募り、地域に根差した新電力会社設立について検討するお考えはないか。2点目は、現在このテーマに主にかかわっている職員が何名いるのか。

2回目は以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、JNCの電力を中心として市民から出資を募りながら新電力会社の設立を検討するつもりはないかというお尋ねでございます。

先ほど答弁いたしましたけれども、本市といたしましては、当然、市が保有する全ての施設でJNCの水力発電等による再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を目標としております。この場合、新たな経費は発生しないと考えてるので、現時点において市民の皆様からの出資を募って、新電力会社設立を検討する予定はございません。

2点目のこのテーマに関しましてかかわっている職員は何名いるのかということでございますけれども、新電力に関する事務につきましては、企画課企画推進室の職員2名が担当しているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まずは、当面、全ての公共施設への供給を目標にするということです。それはそれで結構なんですけれども、その先にもっと大きな目標を持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。経費のことを心配されていたみたいですが、先ほど紹介した日本再生可能エネルギー総合研究所、北村和也さんは、これまで多くの民間、自治体などと新電力の設立にかかわってこられているんですが、自治体による新電力の設立は環境省が期待するように進んでいないのが現状のようです。

北村さんは、その最も大きい理由の1つは、単なる知識不足だと言っておられます。例えばこんな例です。自治体が出資するといった途端に、トップや職員の脳裏にリスクを伴うという意識が芽生える。しかし、冷静に分析してほしい。自治体新電力はほとんどインフラを伴わない事業です。ですから、資本金は1,000万円程度あれば設立可能です。公共施設を中心に電力の需給シミュレーションをしっかりとやって、過大な固定費を持たないようにすれば大きなリスクはありません。また、自治体の資本割合を小さくすれば、それだけリスクは減ります。1,000万の資本金のうち5%出資したとして、もし万が一倒産しても50万円が返ってこないだけです。総じて、新電力設立に必要なのは、知識、地方衰退に対する危機感、職員の前向きな姿勢、そして勇気です。これ以外

に特殊なノウハウやシステム、驚くような技術は必要ありませんと強調されています。

コンセントを入れればどの家庭にも地元で生産された再生可能エネルギーが供給され、そして電気代は全て地元へ落ちる、この仕組みを目指せば、水俣市自体がRE100の自治体版であり、再エネ100宣言に名乗りを上げることができます。これらはまちとしての価値を大きく高め、市民にとっても地元の企業にとっても大きなメリットになります。何としてもこの自治体による新電力を進めていただきたいと思います。

それで最後の質問ですが、職員体制についてです。現在、主にかかわっている職員が2名ということでした。プロジェクトを前に進める体制としてはやはり弱いのではないかと印象を持ちます。複数の職員がプロジェクトチームをつくり、ともに研修、視察、検討を重ね、そして具体化する体制をぜひとっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

質問はこの1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 今回の実証試験の結果を踏まえ、現行の体制を維持しながら、関係する部署と連携させ、市が保有する施設に対する再生可能エネルギーを中心とした電力の導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、放課後学習支援について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、放課後学習支援について順次お答えします。

まず、平成28年から3年間にわたって緑東校区及び光明童園の子どもたちを対象に放課後おさらい教室が実施されている。事業内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

放課後おさらい教室は、水俣・津奈木シルバー人材センターが事業主体として実施しているものであるため、事業内容につきまして詳細は把握しておりませんが、本事業は高齢者の新たな就業機会をつくることを目的として実施されたものと伺っております。

次に、この事業の総事業費はどれくらいで、財源の内訳はどうなっていたかとの御質問にお答えします。

シルバー人材センターにお聞きしましたところ、総事業費は平成28年度から平成30年度の3年間で約1,615万円ということでした。また、財源の内訳としましては、補助金、シルバー人材センターの自主財源、そして月謝収入ということでした。

次に、緑東校区での事業は今年度も継続されていたが、6月末に突然中止となり、利用者から市に対し継続の要望があったと聞いている。事業中止の理由をどのように聞いているか。また、保護者からの要望はどのようなものだったかとの御質問にお答えします。

本事業の中止の理由としましては、財源の問題で中止せざるを得なくなったとお聞きしております。また、保護者からの要望につきましては、本年8月に水俣東部地区放課後おさらい教室の利用者の方々6人が来庁され、水俣市に対して要望書と署名を提出されました。内容としましては、突然の事業中止で困惑している。事業の復活を希望している。水俣市としてもシルバー人材センターが実施したおさらい教室のような事業を検討していただきたいというものでした。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 シルバー人材の事業なので内容の詳細はわからないということでしたけれども、平成28年の12月議会で、この事業がまだ始まったばかりの年でしたけれども、私同じ質問をしておりました。吉本前教育長はこのように答弁されております。事業内容は教員経験のあるシルバー人材センターの会員が講師となり、民間の学習塾などが無い緑東校区の小・中学校を対象として学習サポートを行うもので、学校において放課後学習補充教室がない火曜日と金曜日の週2回、放課後に葛彩館にておさらい教室として実施されています。このおさらい教室は、有料の学習支援で、1カ月当たりの金額は教材費を含み小学校1年生から3年生までは1,000円、4年生以上は2,500円としています。夏休み期間中の7月25日から8月10日には、市内の小・中学校を対象とした宿題早期解決教室を行っています。このときに財源についてもお尋ねしてまいりまして、年間総事業費は520万円で、このうち国庫補助金が2分の1、水俣市、津奈木町からの補助金が2分の1と答えられています。先ほどの答弁で、3年間分が1,615万円ということでしたので、この補助の割合からいくとおよそ780万円を市から補助していることとなります。

この事業は初め緑東校区で始まりましたが、1年後には光明童園の子どもたちを対象に増設されています。市も補助金を出しておりますから、当然事業の内容を把握されていると思いますし、小林副市長はシルバー人材センターの理事長に就任後、間もなく現場に足を運ばれたと聞いております。

最初の質問ですけれども、この事業内容についての感想、評価がございましたらお聞かせ願いたいと思います。ここは実際に見に行かれた副市長がいらっしゃいますので、副市長にお答えいただきたいと思います。これが1点目です。

前回、この質問をしたときには、この事業が3年間の国の補助事業だったため、シルバー人材センターとしての事業が終了した後は、市が引き取って、緑東校区だけではなく、全校に広げてほしいと要望いたしました。ところが、3年経過したはずのことし4月以降も、シルバー人材センターの事業のまま継続をされ、利用者も滑り出しとしてはこれまでで一番多くなっています。ところが、6月に入り、突然事業中止のお知らせのプリントが配られ、一様に驚きとともに、落胆の声が数多く聞かれ、今回の要望書の提出に至っております。

2点目の質問です。事業の継続を求める要望書は、市長と教育長宛てに出されております。市

長も教育長も直接お受け取りにはなっておられませんが、その場で保護者から次のような話がありました。余り勉強ができるほうではなかった。学校でわからなかったところをおさらい教室で教えてもらうようになったらわかるようになり、勉強が楽しくなったと言っていた。子どもの能力を決めつけずにわかるまで教えてくれてとても頼りにしていた。放課後の居場所にもなっていた。当初から参加した。勉強は好きではなかったが、するようになった。本人も教室が楽しいと言っていた。事業中止のお知らせを受け、子どもがおれはもう終わったとしょんぼりしていた。親としても大きな不安を抱えている。またすぐにでも再開してほしい。教室に行くようになって、まちの塾に通っている子どもより成績がよくなった。親に言えないことも先生には相談していたようだ。卒業した後も妹について教室に行っていた。国語の読解が苦手だったが、おさらい教室で優しく教えてもらえた。また再開してほしい。冬休みからでもできないだろうか。学校でわからなかったことを教えてもらえたことで、学習が定着していたように思う。先生から教室がもうおしまいだと告げられ、先生何で、お金ないの、僕のお年玉やるよって言ったそうだ。その場にはおられませんでしたが、担当課からも聞かれていると思います。この声をどう受けとめられておられるでしょうか。それぞれお伺いしたいと思います。

2回目の質問は2点です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の1点目の質問にお答えいたします。

放課後おさらい教室の現場を視察して、どのような感想、評価を持ったかというお尋ねでございました。シルバー人材センターが実施した本事業は、特定の校区の児童・生徒の学習意欲の向上や、放課後の居場所づくりを目的とした事業ではなく、高齢者の就業機会をつくることを目的とした事業メニューの一つであります。実際に、シルバー人材センターの会員の就業の機会の確保につながっており、その点において評価できる事業であったと思います。

また、その事業内容でございますが、私は昨年の7月31日に各おさらい教室を視察いたしました。担当の方が丁寧に勉強を教えられ、児童・生徒の居場所としての機能を持つなど、いい事業であると感じたところでございました。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問ということで、要望書が出されているけども、どう受けとっ

たかということですが、今回のいただきました要望については伺っております。本事業については、この目的が高齢者の就労機会の確保を目的としたシルバー人材センターがみずから企画されて実施された事業であると伺っております。したがって、この事業の継続・中止等については、シルバー人材センターで判断をされることであり、私がお答えする立場にはないと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 次に、私の要望書に対する受けとめなんですけども、基本的に市長と同様の考えであります。したがって、事業の継続中止等についてはシルバー人材センターで判断されることであり、私もお答えする立場にないと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 シルバー人材センターが高齢者の就業機会づくりとして始めたことであって、継続しようが中止しようが、シルバーの判断だから口を挟む立場にないというお答えでした。ただ一方で、実際に見に行かれた副市長は、先生の熱心な指導を見られてよい事業だと感じたとおっしゃっています。実際に本当によい事業だったんです。水俣の子どもたちの学習意欲がこんなに向上したんですから、間違いなくよい事業だったんです。保護者の方はだから続けてほしいと勇気を持って市長のところへ訴えに来られたんです。随分そっけないお答えで驚きました。

私、最初にも申し上げましたが、平成28年に質問をしたときに、3年間の補助事業なのだけでも、とてもよい内容なので、4年目以降は市がこれを引き取って全校に広げて実施してほしいということを要望いたしました。そのお手本として頭にあったのは、大分県豊後高田市の学びの21世紀塾です。同市は全ての小・中学校の児童・生徒、この中には不登校児や障害を抱えた児童なども含まれています。文字どおり全ての子どもたちそれぞれがわからないことがわかるようになる、学びの場を提供することを目標に放課後事業に取り組んでおられました。

久しぶりに豊後高田市のホームページを見ましたら、子育て支援のメニューがますますバージョンアップしていました。ことしも全国住んでみたい田舎ランキングで総合1位、子育て世代が住んでみたいまち部門では第3位です。人口2万2,600人の豊後高田市の取り組みは、水俣市規模の自治体でもやろうと思えばやれるということを示しています。格差と貧困が広がる中、困難な環境に置かれたときに、そこから抜け出せる力は、子ども自身が考える力、学ぶ力を持っていること、これ以外に私はないと思っています。子どもにとってわからなかったことがわかるようになったときの喜びは、前に進んでいく大きな力になります。放課後おさらい教室はそういう機会を子どもたちに提供できていました。先ほど紹介した保護者の感想がそれを証明しております。

3回目の質問は、1点だけです。

6月以降中止になった理由は、財源の問題だったとのことですが、事業の効果を踏まえ、保護者や子どもたちの継続の要望に応じて、財源の不足分を市で補うなどしてシルバー人材センターの取り組みを応援するか、あるいは市独自に同じような事業に取り組むお気持ちがないかお尋ねして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問にお答えします。

シルバー人材センター事業の財源の不足分を市で補うことができないのか、あるいは別の方法で市として取り組む考えはないのかとの御質問でした。

本事業が中止になった理由は財源の不足ではなくて、財源の問題とお聞きしております。なお、市としましては、公平性の観点から特定の地域や校区を対象とした事業はできないものと考えております。

しかし、学習意欲のある児童・生徒に学ぶ機会を提供していくことの重要性は十分に認識しております。現在、教育委員会では水俣市内の全小・中学校において学力向上対策事業の一環として、放課後の時間を活用し、児童・生徒に基礎基本の定着を図ることを目的に、放課後補充教室を実施しております。今後はこの放課後補充教室をさらに充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さん、こんにちは。真志会の木戸理江です。

この4月より市民の皆様からの負託をいただき、議員活動を始め、これまでよりさらに多くの声に接することとなり、議員に対しての市民の皆様の期待が高いことを実感いたしております。皆様の不安や疑問を解消できますよう、関係各所との連携を密にして、市民の皆様と市政をつなぐ橋となるべく努力いたしたいと考えております。

このたび初めての一般質問となりますが、基本に忠実に、そしてより市民に寄り添ったわかりやすい質問を行いたいと思います。難しい言葉や特別な表現というものを極力使わず、子どもや

若者にも理解できるように進めてまいります。

今回は自分の暮らしにより近い部分から、以下、通告に従い質問いたします。

1、水俣市内の道路事情における対策について。

①、水俣インター出口の車線のとり方は、運転上不自然な流れであり、実際に危険を感じるものがたびたびある。なぜあのようなつくりになっているのかお尋ねします。

②、除草や路面の整備などおのおのの居住地域で、県道であったり、市道であったりと管轄が違うと思うが、住民はどのように要望すればいいかお尋ねします。

③、湯出や久木野・大川など、山間部の道路の街灯は数が少なく、非常に暗いが、歩行者や自転車利用者の事故の報告などは上がっていないかお尋ねします。

④、幸橋から大橋までの武道館側道路の歩道の損傷が激しく、歩行に支障を来すが、実態把握はしているかお尋ねします。

⑤、平町通りの電柱により、通行にストレスや危険を感じる事例をよく聞かすが、電柱の地中化など対策がとれないかお尋ねします。

2、防災への具体的な取り組みについて。

①、7月の大雨による土砂災害の状況及び復旧状況はどうだったか、またそのことを市民が知るための方法があるか、お尋ねします。

②、避難所について、市が管理するところと、地域が管理するところに違いを感じるが、地域管理の避難所は、備品や人員に行き届かないところがあり、対応や設備に不便を感じる住民も多い。ある程度行政からの平等な補助が必要ではないのかお尋ねします。

3、通学路の安全対策について

①、平成27年度までの水俣市通学路交通安全推進会議の報告書をホームページで読んだが、報告書の内容にあるPDCAサイクル「定期的な合同点検」はじめ、その後の活動はどうなっているかお尋ねします。

②、第二小学校への通学路、特に永尾サッシ前の交差点では、小学生の登校と通勤の車の時間が重なり、歩行者と車が多方面に交差し危険と感じる。保護者の見守りも非常に気を使う場所で、横断用の押しボタン式などの信号の設置が必要と考えるがいかがかお尋ねします。

4、湯の鶴観光振興の現状と推進について。

①、七滝とその近辺の整備はどのような状況かお尋ねします。

②、第6次水俣市総合計画の中の「癒しのむらづくり」について具体的な計画はあるかお尋ねします。

③、足湯や憩いの広場について、建設が決められた時期も含め、その経緯や誰をターゲットにしてつくられたのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 木戸議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市内の道路事情における対策については産業建設部長から、防災対策への具体的取り組みについては総務企画部長から、通学路の安全対策については教育長から、湯の鶴観光振興の現状と推進については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 水俣市内の道路事情における対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに水俣市内の道路事情における対策について、順次お答えします。

まず、水俣インター出口の車線のとり方は運転上不自然な流れであり、実際に危険を感じるものがたびたびある。なぜあのようなつくりになっているのかとの御質問にお答えします。

国土交通省に確認いたしましたところ、水俣インターから国道3号に入り、鹿児島方面へ向かう車が多いことから、水俣インター付近の混雑解消を目的に右折レーンを2車線設けられたとのことです。

次に、除草や路面の整備などおのおのの居住地で県道であったり市道であったりと管轄が違うと思うが、住民はどのように要望すればいいかとの御質問にお答えします。

本市には、国道、県道、市道があり、それぞれ国土交通省、熊本県、水俣市と管理者が異なり、おのおのの管理者において要望への対応を行います。

しかし、道路管理者の特定が難しい場合は、市土木課へ御連絡いただければ、それぞれの管理者へ連絡をとり、要望された方へ御返答いただくようお願いしております。

次に、湯出や久木野・大川など山間部の道路の街灯は数が少なく非常に暗いが、歩行者や自転車利用者の事故の報告などは上がっていないかとの御質問にお答えします。

湯出や久木野・大川など山間部の歩行者や自転車利用者の事故につきまして、水俣警察署に確認したところ、平成30年1月から令和元年8月までにおいて、事故の報告はありませんでしたとのことです。

次に、幸橋から大橋までの武道館側道路の歩道の損傷が激しく、歩行に支障を来すが、実態把握はしているかとの御質問にお答えします。

幸橋から大橋までの区間におきまして、以前から歩道が狭く歩きにくい、歩道が損傷している

など市民の皆様からお聞きしており、市としましても現地を調査し、歩道として十分な安全性が確保されていないと認識しております。このため現在、歩道整備を計画し、国の交付金を活用して整備が行えるよう、要望しているところです。

次に、平町通りの電柱により、通行にストレスや危険を感じる事例をよく聞くが、電柱の地中化など対策がとれないかとの御質問にお答えします。

平町通りは、熊本県が管理している県道水俣・出水線で道路管理者である芦北地域振興局へ確認したところ、本路線につきましては、電柱の地中化などの計画はないとのことでしたが、県道の改良につきましては、以前から要望を行っており、今後も引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 事故やトラブルが起こらないよう安全に通行したいのは皆同じです。しかし、この水俣インターの出口は多くの通行者が大きな不安を抱える道路だと感じます。3号線を下り、下り方面に出る際、右車線から出るときは左車線からの強引な割り込みや接触がないか、左車線から出るとすきを見て右車線に入らなければならない緊張感、何度もここを利用する車は最近なれてきて、右車線に並ぶ車が多いように感じますし、自分も左車線に並ぶことはしません。しかし、それはあくまでもなれてきただけであって、なれというのは危険に最も近い要因であると考えます。なれた人だけが通る道ではありません。危険な通行が終日繰り返されているのも事実です。

加えて、通行する者の心理として、その車線を単純に右、真っすぐ、左としてくれればいいのと思うのは私だけではないと思います。

そこで、まず1点質問します。事故の可能性も多いと感じ、また事故が起きてからでは遅いと思うが、現状を踏まえた検討や改善を市の側から提案することも必要ではないかとお尋ねします。

続けます。市道、県道にかかわらず、山間部では除草も含め道路の通行の悩みが尽きません。夏場には草の伸びも早く、地域住民で自主的に作業を行うことも考えられますが、その費用について負担が感じられるのは否めません。

また、道路の街灯についてはLEDの街灯は、光の広がりがなく、真下だけが明るいため、街灯の間隔の広い道路では、車が通るときだけ光があるような状況です。一度ぜひ山間部の道路で停止をして、車のライトを消してみてください。その暗さとえたいの知れない恐怖感を味わうことができると思います。部活帰りの高校生は真っ暗な中帰ってきます。草をよけて車道に近づき、車と接触しそうになる危険もあります。

そこで、2点目お尋ねします。除草や街灯整備など管理者のアクションを待たずして地域で行おうとする場合、補助は可能でしょうか。可能な場合の具体的なものについてもお尋ねしたいと

思います。

続けます。水俣橋から鶴田橋までの一方通行の道路が整備され、健康増進の一環として、四季折々に楽しめる川沿いのルートはとてもよいフィールドであると思います。その中で、幸橋から大橋までの歩道は、夜間は段差が特に見えにくく、手元に明かりを持たないと段差を踏み外したりします。そのため、歩行者は危険と知りつつも土手側の車道を歩く人が多いです。ここはやはり歩道の整備が最優先ではないかと考えます。

そこで3点目の質問です。緊急措置として、歩道の段差をはっきりさせるために白線を引くなどの処置はできないかお尋ねします。

以上、3点を質問いたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えいたします。3点でございます。

1つは水俣インターについて、水俣インターの交差点ですね。あそこの現状を踏まえた検討や改善を市のほうから提案することも必要ではないかとの御質問でした。水俣インターが開通してから、インターをおりて右のレーンに入るに關しましては、国道3号の本線に入る際、混雑し、入りにくいなどの苦情や相談が数件寄せられましたので、国土交通省にはその旨報告し、注意喚起の看板をつくっていただいております。

現在の交差点の形状は、道路管理者である国土交通省が交通管理者である熊本県公安委員会と交差点協議を行い、公安委員会の同意を経て決定されたものです。形状を変更するに当たりましては、再度協議を行う必要がございます、そのためには形状を変更する相当の理由がなくてはなりません。このようなことから、市としましては、改善について引き続き、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、除草や街灯整備など、地域で行う場合に補助は可能かという御質問だったと思います。除草につきましては、本市が管理する市道の場合、燃料、生コンクリート、防草シートなどの資材の支給や、刈払機、ブロワーなどの貸し出しをする制度がございます。

国道につきましては問い合わせましたところ、地域住民が除草を行う場合の支援制度はございませんので、国土交通省に連絡していただければ、その都度、対応しますという回答でございました。

また、県道につきましては、道路の除草作業を自治会に1年を通して管理を委託する業務委託がございます、管理する区間の面積を算定し、県独自の単価を乗じて委託料が支払われますという回答でございました。

次に、街灯整備につきましては、一般的に道路管理者が道路に街灯を設置する場合は、交差点

や橋梁といった限られた場所でごさいます、電気料金や補修などの維持管理の面から特別な理由がない限り、その他の箇所には設置していないのが現状でごさいます。このため自治会による防犯灯の設置が考えられます。本市におきましては、防犯灯設置に対して、水俣市防犯灯建設補助金交付規程に基づく補助制度でごさいます。

最後3点目でごさいますが、幸橋から大橋までの歩道に、段差をはっきりさせるためにも白線を引くなどの処置ができないかということでごさいました。先ほども申し上げましたとおり、本路線は国の交付金を活用して道路整備、歩道整備を計画いたしております。緊急的な措置としましては、歩道側の縁石に色を塗るなどの対策を講じたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 利用者の心理を無視した流れは改善してしかるべきと考えますし、市からも積極的に要望していただきたいと思ひます。どの質問も地域住民のヒヤリハットが顕著にあらわれている事象だと考えます。逆に、平町の道路では、車目線では電柱はないほうがいいのですが、歩行者目線ではスピードを上げて通る車から電柱が守ってくれるということもあります。相反する意見で難しい問題ですが、どちらにも優しい道路づくりで落としどころがどこかにあると思ひます。今後も注目しながら、地域の皆様の意見聴取を続けて提案をしていきたいと思ひ、質問を終了します。

○議長（岩阪雅文君） 次に、防災対策への具体的取り組みについて、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、防災対策への具体的取り組みについて、順次お答えします。

まず、7月の大雨による土砂災害の状況及び復旧状況はどうだったか、またそのことを市民が知るための方法があるかとの御質問にお答えします。

先日の岩村議員の一般質問で答弁しましたとおり、6月30日から7月3日の梅雨前線豪雨と7月13日の梅雨前線豪雨により、道路の通行に支障となるのり面の崩落や側溝閉塞などでごさいましたが、崩土の除去や側溝しゅんせつなどを行い、道路の支障となるものは除去し、通行可能となっております。

また、県道人吉・水俣線の仁王木地区においては、山林からの土砂崩れにより一時通行どめとなりましたので、道路管理者の県が土砂の撤去作業を行い、さらに今後の大雨に伴う通行どめを極力解消できるよう山林から県道への土砂流出防止を目的とした仮設防護柵設置を進めております。先日、仮設防護柵が完成し、今後の大雨・洪水警報発令に伴う県道人吉・水俣線の通行どめ

めの可能性は基本的になくなりましたとの報告を受けたところです。

市民が土砂災害の被害状況及び復旧状況を知るための方法としましては、全面通行どめや片側通行どめなどの道路交通情報につきましては、市ホームページや防災行政無線により市民へ周知しておりますが、生活に支障がないものについては、特別周知しておりませんので、市へ御連絡いただければ各担当課にて可能な範囲で情報提供をしたいと考えております。

次に、避難所について、市が管理するところと地域が管理するところに違いを感じるが、地域管理の避難所は備品や人員に行き届かないところがあり、対応や設備に不便さを感じる住民も多い。ある程度行政からの平等な補助が必要ではないのかとの御質問にお答えします。

現在、市内には市で管理する避難所が21カ所と、地域で管理する避難所が38カ所ありますが、地域で管理する避難所は全て自主防災組織が避難所運営をしております。地域で管理する避難所での対応や設備の全てを把握してはおりませんが、過去に市が所有する地域で管理する避難所のうち、地域から要望があったところに、トイレの改修や施設整備のための原材料の支給、避難マットの配布を行ったことがあります。また、本市で管理している備蓄品を地域で管理している避難所に必要に応じ配布することは可能であります。なお、避難住民が不便な思いをされないよう、引き続き自主防災組織に避難所運営等の研修を行っていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 今回の土砂災害では仁王木の復旧は早く、その先に住む住民の不便さは解消されていきました。一方で、仁王木に限らずたびたび起こる土砂災害の一因に、山の伐採が関係しているのではという声もよく聞きます。

そこでまず一つ目に、森林伐採が全ての要因とは言えませんが、その心配を払拭するためにも、行政による原因究明や伐採後の処置について、調査や提案を行うことも必要ではないかと考えますがどうでしょうか。

続けます。今回、7月の大雨の際、地域が管理する温泉保健センターでは、毛布をからい、かっぱを着てつえをつきながら歩いて向かう御夫婦。家にいるのは不安だけど足が不自由だから行けないと悩んでいた女性。行ってもあの環境で一晩過ごすのはきついから行かないと決め、川の様子を窓からながめながら仕方ないと諦めた様子の女性。避難所に到着したはいいが、足が不自由で周りに迷惑をかけるから車の中で一晩過ごすと言い、おりてこない御主人とそれを心配する奥さん。そのほか多くの高齢者がどしゃ降りの中避難に向かうのを車で何度も往復して送迎しました。

2回目のときは、旅館のお客様もあわさり、温泉センターがごった返していました。中には生後8カ月の赤ちゃん連れの御家族や団体旅行の数十名のお客様もあり、すし詰め状態でした。赤ちゃんがぐずると申しわけないからとお母さんは赤ちゃんを抱いて階段で夜中まで過ごされてい

ました。地域の住民やそこにいる人が安全な場所を求めてくる場所は、ストレスをできるだけ軽減できる場であってほしいと思います。建物を増改築するのは無理があると思いますが、多少なりとも改善は可能ではないかと考えます。

そこで、二つ目の質問です。利用の仕方でも男女別の部屋や赤ちゃんや妊婦や障害のある方のために、ついでに別部屋を用意したり、ペット連れを受け入れたり、環境改善ができませんでしょうか。お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目の、森林伐採による土砂崩れの心配を払拭するために、行政による原因究明、伐採後の処置について調査・提案を行うことも必要ではないかとの御質問にお答えします。

伐採箇所の土砂崩れが発生した場合、全ての箇所の現地調査を行い、伐採が原因か作業道の造成が原因かとの究明を行っております。伐採後の処置については、山林はあくまで個人の財産でするので、市の権限で命令することができないというのが現状であります。本市では住民から苦情等の報告があった場合は、森林伐採業者及び土地所有者に改善等を求めています。

次に2点目の、男女別の部屋や赤ちゃん、妊婦、障害のある方のためについでを設置するなど、また別の部屋を用意するなど、またペット連れを受け入れることなど、環境改善が必要ではないかとの質問にお答えいたします。

水俣高校の避難所に関しましては、震度5以上の大規模地震が発生した場合、男女別の更衣室や授乳室のほか、障害のある方に配慮した部屋を確保し、ペットも敷地への受け入れが可能となります。一方、他の本市の避難所では、男女別の部屋や要配慮者の方々のためのついでなどは用意してはおりませんが、避難所における良好な生活環境の確保は必要であると認識しておりますので、環境改善に向けた取り組みは今後行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 以前、企業から消防本部へ寄贈されたイグサのマットは好評だと伺っております。これからもいつどこで土砂災害に見舞われるかわかりません。行政には大規模災害発生時に限らず、避難所のよりよい整備を希望します。

また、現状として実際に避難を余儀なくされる場合、そのタイミングが非常に難しく、自治会としても判断に迷う部分もあると聞きます。防災無線の情報前に、ある程度準備の時間が各自治会の長の中であれば、おのおのの避難所で段取りよく避難準備が可能になるのではないかと考え、今後の行政と自治会の連携に期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 次に、通学路の安全対策について答弁を求めます。

小島教育長。

(教育長 小島泰治君登壇)

○教育長(小島泰治君) 次に、通学路の安全対策について順次お答えします。

まず、平成27年度までの水俣市通学路交通安全推進会議の報告書を市のホームページで読んだが、報告書の内容にあるP D C Aサイクル定期的な合同点検初め、その後の活動はどうかとの御質問にお答えします。

ホームページに掲載しております水俣市通学路交通安全プログラムは、平成24年、全国で登校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、関係機関による通学路の緊急合同点検を実施し、対策等を協議したことを踏まえ、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うことを目的として平成27年度に策定いたしました。

各小・中学校におきましては、毎年、通学路の点検を行ってきており、また教育委員会におきましては、昨年度、防犯の観点から関係機関による緊急合同点検を実施し、対策等を協議しております。

策定したプログラムに沿った関係機関による合同点検や進捗管理等はできておりませんが、今後より合理的に実践的な取り組みが行えるよう見直してまいります。

次に、第二小学校へ通学路、特に永尾サッシ前の交差点では、小学生の登校と通勤の車の時間が重なり、歩行者と車が多方面に交差し危険と感じる。保護者の見守りも非常に気を使う場所で、横断用の押しボタン式などの信号の設置が必要と考えるのがいかかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の交差点は、水俣市通学路交通安全プログラムにおいて、安全確保の対策が必要な箇所とされており、学校や地域からも水俣警察署に信号設置の要望がなされております。

○議長(岩阪雅文君) 木戸理江議員。

○木戸理江君 報告書とその活動は、細かいチェックと対策が講じられていると評価いたします。その中の添付資料に、点検箇所の状況や危険の内容も詳細に示されており、既に問題提起もされていますが、1カ所記憶に新しい危険箇所についてお尋ねしたいと思います。

丸島通りの栄橋横の通行の仕方についてです。駅のほうから自転車で通学してくる中学生は、橋を挟んで左右に分かれて学校に向かいます。その際、江添川の西側を歩いていく自転車と、塩浜方面から来る小学生の列が正面から出会い、接触の可能性も高いのです。ボランティアの見守りの方も、毎回、右ね、左ねと尋ね、そのたびにそこを来ている小学生によけるように促します。また、その橋のたもとの歩道は、雨天時には大変滑りやすく、特に塩浜方面から栄橋横の道路に出る場合、道路の手前でとまろうとすると、自転車のタイヤが滑り、実際に転ぶ人を何度も見えています。その際、丸島方面から来た車と接触してしまいそうになることも多く、雨の日はずっと冷や冷やしながら見ておりました。

そこでもまず1点目、安全推進の観点からは、歩道の再点検や定期的なパトロールも含めて、通学ルートの見直しなど対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

続けて、永尾サッシ前の交差点では、自動車の通行でも塩浜グラウンド方面への出入りと交差点通行の車が常に交差し、加えて、下校の中学生や地域住民が行き交う非常に危険を感じる交差点だと思います。事故防止とスムーズな通行のために信号設置ができないのだろうかを2点目として二つのことをお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

2点ございました。まず1点目ですけれども、栄橋横の通行の仕方に危険を感じておられるということで、歩道の再点検や定期的なパトロールも加えて通学ルートの見直しなどの対策が必要ではないかという御質問でした。

議員がおっしゃる栄橋付近の通学路を含め、これまでも学校、PTA等に御協力をいただきながら、児童・生徒の安全を確保するため、交通安全も含めた防犯パトロールを実施しておりますけれども、今後も引き続き、合同点検や定期的なパトロールを実施してまいります。

栄橋横の通行に関する通学ルートの見直しにつきましては、特に自転車で通学する中学生ですけれども、小学生の列と接触する可能性も多いということですが、当該中学校としましては、生徒の通学ルートとして江添川西側の道路は中学校正門前に続く道路と比べて交通量が少なく、より安全であるため、江添川西側の道路を通学路から除外することは難しいとのことでした。ただし、小学生との接触が想定される時間帯に通行する場合には、中学校正門前に続く道路を通るように指導されると伺ったところです。

次に2点目ですけれども、永尾サッシ前の交差点において、事故防止とスムーズな通行のために信号設置ができないかという御質問でした。

水俣警察署にお尋ねをしましたところ、当交差点から塩浜グラウンドに通じる道路について、その道路は交差点から入ってすぐ分岐しているが、どちらの道路も幅員が狭く、車を対流させることができないため、道路の構造上、信号の設置は難しいとの回答でありました。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 中学生は登校する時間帯はまちまちで、加えて、集団登校の小学生の時間帯も幅が広く、時間帯を分けることが難しいと感じます。危険の度合いでいえば、江添川沿いで正面から接触する危険性と、正門前に続く道路を一つの方向に進む自転車と自動車の流れを比べたときに、素人目には同じ方向に向かって動いているもののほうが安全ではないかと考えます。永尾サッシ前の信号の設置も難しいようではありますが、危険なことがわかっており、おのおののモラルや用心に任せきりというわけにもいかないと思います。道幅が狭く、車を対流させるのが難しいとの

ことでありましたが、それは最初からわかっていたことであり、それでも子どもの登下校に危険をはらむ可能性が高い場所については、検討していくべきものではないかと考えます。

そこで、3回目の質問です。物理的に難しいような安全対策にしても、難しいということ諦めてしまうのではなく、地域や学校と一緒にになって検討すれば、何かいい案が出てくるのではないかと考えますが、そのような対策会議などの組織を今後新たに設置することはできないでしょうか。

以上、お尋ねして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

物理的に難しいような安全対策にしても、地域や学校と一緒にになって検討すれば、何かいい案が出てくるのではないか、そのような対策会議などの組織を今後新たに設置することはできないかとの御質問でした。

安全対策が必要な箇所につきましては、これまでも警察、学校、市の土木課、教育委員会等の関係機関により必要な対策等を協議しておりますので、今後も引き続き情報を共有し取り組んでまいります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、湯の鶴観光振興の現状と推進について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、湯の鶴観光振興の現状と推進について、順次お答えします。

まず、七滝とその近辺の整備はどのような状況かとの御質問にお答えします。

湯出七滝は、湯の鶴地区における本市の重要な観光資源と考えており、地域の皆様にも御協力いただきながら維持をしてきたところです。

整備の状況等につきましては、各種補助事業を活用しながら、七滝をめぐるトレッキングコースとして看板の設置や遊歩道の整備を行っているところでありますが、たび重なる大雨や台風等により遊歩道の一部に崩土が堆積していたり、遊歩道自体が崩落して通行に危険な箇所があり、案内が難しい状況です。今後はトレッキングコースとしてより多くの方に楽しんでいただけるよう、関係者の意見を聴取しながら、必要な整備について精査してまいります。

次に、第6次水俣市総合計画の中の「癒しのむらづくり」について具体的な計画はあるかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画における湯の鶴地区の観光振興としては、湯の鶴地区の豊かな自然環境、良質な温泉、地元産の安全・安心な食材、山合いの趣深い温泉情緒を生かした魅力ある観光地づくりを地域全体で取り組むこととし、湯の鶴癒しのむらづくりというテーマで観光客を誘致

していくこととしております。

本計画を推進するための個別計画としまして、湯の鶴地区の観光振興の方策として、誘導、回遊、滞留、連携を掲げ、地域と連携しつつソフト・ハード双方から整備を行っていくことで、地域資源を磨き上げ、地域内外に発信していくことを定めた湯の鶴観光振興計画を平成21年度に策定しております。

次に、足湯や憩いの広場について、建設が決められた時期も含め、その経緯や、誰をターゲットにしてつくられたのかとの御質問にお答えします。

湯の鶴温泉街に整備しております湯の鶴温泉足湯及び憩いの広場につきましては、平成22年度から平成30年度までの第5次水俣市総合計画や湯の鶴観光振興計画などの関連計画をもとに、環境省の環境首都水俣創造事業等の財源を活用した温泉街交流拠点整備事業として整備を行っております。

計画を決めた時期等につきましては、整備に向けた検討を平成24年度より開始し、湯の鶴温泉足湯は平成27年度に、憩いの広場は平成29年度に工事に着手しております。

この温泉街交流拠点整備事業は、湯の鶴温泉街の景観の改善、温泉街に訪れる観光客の地域内周遊による滞在時間の増加、地域住民の交流促進を目的とした施設等の整備事業となっております。

誰をターゲットにしているかということにつきましては、湯の鶴温泉足湯は湯の鶴地区への宿泊・日帰り客といった観光客を初め、地域住民の方々の利用を考えております。また、憩いの広場も湯の鶴温泉足湯と同様に観光客や地域住民の利用を想定しており、広場内の散策や湯の鶴竹あかりなどを活用したイベントの開催等にも活用していただきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 第6次水俣市総合計画に七滝トレッキングのきれいな写真が掲載され、水俣市を紹介する各パンフレットにも同様で、私も貴重な観光資源だと感じております。最近では、トレッキングやトレイルラン、滝ヨガなどさまざまなアクティビティーがあり、それを楽しむ人が世界中にあります。湯の鶴は素晴らしい自然がそのまま残っており、幅広い集客ができるポイントだと思っています。

先日、体育・スポーツ振興に関する協定を締結された日本体育大学へ合宿の場所として提供したり、全国に広がるトレイルランの会場として誘致したりできないでしょうか。せっかくある資源を有効に使い、そこに集まる人をふやしていくことこそが、魅力ある観光地づくりの一つではないかと考えます。

そこでまず一つ質問です。方策の一つの滞留ですが、この方法の一つとして空き家対策も有効ではないかと考えます。居住人口増加のためには、自治会と行政との連携が必須と考えますが、

高齢化に加え、減少している地元自治会の中では活動も限られます。行政でできることでよい策があるかお尋ねします。

続けます。答弁によりますと、足湯の検討は、平成24年度ということ、前々市長の時代の計画ということ、検討から3年たった平成27年度に着工、このときは前々市長から前市長にかわり、憩いの広場の完成まで7年を経ています。過去の定例会の中でも足湯についての質問が必ず出ており、市民や地元住民にとっても注目されている施設であったことがうかがえます。あの場所にあのような足湯をつくるのが本当に湯の鶴のためになるのか、その費用対効果も含め、湯の鶴観光振興計画にも温泉街交流拠点整備事業にもしっくりこない。何よりもなぜあんなところに足湯をという地元内外の正直な疑問と不満が蓄積するような建設が進み、7年もの間、この問題を再構築することがなかったことをとても残念に思っています。

それを引き継ぐことになった現執行部に、この問題を投げかけるのも気の毒でもありますが、地域住民のためにも一緒に問題解決に向かっていただきたいと期待している次第です。足湯の整備は、その構造や設置場所から誰をターゲットにしているのかわかりません。憩いの広場もあり、川の向こうにある広場に入るすべは、向かいの道から坂と階段をおりてくる。もしくは、温泉街手前の道路から小さな石段をおりて川の飛び石を渡っていく。少しでも雨が降れば川の水はふえ、石は水に沈んでいます。観光客にはもちろん、小さな子どもやお年寄りにも安全面でもとても勧められる道ではありません。公園をどう使うか、車が横づけできず、大きな荷物は簡単には持ち込めません。トイレも水道も屋根もない広場の使い道はごくごく限られ、そこに行き着くまでのすべも含め、利用者が限定されるような施設には、不満を抱かざるを得ません。

そこで次の質問です。足湯を使っている人はほとんど見ず、現在の利用状況を知りたい。地元自治会の予算にも影響している中で、維持していくのはメリットがあるのかお示しいただきたく、空き家対策と足湯の活用について、以上2点についてお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問ですけれども、湯の鶴観光振興に空き家対策等も絡めてできないのかという御質問でございますけれども、湯の鶴の人口をふやすために、行政としてできることといたしましては、移住・定住の促進や、地域における創業の後押しに向けた取り組みなどが考えられます。その支援策といたしまして、本市が有する制度としては、地域おこし協力隊の制度や、空き家対策として市内における空き家の有効活用を目的とした空き家バンク制度がございます。また、県と連携した移住希望者の掘り起こしや、首都圏からの移住者に対する補助事業であります熊本暮らし支援金給付事業を活用いたしまして、移住に係る費用負担の軽減も可能です。さらに本市における空き工場、空き用地、空き店舗の情報の提供を行い、空き工場バンク制度や地域内

における創業を後押しする創業支援事業の補助金を初めとした各種創業支援の制度を展開をすることとしております。これらの支援制度などを活用しながら、湯の鶴地区に人を呼び込んでいくための魅力ある地域となるよう、地元の自治会など関係者の皆様と一緒に考えていきたいと考えております。

2点目の足湯それから憩いの広場についての御質問でございます。

まず、足湯の利用状況と、それからそれを継続していくのにメリットがあるのかというような御質問であります。湯の鶴温泉の足湯につきましては、現在無料開放としているために、正確な利用者が把握はしておりません。この施設は観光客の地域内周遊による滞在時間の増加及び地域住民の交流促進にも寄与するものと認識をしております。今後は地元自治会やみなまた観光物産協会より御意見をお聞きしながら湯の鶴地区への観光客や地域住民の方々にさらに御利用いただけるように市としても努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 トレイルランなどは、極力自然に近い形のフィールドを楽しみます。周辺地域の整備も最低限で済むと思いますし、大学の合宿に空き家を提供することができれば、月に合わせたスポーツのオフシーズンに合わせ、宿泊所として年間を通じて利用が可能になるかと思えます。鍛錬の場の滝と、癒しの場の温泉、食事や加工品販売に地元の人と農産物、地元が大きな負担をせずに湯の鶴に人を滞留させるアイテムです。

指宿のマラソン大会では、25キロを過ぎたあたりに足湯を設けてあります。マラソンやウォーキングの最中に着がえたり、お化粧を落としたりというまでは抵抗のある人でも、疲れをとるために足湯を使うことはできます。そのためには足湯とその周辺の整備も必要となってきます。駐車場やトイレの整備、お買い物、さまざまな問題が山積ですが、一つ一つクリアしていくべき大切なことです。範囲の中でより理想的な形に現実を結びつけるかを行政でも積極的に検討していただきたいと思っています。

わざわざ観光施設をつくらなくても、湯の鶴の中で来るお客さんが自分たちでやりたいことをつくって、楽しんでもらえるチャンスは幾らでもあると思います。ハイヒールで歩いていけるポイントから、装備を整えて万全の体制で挑むポイントまでバラエティーに富んでいます。利用方法の大胆な改革をするためには、執行部や観光協会の力添えも必要です。もちろん地元の意見も必須です。地域には積極的に意見を欲し、動くことのできる人材がたくさんあります。それを活用しない手はありません。足湯や憩いの広場の活用は、今はイベントを準備しないとできません。今後これらを活用していくことは大きな課題だと思えますし、地元自治会だけに任されても負担は大きいと思えます。意見聴取も考えておられるようですが、そのための運営委員会など、

チーム編成をするなどして、一緒に動いていただきたいと思います。

今後の地域の上手な活用に期待するとともに、より地域の意思に沿った運用がなされていくことを今後も注目して終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 以上で木戸理江議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時39分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問いたしますので、簡潔で前向きな答弁を期待し、質問に入ります。

まず初めに、医療用ウィッグ購入費用補助について。

現在、生涯でがんになる人の割合が2人に1人という時代を迎え、多くの方ががんと闘っている現状があります。がん治療の一つに抗がん剤治療があります。この抗がん剤治療の主な副作用として、ほとんどの人が影響を受けるのが脱毛です。目に見えるだけにとってもつらい副作用と言えます。

私の身近な知人が乳がんであることがわかり、一番効果のある治療法を協議された結果、抗がん剤治療をされることになりました。抗がん剤治療が始まってから徐々に髪の毛が抜け始めたそうです。女性の髪の毛が抜けるということは、目に見えるだけに苦痛と精神的ショックは非常に大きいものがあります。病院から医療用ウィッグの紹介を受け、パンフレットで調べたり、お店に手ごろなウィッグがあるか見に行かれたりもしたそうですが、安価なものはすぐにずれてしまうそうで、一般的なものでも高額で経済的な負担が大きかったと言われていました。

実は、医療用ウィッグ購入費には保険の適用がありません。がんの特効薬は笑うことだとも言われています。しかし、患者の負担が精神的、経済的に大きく、気持ちが落ち込んでしまっただけではがんに立ち向かうどころか、生きる気力さえ衰え、質のよい療養ができる環境とはとても言えません。その上、御主人も奥さんの治療の送り迎えや付き添いなどのため、仕事もできなくなり経済的に大変な状況となっただけで済みます。

このような状況の中で、行政として市民の健康と命を守る立場から、抗がん剤治療の副作用から脱毛の悩みをお持ちの方に対し、前向きに抗がん剤治療に励み、自身の持つ治癒力との相乗効果が最大限発揮できるよう、療養生活の質の向上を図る支援が必要なのではないでしょうか。

そして、既にこうした支援をしている自治体があります。山形県の庄内町では平成26年度から、がん患者さんの療養生活の質の向上のため、また精神的・経済的負担を軽減するためとの観点から、医療用ウィッグの購入に対する支援制度を導入をされています。助成額は2万円、または購入費の2分の1の補助がされています。

そして、佐賀県みやき町が平成28年4月1日より医療用ウィッグの購入に対する支援制度を導入し、平成29年4月から乳がん患者の方への補正具の購入費用を対象に加え、補助項目の拡充をされています。

がんと闘われている方々の社会復帰の後押しや自信を取り戻すきっかけづくり、そして社会とのかかわりを積極的に保つことができるよう市独自の取り組みとして医療用ウィッグ購入費への助成をするべきだと思います。全国の多くの自治体でもこうした動きが出てきていますが、残念ながらまだ熊本県では大津町だけがあります。だからこそ本市で県内市町村に先駆けて取り組むべきだと思います。医療用ウィッグを必要とする方の把握はできるのか。医療用ウィッグ購入費への助成ができないか、お尋ねいたします。

次に、期日前投票の利便性の向上について。

期日前投票が年々増加傾向にあります。背景には、低下傾向にある投票率を少しでも高めようと工夫を凝らしている各自治体の取り組みがあります。ライフスタイルの多様化で、日曜日に投票するのが難しい有権者がふえてきています。全国的には期日前に投票した人が全有権者の2割を超えていますが、本市では16.76%です。本市でも利用しやすい制度へ工夫を重ねて毎日が投票日となるようさらに知恵を絞っていくべきだと思います。

そこで以下4点お尋ねをいたします。

さきの参議院議員通常選挙において、投票率が50%を下回ったがどのように考えているか。期日前投票は年々増加傾向にあるが、現状をどのように把握しているか。18歳、19歳の投票率が減少傾向にあるが、その対策を考えているか。選挙管理委員会の課題は投票率の向上だと思うがいかがかお尋ねいたします。

次に、マイナンバーカードの普及について。

マイナンバー制度は、2015年10月から申請を開始し、2016年1月からカードの無料交付が始まりました。国民の所得や社会保障などの情報を把握するもので、カードがあれば納税や子育て、年金受給に関する行政手続などをより円滑に進めることができます。

政府が国・地方の全ての公務員に個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度末までに取得させる方針です。さらに2021年度3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定です。全国の8月8日時点での交付枚数は1,755万枚、人口比は13.8%となっています。

そこで水俣市の現状について4点質問いたします。

マイナンバーカード取得者の現状はどうなっているか。2019年度末までに全公務員に義務化となるが、現状はどうなっているか。マイナンバーカード取得のメリット及び活用はどのようなになっているか。マイナンバーカード普及に向けた取り組みはどうなっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下恭之議員の御質問に順次お答えします。

まず、医療用ウィッグ購入費用補助については福祉環境部長から、期日前投票の利便性向上については選挙管理委員会事務局長から、マイナンバーカードの普及については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 医療用ウィッグ購入費用助成について答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 初めに、医療用ウィッグ購入費用補助について順次お答えします。

まず、医療用ウィッグを必要とする方の把握はできるのかとの御質問にお答えします。

医療用ウィッグは、抗がん剤治療による脱毛などでお悩みの方が、一時的に着用する物ですが、抗がん剤治療をされている方、またその中で医療用ウィッグを必要とされる方については、市に対し直接相談がない限り把握することはできません。

なお、熊本県指定がん診療連携拠点病院である水俣市立総合医療センターの外来化学療法センターへお尋ねしたところ、医療用ウィッグに関する相談は年間約10件とのことでした。

次に、医療用ウィッグ購入費への助成ができないかとの御質問にお答えします。

既に、医療用ウィッグの購入に対して助成を行っている自治体があるようですが、本市としましては、まずはがん診療連携拠点病院である水俣市立総合医療センターと情報共有をしながら、抗がん剤治療者の相談内容の把握が必要と考えます。

したがって、助成につきましては、その状況を見ながら判断していきたいと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 がんを罹患いたしますと、精神的にももちろん肉体的にも負担が大きく、またあわせて治療に伴う経済的負担を背負われている方も多数おられることと思っております。治療にも抗がん剤による入院を必要とするもの、それから放射線や内服薬、または外科的な処置を必要とするものなど、患者さんによって実にさまざまな状況が発生します。このような治療に伴う負担は、精神的また肉体的、そして経済的にも多岐にわたるために、苦しい状況に置かれる方々がおられる

ということは十分に理解できます。そのような中、がんの治療に伴う脱毛や外見の変化が発生した場合は、補装具を利用される方も多く、購入にかかる費用も多額になるため、さらなる負担増になっている状況にあります。現在、乳がんや他のがんの治療によって、脱毛などで補装具を必要とされる方のために、全国で幾つかの自治体がいろいろなかつらや補装具の費用を助成していると聞いております。独自に取り組まれているところが少しずつ出てきておりますが、熊本県内では大津町のみであります。大変な思いをされている方に寄り添っていける水俣市を、他の市町村に先駆けて取り組んでいくべきだと思います。早期に実施できますことを願い、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、期日前投票の利便性向上について、答弁を求めます。

水田選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 水田利博君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（水田利博君） 次に、期日前投票の利便性向上について、順次お答えします。

まず、さきの参議院議員通常選挙において、市の投票率が50%を下回ったがどのように考えているかとの御質問にお答えします。

令和元年7月4日公示、7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙区の本市の投票率は、当日の有権者2万1,021人に対し、当日投票者6,808人、不在者投票者105人、在外投票者3人、期日前投票者3,523人であり、投票者の総数は1万439人でありました。

投票率については、49.66%となっております。

熊本県においては47.23%、国においては48.80%となっており、本市の投票率は、県、国の投票率をいずれも上回っているところです。

これまでの参議院議員通常選挙の本市での投票率を見ますと、平成22年7月が62.90%、平成25年7月が55.82%、平成28年7月が54.94%、今回の選挙における投票率は49.66%であり、50%を下回っております。本市でのほかの選挙におきましても、投票率は近年は低下の傾向が見られます。本市に限らず、投票率の低下については、全国的に見ても低下傾向にあるのではないかと考えております。

次に、期日前投票は年々増加傾向にあるが、現状をどのように把握しているかとの御質問にお答えします。

今回の参議院議員通常選挙における期日前投票者は、当日有権者2万1,021人に対し、期日前投票期間16日間で3,523人であり、当日有権者に占める期日前投票者の割合は16.76%、投票者数に占める割合は33.75%となっております。

本市における期日前投票は、平成16年4月の県知事選挙から開始され、開始当初は投票者に占

める割合が10.11%でしたが、近年では、平成28年7月参議院議員通常選挙では、16日間で3,843人の31.82%、平成29年10月の衆議院議員総選挙では、11日間で5,148人、40.1%、平成30年2月の市長選挙では6日間で4,631人、33.82%、平成31年4月の市議会議員一般選挙では、6日間で4,632人、31.32%に推移しております。特に、平成29年10月衆議院議員総選挙では5,000人を超え、40%を超える方々が投票されております。これは投票日当日の10月22日ごろに台風21号が九州を上陸するおそれがあったこと、この選挙より公職選挙法が改正され、期日前投票の事由に、「天災または悪天候により投票所に到達することが困難」が追加されたことに伴い、期日前の木・金・土曜日の3日間で3,000人を超える方々が投票に来られております。

期日前投票は、平成16年4月から県知事選挙での開始から約15年が経過し、現在において、投票者の3割から4割の方々に投票していただいているところです。このことは、市民の皆様において、期日前投票について、確実に浸透してきているのではないかと考えております。

次に、18歳、19歳の投票率が減少傾向にあるが、その対策を考えているかとの御質問にお答えします。

本市においての18歳、19歳の投票は、平成28年7月の参議院議員通常選挙から開始されました。

開始当初の選挙では、18歳、19歳当日有権者435人に対し、投票者160人で投票率36.78%、平成29年10月の衆議院議員総選挙では42.00%、平成30年2月の市長選挙では50.00%、平成31年4月の市議会議員一般選挙では40.17%にて推移してきました。

今回の参議院議員通常選挙においては、当日有権者392人に対し投票者98人で、投票率25.00%となっており、今回はかなり投票率が低くなっております。国においても、平成28年7月参議院議員通常選挙では46.78%、平成29年10月の衆議院議員総選挙では40.49%、今回の参議院議員通常選挙では、速報値ではありますが、31.33%となっており、投票率が低くなっております。18歳、19歳投票の開始から約3年となりますが、まだまだ制度が浸透していないのではないかと感じております。

そこで、対策としましては、18歳、19歳の投票が平成28年7月の選挙から開始される前月6月に、一般社団法人水俣青年会議所主催による水俣高校の3年生を対象に、未来を拓くのは君だ！～模擬市長選挙2016～と称し、開催していただいております。

それ以来、平成29年10月は衆議院議員総選挙期間と重なったため中止となりましたが、今年2月4日、今年5月22日にも開催していただいております。

その中において、選挙管理委員会の事務局からも出向き、パンフレットを活用し、選挙の仕組みについての説明や投票箱、投票記載台を貸し出し、高校生による模擬投票をあわせて行っているところです。また、中学校については、生徒会などの選任の投票に使用する投票箱や投票記載台の貸し出しを毎年行っているところです。これからも学校や水俣青年会議所の方々などと連携

し、継続して中学校や高校などに向けた啓発活動を行っていかうと思っております。

次に、選挙管理委員会の課題は投票率の向上だと思いがいかかとの質問にお答えします。

投票率の低下は本市に限らず、全国的な傾向にあります。本市における課題について投票率の向上については、なかなか厳しいものがあると思われませんが、投票率の低下に歯どめをかけなければいけないと考えているところです。

国においては、投票率の低下に対応するため、これまで述べております平成16年からの期日前投票の開始、平成28年からの18歳からの投票開始や、今年4月統一地方選挙から市議会議員の選挙ポラ頒布の開始など、近年、公職選挙法の改正が頻繁に行われております。

本市においては、市広報、ホームページの掲載、防災無線での放送、庁内放送、広報車、ポスター掲示、投票立会人の人選について女性及び若年層への推薦依頼など、毎回行ってきております。

また、平成25年7月の参議院議員通常選挙からは牧下議員から御提案いただいた投票所入場整理券の裏面への期日前投票宣誓書兼請求書の印字を開始しております。これからも市民の皆様が投票に来ていただけるよう、ほかの自治体と情報交換や取り組みの状況の把握に努めるとともに、本市の状況に合った取り組みをしていかなければならないと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 7月の参議院通常選挙におきまして、初めて投票率が50%を割り込みました。非常に残念なことだと私は思っています。その中で、期日前投票は多くなってきた、定着してきたというふうに思っています。

そこで、投票率につながる期日前の利便性を高めた方法、有権者の投票しやすい環境を整備していくことも非常に大切だと思います。2点質問いたします。水俣高校の学校内に期日前投票所を設置できないか。多くの人が集まり、利用する人が多い水俣市中心地の店舗での期日前投票所を設置できないかお尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 水田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（水田利博君） 牧下議員の2回目の質問にお答えいたします。

投票率向上のためにも、期日前投票所を水俣高校、または水俣市の店舗、商業施設に設置できないかとの御質問にお答えいたします。

県内各市の商業施設の設置状況について調査したところ、荒尾市がこれまでの期日前投票所の荒尾市役所とは別に、2カ所目として平成22年7月の参議院議員通常選挙から、荒尾市役所から約4キロメートル離れたところにある第三セクターの商業施設、あらおシティモール内に期日前投票所が設置されております。開設については、同年6月開設の荒尾市市民課の出先機関、市民サービスセンターの開設のための内部工事とあわせて期日前投票所となる場所に専用回線の工事を行ったとのことです。現在では市の中心地であること、周辺に住宅も多く、バスの発着拠点で

あり交通の便がよいこと、商業施設で買い物のついでに投票できることから、荒尾市役所の期日前投票所よりあらおシティモールの投票所が多いとお聞きしております。

宇城市においては、これまでの期日前投票所の本庁、支所とは別に、平成28年3月の熊本県知事選挙において、商業施設であるイオンモール宇城内のオープンスペースに、前々日金曜日、前日土曜日の二日間設置されました。期待される効果として買い物のついでに投票ができ、今まで投票していなかった若者も気軽に投票できるようになる、商業施設で働く従業員の中には、宇城市民が多く、店舗側に投票に来てもらうよう呼びかければ投票率の向上が見込まれるとのことから設置に至ったとのことです。

しかしながら、全体の期日前投票者数9,746人に対し、二日間の開設でありましたが、投票者数が207人と思ったより投票率が伸びず、40代から60代の方が多かったとのことです。それ以降は、近くに期日前投票所の小川支所がある、震災対応のための人材不足、震災後、イオンモール宇城の休業、投票率が伸びなかったことなどにより、期日前投票所は設置しないとのことでした。

八代市においては、平成29年10月の衆議院議員総選挙において、平成21年8月の市長・市議会議員選挙から使用していたやつしろハーモニーホール、市の施設でございますが、期日前投票所として使用できなかったため、代替施設として商業施設であるイオン八代ショッピングセンターの空き店舗に設置されましたが、それ以降は設置されておりません。現在では県内においては荒尾市だけが設置されている状況です。

また、高校での設置につきましては、県内の自治体では設置されておりませんでした。水俣高校については、今年6月に水俣高校にて模擬投票を行った際、生徒の方々にお尋ねしたところ、7月の参議院議員通常選挙に向けて、7月までの生まれの生徒は30人くらいであり、さらに対象とする本市の有権者はそれよりさらに少ないと考えられます。

議員御提案の期日前投票所の商業施設や水俣高校での設置は、投票率向上のための有効な手だての一つと考えられます。しかしながら、開設については、商業施設等の集客力、設置場所、使用可能な投票スペースの確保、開設期間、開設時間、投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者の確保、駐車場の確保、電源、照明、施設の各種手続、電話回線等の開設のための工事、投票機材の調達、ネットワークの接続、セキュリティー対策が最重要であります投票用紙、投票箱、使用するパソコン類の保管場所の確保など、さまざまな課題があります。さらにシステムセキュリティー対策や、システムの設置に係る経費や、設置後の維持経費、費用対効果を勘案すると、本市において、商業施設や水俣高校での設置については、現在のところ厳しいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 地域によって大分状況が変わってくると思いますので、またその辺も検討してもらいたいと思います。

投票率の低下に歯どめをかけたいとのことですが、平成25年の参議院選挙から投票所入場券整理券の裏面への期日前投票宣誓書兼請求書の印字されてから、投票者数に対してそれまで21.63%でしたが、25.83%と4.2%も伸びました。本年7月の参議院選挙では33.75%となっています。毎日が投票日を定着すれば、さらに向上すると思います。期日前投票の利便性向上にさらに取り組んでいただきたいことを希望いたします、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、マイナンバーカードの普及について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、マイナンバーカードの普及について、順次お答えします。

まず、マイナンバーカード取得者の現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

マイナンバーカード取得状況については、2019年6月末で全国で13.55%、熊本県全体で13.23%、水俣市は13.11%となっており、県内5位の取得率となっています。

次に、2019年度末までに、全公務員に義務化となるが現状はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

マイナンバーカードは、今後、健康保険証利用を進めるため、令和元年6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019において、国家公務員や地方公務員などは2019年度中のマイナンバー取得を推進することとされています。

それを受けて、総務省からマイナンバーカードの取得状況について照会があり、調査したところ、6月30日時点のマイナンバーカードの取得状況は、本市職員が716名中83名取得しており、約12%の取得率となっております。

次に、マイナンバーカード取得のメリット及び活用はどうなっているかとの御質問にお答えします。

マイナンバーカードについては、本人確認ができる公的な身分証明書として活用できるほか、社員証、職員証としての利用、ICカードリーダーライターを使用することでe-TAXにより所得税の確定申告が可能となります。そのほか本市では実施しておりませんが、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得や自治体ポイントという市町村ごとのポイント制度の利用ができるようになります。

また、国において、地域を問わず全国の登録店舗で利用することができるマイナポイントという新しい全国共通のポイントを発行することが検討されています。さらにはマイナンバーカード保有者が、スマートフォンを使ってキャッシュレス機能でチャージする際に、国によるプレミアムポイントが上乘せされる仕組みが考えられています。

ほかにも、令和3年3月にマイナンバーカードを健康保険証としての利用が開始できるよう、

全国の病院や薬局にカード読み取り端末購入費やシステム改修費の助成などが国において準備されています。

次にマイナンバーカード普及に向けた取り組みはどのようになっているかとの御質問にお答えします。

市のホームページに制度を周知するページを設けているほか、市民課内に設置しているモバイルPCでの申請のサポートを実施しています。このほかにも平成30年1月22日から1月28日にかけてマイナンバー取得促進キャンペーンウィークとして、平日は午後7時まで、土・日は午前9時から午後1時まで、カードの受け取り、申請案内の窓口を開設いたしましたが、期間中の来庁者が19名と少なかったことから、その後は未実施となっております。

水俣市職員の普及に向けた取り組みにつきましては、マイナンバーカード健康保険証利用に伴い、保険者である熊本縣市町村職員共済組合が実施する取得促進策と連携し、本年度中のマイナンバー取得を勧奨していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 政府は、3日、行政手続の電子化を進めるデジタル・ガバメント閣僚会議を首相官邸で開き、マイナンバーカードを持っている人を対象に、スマートフォン向け決済サービスに現金をチャージすれば、全国どこでも使えるポイントを付与する方針を決めました。消費税率引き上げに伴い、キャッシュレス決済の利用を促す対策の一環で、2020年度に国費で実施をします。普及率が13.9%、8月29日現在にとどまるカードの交付拡大も視野に入れていますが、付与するのはマイナポイント、店舗でスマホを通じてQRコードで決済することなどを想定しています。付与するポイントの割合も今後検討するとなっておりますが、政府が経済対策として2019年10月から始めるプレミアムつき商品券は購入額1万円に対して2,500円分を上乗せする仕組みで、参考に検討すると見られています。政府は当初、一部の自治体が住民に付与している自治体ポイントの枠組みを活用する考えでしたが、ポイント利用可能な店舗を自治体が独自に募集するなど準備が必要なので、既に普及が進んでいるスマホ決済サービスと連携したほうがより幅広い人にとって使い勝手がよいため、方針転換をしました。

会議では、マイナンバーカード普及に向けた工程表も策定されました。現在の交付枚数は約1,772万枚ですが、カードを健康保険証として利用できる2021年3月末に6,000万から7,000万枚まで拡大し、2023年3月末にはほぼ全ての国民が取得することを想定して進めていきます。

今の陣容でマイナンバーカード普及を進められるかお尋ねいたします。

宮崎県都城市は、市役所内にマイナンバー特設会場を設置し、丁寧な説明や相談、証明写真の撮影や、オンライン申請の手伝いなどにより、申請から交付までスムーズにしています。市職員がタブレット端末を使って写真撮影するため、写真の申請不備を未然に防げるだけでなく、交付

に必要な本人確認書類の漏れも解消できます。その結果、交付率だけでなく申請率も人口に対して19.75%と全国の市区で1位となっています。

水俣市もマイナンバー特設会場を設置できないかお尋ねいたします。

印鑑登録証のカードを別に所持していますが、マイナンバーカードに組み込まれるのかお尋ねいたします。マイナンバーカードによるコンビニ収納交付は進んでいるのかお尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目ですけれども、今の体制でマイナンバーカードの受け付けができるのかという御質問ですが、今年度は公務員へのマイナンバーカード取得が推進をされておりまして、来庁者への申請の勧奨、それから住民へのカード取得など、業務が増加することが予想されております。現在の体制では難しいと考えておりまして、今回の議会の一般会計補正予算におきまして時間制職員賃金を計上しているところでございます。来年度以降、国の想定どおりにカード発行が進むとなりますと、さらに機器及び人員体制の充実を図る必要があると考えております。

2つ目の御質問ですけれども、マイナンバーカードの特設会場を設置できないかというお尋ねですが、現在、私ども仮庁舎での執務を行っていますことから、会場を設置する場所の確保を初め、必要な機器の調達、また実施する期間や運営体制など限られた職員数で今後どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

3つ目の御質問ですが、印鑑登録証がマイナンバーカードに組み込まれないかというお尋ねですが、マイナンバーカードの多目的利用の一つとして、印鑑登録証としての利用は可能となっております。

最後に4つ目でございますが、コンビニ収納、それから交付は進んでいるのかということですが、コンビニでの証明書等の交付につきましては、平成31年度の当初予算編成の際に、導入を検討いたしました。マイナンバーカードの取得状況が低迷をしている中で、見込まれる手数料収入に対しまして、導入経費、それから運営経費が高額であり、費用対効果がかなり低く、国から期間を限定した財政支援はありますけれども、本市の現在の財政状況においては導入は困難と判断をしております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 国はカードを健康保険証として利用できる2021年3月末に6,000万枚から7,000万枚まで拡大して、2023年3月末にはほぼ全ての国民が取得することを想定して進めていきます。マイナンバーカードによるコンビニ収納交付は2023年を目標に進められないかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員の3回目の御質問でございます。

マイナンバーカードのコンビニでの交付を導入できないかという御質問ですが、確かにマイナンバーカードが普及して、コンビニの証明書交付を行うことによりまして、住民の利便性は向上すると見込まれますけれども、その際の、先ほども申し上げましたが、導入経費、それから維持経費などの財政負担がどのように推移をするのか、また国からの財政支援の動向、市の財政状況や費用対効果等を分析し、導入するかどうかについては、今後判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時8分 散会

令和元年9月12日

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月12日（木曜日）

午前9時40分 開議

午後2時7分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第4号

令和元年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 平岡 朱 君
- 1 災害時の対応について
 - 2 幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助について
 - 3 出産祝金（子ども子育て支援金）の現状と今後の対応について
- 2 杉迫 一樹 君
- 1 福祉サービス手続の現状と今後の対策について
 - 2 公営住宅における高齢者及び障がい者への配慮と対策について
 - 3 オリンピック・パラリンピック関連の取り組みについて
- (付託委員会)

第2 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号） (各委)

第3 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号） (総務産業)

第4 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について (総務産業)

第6 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について (総務産業)

第7 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第8 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第9 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第10 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について (総務産業)

第11 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第12 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号） (各委)

第13 議第71号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） (厚生文教)

第14 議第72号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号） (厚生文教)

第15 議第73号 公有水面埋立てについて (総務産業)

- 第16 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)
- 第17 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)
- 第18 議第76号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第19 議第77号 平成30年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第20 議第78号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第21 議第79号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第22 議第80号 平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第23 議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第24 特別委員会の設置について

令和元年9月第4回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付 託 委 員 会
陳第2号	水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会の開催を求める」陳情について	水俣市桜井町2-2-20 水俣病被害者・支援者連絡会 上村 好男	/	総務産業
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民(山間部含む)の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町2-2-20 水俣病被害者・支援者連絡会 上村 好男	/	厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時40分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、決算5件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件、損害賠償額の報告及び和解について1件の提出がありましたので議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会及び総務産業委員会に付託します。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、緒方スポーツ振興課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さん、おはようございます。日本共産党の平岡朱です。

今回、私が質問項目に上げている幼児教育・保育無償化は、消費税10%への増税と引きかえの政策です。消費税が引き上げられる一方で軍事費は5年連続で、過去最高額を更新しています。戦闘機1機分の購入をやめるだけで4,000人分の保育所をつくることができます。子どもたちの健やかな成長を、一人一人が大切にされる社会になることを願って、以下、質問に入ります。

大項目1、災害時の対応について。

①、ことしになって、市が管理する避難所を開設したのは何回か。

②、6月30日から降り続く大雨の際、市から市民への情報伝達と指示はどのような経過で進んだか。

③、7月3日の大雨の際、水俣市北広域行政事務組合消防本部については、避難してきた人が入れなかったと聞くが、なぜ入れなかったのか。

④、1区住民の最寄りの避難場所はどこか。

大項目2、幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助について。

①、今回の幼児教育・保育無償化の対象となる児童、また、対象とならない児童はどのような児童か。

②、給食費についてはどのような扱いになるか。

③、無償化の対象が保育料だけになることで、新たに副食費の負担が生じる家庭があるか。あるとすれば、その家庭についてはどのような対応をとるか。

④、今回の無償化により、今まで水俣市が負担していた分の保育料軽減分の財源が不要になると思うが、その金額は幾らか。

⑤、無償化に伴って浮いてくる財源の用途について、国からの指導はあるか。

⑥、水俣市保育園協会等から給食費の公費補助を求める署名が提出されたと聞いている。その内容は、具体的にどのようなものか。

⑦、今回の無償化の対象となる児童の副食費に対しての公費補助は考えていないか。

大項目3、出産祝金の現状と今後の対応について。

- ①、現在、水俣市の出産祝金は幾らか。
- ②、平成27年度から30年度までの年間ごとの出生者は何人か。
- ③、近隣市町の祝金は幾らか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、災害時の対応については総務企画部長から、幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助については私から、出産祝金の現状と今後の対応については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 災害時の対応について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 初めに、災害時の対応について、順次お答えします。

まず、ことしになって市が管理する避難所を開設したのは何回かとの御質問にお答えします。

ことしになり、市が管理する避難所を開設したのは4回です。

次に、6月30日から続く大雨の際、市から市民への情報伝達と指示はどのような経過で進んだかとの御質問にお答えします。

6月30日早朝から雨が降り始め、午後2時44分に大雨警報が発表されたため、同日午後3時に防災行政無線やホームページ等を使用し、住民へ周知いたしました。その後も雨が降り続く見込みがあったため、午後5時30分に警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令し、あわせて市が管理する避難所7カ所を開設したことを、防災行政無線や熊本県防災情報メールサービス、ホームページ等で情報伝達しました。

その後も7月1日午前1時20分に洪水警報、7月4日午前7時に避難準備・高齢者等避難開始の解除のほか、避難所の開設や一時閉鎖、市道の通行どめ、資源ごみ収集の中止、みなくるバスの運転見合わせなどの情報を防災行政無線やホームページ等を使用し、住民へ伝達しております。

次に、7月3日の大雨の際、水俣芦北広域行政事務組合消防本部については避難してきた方が入れなかったと聞くが、なぜ入れなかったのかとの御質問にお答えします。

水俣芦北広域行政事務組合消防本部から避難スペースとして提供いただいている多目的ホールの定員は約60名です。7月3日の午後4時の時点で定員を超える避難者が来られましたので、一

時的に避難所への受け入れを中止し、スペースに余裕のある他の避難所へ避難するようお願いしたところです。

次に、1区住民の最寄りの避難場所はどこかとの御質問にお答えします。

1区住民の最寄りの避難所としては、市が管理する避難所では、もやい館、消防本部、総合体育館本館があります。また、1区が管理する避難所として、厚生会館があります。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問に入ります。

6月30日から続く大雨で、市内では、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の発令が7月4日まで続いたとのことでした。特に、7月3日は、7月1カ月分の雨が降りそうだと報道もあり、水俣で雨の降る様子も繰り返しテレビで報道され、この日はかなり多くの人々が避難されたとお聞きしました。

6月議会最終日だったこの日は、議場となっている、ここもやい館にも朝から避難して来られる方の姿が見られました。その7月3日の16時ごろ、消防本部へ避難した市民が避難所に入ることができなかった理由は、60名という定員を超えたことであるとの答弁をいただきました。満員だから入ることができない、そのことについては理解できます。問題としているのは、その際の対応です。消防本部の入り口にホワイトボードが置かれ、避難所が満席となりました。ほかの避難所へお願いしますとの内容が書かれていました。ある方は、ホワイトボードを見て、一緒に避難してきた子どもたち、近所の御高齢の方とともに、別の避難所に向かわれました。

危機管理防災課から話を伺ったところ、消防本部の中に入ってこられた方については、あきのあるほかの避難先を紹介されたとのことでした。しかし、入り口でホワイトボードを見ただけの方には、次の避難先を紹介できていません。それどころか、その日、消防本部に入ることのできなかった市民が何人いたのかも把握できていない状況です。

避難所である消防本部へ入ることのできなかった市民の様子は、7月6日、全国放送の報道番組でも取り上げられています。そして、この報道を見た国会議員は、7月9日、国会の災害対策特別委員会理事懇談会で、水俣での事態を紹介した上で、行ってもいる場所がないと認識したら、避難をちゅうちょする。ひいては逃げおくれることもあると問題提起しました。これに対し、内閣府の担当者は、指摘を踏まえて協議・検討すると回答しています。

この日、避難所に入れなかった市民は、職員が誰も対応してくれなかった。満員なら、そのことを早く知りたかったと語っています。大雨の中をやっとの思いで移動し、到着したら避難所が満席だとの掲示だけで、機械的な対応をされたと感じておられ、やはりそこには市として市民に寄り添う姿勢がどうだったのか問われています。

そこで、1点目の質問です。

7月3日、消防本部が満員になった際、なぜホワイトボードを置くだけの対応になってしまったのか。また、なぜ入り口に職員を配置するなどの対応ができなかったのかお尋ねします。これが1点目です。

また、私がお話を伺えた方々のほかにも、大雨の中を歩いて避難してこられ、そのまま自宅に帰られた方もいらっしゃるかもしれません。今回のような対応では、そんな市民がいたかどうかも知ることはできません。避難所開設・運営マニュアルには、避難所が満員になった際の対応が明記されていません。

そこで2点目の質問です。

避難所が満員になった際の対応等についてなど、避難所開設・運営マニュアルをさらに具体化すべきと考えますが、いかがでしょうか。これが2点目です。

また、1区においては、以前は水俣第一中学校体育館が避難所として使われていましたが、土砂災害警戒区域に指定され、平成27年度より避難所としての使用ができなくなっています。先ほど、1区の最寄りの避難所として、市の管理と1区の管理、合わせて4施設の避難先を御紹介いただきました。1区の人口3,547人に対し、4施設の合計収容人数は1,430人、そのうち総合体育館へは大半の住民は川を渡っての避難となり、状況によっては困難です。もやい館は収容人数300人ですので、1区の中の牧ノ内の人口678人だけ見ても、既に足りません。陣内、古城の人口は2,515人です。第一中学校の体育館は、収容人数が300人と、水俣市内の避難所の中でも比較的多くの市民の受け入れができていた場所です。しかし、その体育館が避難所として使用できなくなったことに対しては、市として何らかの対策を講じる責任があるかと思います。

そこで3点目の質問です。

第一中学校周辺が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているということですが、その後、県に対して相談するなど、第一中学校体育館が避難所として再度使えるようになるための動きがあったかどうかお尋ねします。これが3点目です。

また、全国的にも問題になっていますが、そもそも避難所の数が足りていません。水俣市においても8月31日時点での人口2万4,370人に対し、市で管理する避難所、地域で管理する避難所での収容人数の合計は6,336人と人口の30%にも満たない状況です。

4点目の質問ですが、公共施設でなくとも、指定避難所が満員になった際に使用できる場所として、民間の建物等も含めて、その管理者と協議していくなど、今後避難所をふやすための対策を進めていくことをお考えかどうかお尋ねします。これが4点目です。

また、災害時、情報発信は大切な役割を果たします。現在、水俣市では全世帯対象に防災行政無線の戸別受信機の貸し出しをしています。屋内で防災無線が聞こえない、あるいは聞こえづらい場合、無料で調査・点検してもらえるとすることを知らない市民もおられます。

そこで5点目の質問です。

戸別受信機の無料貸し出し後、聞こえづらい場合の調査・点検ができることについて、改めて市民に知らせてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、6点目に、避難所が満員になった際、また満員になることが見込まれた時点で、その旨をほかの空いている避難所の案内も含めて防災無線等で市民へ知らせるべきかと思いますが、いかがでしょうか。質問は以上6点です。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 平岡議員の2回目の質問6点についてお答えいたします。

第1点目の7月3日の避難所に入れなかった方への対応として、なぜホワイトボードを置くだけの対応だったのか。また、入り口に職員を配置するなど、直接的な対応ができなかったのかという点についてですが、避難所の運営は、通常2人の職員で対応しておりますが、7月3日の午後4時ごろ、避難所として指定している消防本部の会議室が満員になったときには、1人が避難所内の避難者対応を行い、もう1人は避難に来られた方に受け入れができないことの状況説明を行ってまいりました。それでも、避難者はふえ続けたため、対応が困難となり、やむを得ず、会議室外の玄関にホワイトボードの張り紙を設けたところでした。

ただし、これ以降は、避難所の会議室内に設置していた避難者受付の場所を室外の玄関付近に設置しており、避難所が満員になった際に避難して来られた方に職員が直接説明できるような体制をとっております。

次に、2点目の質問の避難所が満員になった際の対応についてなど、避難所開設・運営マニュアル、これをさらに具体化すべきと思うがという点につきましては、避難所開設・運営マニュアルについては、避難所対応職員などの意見を聞き、避難所が満員になったときの対応を追加したいと考えております。

3点目の、第一中学校体育館を避難所として再度使えるよう県に対して相談するなど、これらの動きがあったかどうかとの質問につきましては、第一中学校周辺は急傾斜地であるため、熊本県が土砂災害警戒区域、通称イエローゾーン、これに大半を指定している状況です。そのため、現在、学校施設の安全を守るため、校舎裏に土砂災害防止の対策ができないか、熊本県と協議しております。

4点目の公共施設でなくとも、指定避難所が満員になった際に使用できる場所として民間の建物等を含め、その管理者と協議するなど、避難所をふやすための対策についてということでしたが、これにつきましては、これまで民間の建物等を新たに避難所に指定するなどの協議を行ってまいりましたが、水道やトイレなど、設備の問題で指定には至りませんでした。民間の建物に限ら

ず、避難所の指定には設備の問題など、課題も多いので、まずは現在指定している避難所を開設していただきますよう自主防災組織に働きかけを行っていきたいと考えております。

また、市民の皆様にはハザードマップで、自分の住んでいるところの危険箇所を確認していただき、避難するのは避難所だけでなく、安全な場所に避難するなど、避難の基本的な考えを理解して、みずから行動をとっていただくことが重要であると考えております。

5点目の防災行政無線の戸別受信機の無料貸し出し、聞こえづらい場合の調査・点検ができることについて、改めて市民にお知らせされてはどうかということにつきましては、戸別受信機の貸与やふぐあい時の点検については、広報みなまたの10月号で市民にお知らせする予定にしております。

最後、6点目、避難所が満員になった際、また満員になることが見込まれた時点で、その旨を、他のあいている避難所の案内を含め、防災無線等で市民へ知らせるべきかとの質問につきましては、7月3日に消防本部の避難所が満員になった後に、他の避難所に避難していただくよう防災行政無線と市のホームページで市民へ周知を行いました。

今後は、避難所が満員になると見込まれる時点でもお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 3回目の質問をします。

避難所の運営マニュアルについては、市民の声、対応職員の声を生かしながら、またさまざまなことを想定しながら具体化に努めていただきたいと思います。

また、災害時の対応については、その都度の状況把握が今後の対応において重要になってくるかと思われま。

そこで、1点目の質問です。

市長にお尋ねします。7月3日、避難所に行ったが入れなかった市民がいるということについて、市長は報告を受けておられたでしょうか。また、この事態についてどう思われるのかお尋ねします。これが1点目です。

続けます。避難所が満員で受け入れができなかった場合、その避難者がほかの避難所へ移動しなければならないことには、そのときの状況、天候により大きなリスクが伴うということは安易に想像できます。内閣府が出している避難所運営ガイドラインには、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておきましょうと記載してあります。今回、消防本部で避難者が満員になったということは、多くの方が事前に避難されたということの証明でもあり、市民の防災意識の高さを評価できる出来事です。それと同時に、今回、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の時点で満員の避難所が出てきたということは、警戒レベル4の避難勧告・避難

指示等の際、さらに多くの避難者が出てくることも想定されます。

そこで2点目の質問です。

今後、避難所として第一中学校をどうするのか、市長の考えをお聞かせください。

また、3点目に、第一中学校周辺が急傾斜地崩壊区域に指定されているとのことですが、そもそも土砂災害警戒区域に中学校があるということに対して、生徒の安全確保は図られているのかお尋ねします。これが3点目です。

続いて、4点目の質問です。

9月1日は防災の日で、水俣市でも防災訓練が計画されていました。今回、水俣市では雨のため、一時縮小となつての開催となりましたが、全国的にも想定外のことがどんどん起きてくる中で、さまざまな対応を想定した訓練が必要になってくるかと思ひます。

そこで、全市的な防災訓練について、市長の考えをお聞かせください。

最後の質問です。

昨年の夏、西日本豪雨災害が発生しました。私は広島県坂町で1階部分がすっぽり泥につかつた民家の泥出し作業などのボランティアに参加してきました。住民の方の話によると、集落のほとんどの方は避難しなかつたとのこと。見渡す限り土石流のつめ跡が残り、広島県では、この地区を含み100名以上の方が犠牲となりました。

一方、ことし6月末から7月初めの九州南部豪雨、鹿児島市では、市民約60万人に避難指示が出されました。警戒レベル4の避難勧告・避難指示では、住民がとるべき行動は、全員避難とあらわされています。鹿児島市では市内全域全員避難と受け取つた方も多く、避難所があふれ返るという事態となりました。このように、避難せずに命を落とすこと、避難し過ぎて避難所があふれるということ、どちらの場合においても住民の判断が大きく左右します。水俣市には、防災ハザードマップが配布されています。新しくなつたハザードマップが8月号の市報でも紹介されていました。与えられた情報を住民自身がどれだけ生かせるかが必要となってきます。ハザードマップについても、配布して終わりではなく、そのハザードマップを見て、自分の住む場所がどのような場所に置かれているのか、また一人一人が災害発生時にいる場所において、どのような行動をとればよいのかを市民自身が理解できているかどうかが大切だと思ひます。そのために、行政はその情報の生かし方を積極的に説明する責任があるはずです。

例えば、先ほどの鹿児島市での警戒レベル4の全員避難の話ですが、東京大学大学院総合防災情報センターの関谷准教授によると、本来、全員避難というのは土砂災害警戒区域や水害の危険のある区域の人へのメッセージであるはずが、全市民が一斉に避難しなければならないと受けとめられてしまったところに大きな問題があり、改めて全員避難の意味を伝えることが大事。多くの自治体は危険エリアを絞り込んで指示を出すことができないという実態がある中で、どこが危

険なのか、誰が避難すべきなのかを明確にして指示を出せるよう改善していく必要があると指摘されています。

先ほどの答弁の中で、市民に対し、ハザードマップで自分の住んでいるところの危険箇所を確認し、避難の基本的な考えを理解して、みずから行動をとることが重要だとおっしゃいましたが、災害時、市民にどのような行動をとってほしいかは、行政が責任を持って市民が納得できるように、具体的に避難のイメージができるように、そのことを積極的に伝えようと努力することが大切ではないでしょうか。

そこで、5点目の質問です。

水俣市においても、今後さらにハザードマップ等を活用していけるような防災教育を積極的に進めていくお考えがあるかお尋ねします。

質問は以上5点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問にお答えします。全部で5点あったと思いますが、私への御質問は3点かというふうに思っておりますけれども、まず一つ目に、避難所に受け入れができなかった市民について報告を受けてるか、またこの事態についてどう思うかという御質問でございますけれども、消防本部に避難をした市民の方々の受け入れができなかったことは、その時点で報告を受けております。

今回のような市民の受け入れができずに、ほかの避難所へ移っていただくというような事態を踏まえて、今後は今まで以上に丁寧に市民の皆様方にも御説明をするようにしたいと思いますし、防災無線等を使って、早目に避難所の状況などもお知らせするように改善を図ってまいりたいと考えております。

2点目の第一中学校を今後どうするかということですが、急傾斜地の対策が完了し、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンから外れた場合には、再度第一中学校施設の一部を避難所として指定したいというふうに考えております。

3番目の御質問ですが、全市的な防災訓練についてどう思うかという御質問でございます。

今回も9月1日に市の総合防災訓練を予定をして実施をいたしました。今回の訓練は、エコパーク水俣を初めて使用いたしまして、県の消防の防災ヘリや自衛隊のヘリなど、初参加による山間部の孤立や市街地の冠水地域からの救助など、例年になくさまざまな対応を想定をして計画をしてまいりました。しかし、残念ながら当日朝からの雷雨により、ヘリコプターを運用した訓練や、野外での関係機関の装備品展示など、一部を中止をした形での防災訓練となりました。

今後も同様に、より実際的な場面を想定した訓練を実施したいと考えております。

なお、訓練の期間につきましては、全市的な総合防災訓練として、多くの市民の皆様方に御参

加がいただけるよう、市内の各種イベントの開催予定日などを踏まえまして、早期に訓練実施日を決定して、関係機関等へ周知をし、各地域との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 私のほうからは、生徒に対する安全確保は図られているのかという御質問にお答えをいたします。

大雨洪水警報等が発令されるなど、土砂災害のおそれがある場合は、下校措置や休校措置をとるなどして、生徒の安全確保を図っているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 最後の5点目の質問にお答えします。

水俣市においても、今後さらにハザードマップ等を活用していけるような防災教育、これを積極的に進めるべきではないかということについてですが、平成31年3月末、新しいハザードマップをつくり変えております。新しいハザードマップの周知については、現時点までで各地域での防災講演会において9回、ハザードマップを使用した災害図上訓練、いわゆるDIG、これを2回実施しております。

今後もハザードマップ等を活用した講話や図上訓練を積極的に進めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助について、順次お答えします。

まず、今回の幼児教育・保育無償化の対象となる児童、また対象とならない児童はどのような児童かとの御質問にお答えします。

今回の幼児教育・保育無償化の対象となる児童は、3歳から5歳までの児童及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童となります。ゼロ歳から2歳までの住民税課税世帯の児童は対象になりません。

次に、給食費について、どのような扱いになるかとの御質問にお答えします。

無償化に伴い保育料、つまり利用料は無償化されますが、主食分及び副食分の給食費は、実費負担として施設に直接支払っていただくこととなります。ただし、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降については、副食費の支払いが免除されることとなります。

次に、無償化の対象が保育料だけになることで、新たに副食費の負担が生じる家庭があるか、

あるとすれば、その家庭についてはどのような対応をとるかとの御質問にお答えします。

既に保育料が無償化されている方でも、新たに副食費の負担が生じる家庭もあります。そのような場合については、市が独自に補助を行い、副食費の負担を免除したいと考えております。

次に、今回の無償化により、今まで水俣市が負担していた分の保育料軽減分の財源が不要になるかと思うが、その金額は幾らかとの御質問にお答えします。

これまで、保護者負担分である保育料を国の基準より安く設定し、保護者負担の軽減を図ってまいりました。今回の無償化に伴い、保護者負担がなくなり、国、県及び市がそれぞれ負担することになりますので、今まで市が負担していた保育料軽減分の年間6,000万円程度は不要になるものと見込んでおります。ただし、無償化に伴う保護者負担分について、国・県及び市が負担することになるなど、新たな市の負担も生じますので、結果として年間2,600万円程度が不要になるものと見込んでいます。

次に、無償化に伴って浮いてくる財源の用途について、国からの指導はあるかとの御質問にお答えします。

国からは、無償化によって生じる財源を地域における子育て支援のさらなる充実等に活用することが重要であるとの要請がっております。

次に、水俣市保育園協会等から給食費の公費補助を求める署名が提出されたと聞いている。その内容は具体的にどのようなものかとの御質問にお答えします。

令和元年8月21日付で、水俣市保育園協会、保育所及び認定こども園の市内6園の保護者会から、幼児教育・保育施設における給食費の公費補助を求める署名が提出されております。署名数は、市外分108人を含め、1,173人であり、内容につきましては、小中学校と同様の負担軽減策等を求めるものであります。

次に、今回の無償化の対象となる児童の副食費に対しての公的補助は考えていないかとの御質問にお答えします。

先ほど述べましたとおり、現時点では、既に保育料が無償化されており、新たに副食費の負担が生じる場合などについて、市独自に補助を行いたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問をします。

ただいま御答弁いただきましたように、細かい条件を除いては、今回の幼児教育・保育無償化の対象となる児童は、3歳から5歳までの児童となります。幼児教育・保育無償化という名前からは想像しがたく、保育園などに通う全ての児童の保育料が無料になるわけではありません。しかも、これまで保育料の中に含まれていた給食の副食費部分、つまり給食のおかずについては、保育料から外されます。

今回の無償化に伴い、新たに副食費の負担が生じる家庭については補助を行うということでした。新たに副食費の負担が生じる家庭とは、今までも既に保育料が無料のお子さんがいらっしゃる家庭のことです。国の制度では、3人以上のお子さんがいらっしゃる方で、そのお子さんが同時に保育園や幼稚園を利用している場合、年齢が上から2番目のお子さんは保育料が半額、3番目以降のお子さんは無料となります。

また、熊本県の制度では18歳未満のお子さんを3人以上扶養している御家庭で3番目以降のお子さんが保育園や認定こども園へ入所している場合、その3番目以降のお子さんの保育料は無料です。どちらの制度も、その家庭の年収などにより、条件が異なる場合もありますが、この国と熊本県のどちらかの制度に当てはまるお子さんについては、現在でも保育料は無料となっています。しかし、今回の幼児教育・保育無償化は、無償化の対象としては、保育料の利用料部分だけとなります。今まで保育料の中に含まれていた副食費については対象外となり、保護者が負担することとなります。つまり、これまでは副食費、つまりおかずを含んだ保育料が無料だったお子さんについて、今回の政府の無償化により、保育料から副食費が切り離されたことで、新たに副食費の負担が生じるということとなります。そのような場合については、水俣市からも補助を行い、負担を免除するとのことでした。

副食費と主食費を合わせた給食費の金額は、それぞれ園によって異なりますが、政府は給食のおかずの部分に当たる副食費の実費徴収の目安を4,500円と設定しています。宇城市では、県内14市で初めて無償化に伴い、月額4,500円の副食費を市独自で全額負担するとの報道がありました。先ほど説明した、新たに負担が生じる家庭だけにとどまらず、今回の無償化の対象となる児童約5,000人について、1人当たり月額4,500円を市独自で負担するとのことでした。

そこで1点目の質問です。

近隣自治体では副食費補助についての対応はどのようになっているか、お尋ねします。

また、今回の無償化に伴い、浮いてくる財源は年間2,600万円程度で、この財源の使い道については国から子育て支援のさらなる充実等に活用するよう要請がされているとのことでした。

そこで、2点目の質問です。

無償化によって浮いた財源をどのように使うか、市長のお考えをお聞かせください。これが2点目です。

そして、内閣府は5月末に開いた保育の無償化に関する自治体向け説明会で、保育園などの給食費も児童手当からの徴収が可能との見解を示しており懸念しているところです。

そこで、3点目の質問です。

今後、保護者は副食費分の給食費も直接保育園などの施設に支払うこととなりますが、副食費の徴収において、もし滞納者が出た場合、市としてのかかわり方はどのようになるかお尋ねしま

す。質問は以上、3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

3点ございまして、まず1点目が副食費の公費補助について、近隣自治体の状況はどうかというのですが、芦北町、津奈木町につきましては、宇城市と同様に、全ての児童に対する補助を予定していると伺っております。なお、出水市については、現時点では全ての児童に対する補助は予定してないと伺っております。

2点目の無償化に伴って浮いてくる、その財源をどう使うのかという御質問ですが、国からの要請もありますとおり、無償化によって生じますこの財源の用途につきましては、地域における子育て支援のさらなる充実等に活用したいというふうに考えております。

最後、3点目、副食費の徴収、滞納者に対して市がどのような対応ができるのかと、するのかという御質問です。

滞納が発生した場合、国が自治体向けの問答集で示しておりますとおり、滞納が続いている保護者からその理由について事情をお聞きし、その改善策や申し出に基づきまして、児童手当からの徴収などを検討する対応が考えられます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 3回目の質問をします。

水俣市保育園協会、そして多くの保護者から給食費の公費補助を求める署名が現在1,173筆寄せられているとのことでした。水俣市では小中学校の給食費に対して、毎月、児童1日につき1,000円の補助があります。食事は教育の根幹です。今回提出された署名は、せめて学校給食並みの公費補助を求めるという内容で、多くの保護者が望まれていることです。

今回、政府が増税と引きかえに打ち出してきた幼児教育・保育無償化は、無償化の対象に給食費を加えず、これまでは保育料に含めてきた副食費まで実費徴収の対象となっています。確かに、保育料部分は無償化されますが、増税により、そもそも保護者を含む全ての方に食費、生活費など、さらなる負担が強いられます。無償化と言いながら、副食費の自己負担により、児童1人月額4,500円の支払いが生じ、大きな負担となってきます。保護者の負担軽減の上でも、子どもたちの給食を保障するという上でも、公費補助を実施するべきかと思えます。近隣の芦北町、津奈木町でも、全ての児童に対する補助を予定されているとのことでした。広域で保育園を利用している場合、例えば、実際に水俣市の園において、津奈木町に住所がある児童の副食費については、月額4,500円の補助があり、水俣市に住所がある児童については自己負担となってきます。それを踏まえて、1点のみ質問です。

水俣市においては、無償化となる全世帯に副食費についての公費補助を実施するお考えはないのかお尋ねします。

質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えいたします。

副食費の補助で、新たに4,500円の負担があるという御質問でございましたけれども、今まで保育料として払っていた分で、保育料の利用料が無料になることによって、今の御質問ですと、新たに別途4,500円の利用が増加するというような御質問にちょっと聞こえますけれども、そうではなくして、今回の無償化に伴うことにつきましては、先ほどからお答えしているように、新たに、今まで無償であった方々の負担で、それが、副食費が負担が出た方に関しては市のほうで全部無償化ということですので、それ以外の方には、年収によってそれぞれ保育料が違いますので、負担になるというよりも、私としては個人的には今までおさめていた保育料よりも、さらに減額になった副食費だけをおさめるという形になるんじゃないかというふうに理解をしております。

その中で、それを踏まえまして、先ほどから御質問がありますように、保護者等からも助成を求める署名というのは提出がされております。先ほど述べましたとおりに、この予算につきましては、子育て支援のさらなる充実に使うということで考えておりますけれども、それがほかの方策、それから独自の施策等もあわせて子育て支援に対する、どういったところに使うのかということもあわせて検討する必要がございますので、新年度予算の編成に向けまして、総合的にこれから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、出産祝金（子ども子育て支援金）の現状と今後の対応について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 出産祝金（子ども子育て支援金）の現状と今後の対応について、順次お答えします。

まず現在、水俣市の出産祝金は幾らかとの御質問にお答えします。

本市の出産祝金である子ども子育て支援交付金につきましては、子ども1人当たり3万円を支給しております。

次に、平成27年度から平成30年度までの年間ごとの出生者は何人かとの御質問にお答えします。

本市における出生数は、平成27年度167人、平成28年度174人、平成29年度170人、平成30年度

139人となっております。

次に、近隣市町の祝金は幾らかとの御質問にお答えします。

近隣市町のうち、津奈木町は出生児1人につき10万円を支給、芦北町は支給なし、出水市は育児用品購入助成券1万円分、3子以降は5万円を出生時と1歳時に支給されております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問に入ります。

幼児教育・保育無償化に伴い、浮いてくる財源については、国から子育て支援のさらなる拡充等に活用する要請があつているとのことでした。市長もそれに充てられるとの答弁をいただきました。

また、市長の公約でも、子ども子育て支援金について、現行3万円からの拡充を掲げておられました。あるお母さんは、出産の際には、必要になる赤ちゃんグッズが大量にあるので大変だった。また、車の免許を持たないお母さんは、赤ちゃんと荷物を抱えて、病院や店などの往復で乗り物代もかかるとのこと。また、そのほかにも、2人のお子さんを抱える、あるお母さんは、ハイリスクの出産を控え、毎回の健診を熊本まで新幹線とタクシーで通い、出産後も我が子に会いに熊本まで通院する日々が続き、いつもお金のことばかり心配していたとのことでした。出産前後は、このように思いもよらない出来事が起きて、想像しない出費に不安が尽きません。

そこで1点質問いたします。

現行3万円の出産祝金をお隣の津奈木町同様、出生児1人につき第1子から10万円へと引き上げてはどうかお尋ねします。

質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

無償化によって生じる財源を活用して、出産祝金の増額、1人当たり10万円を行う考えはないかとの御質問でございますが、子育て支援のさらなる充実策として、先ほど給食費の補助を初め、他の施策につきましてもあわせて検討する必要がありますので、新年度予算編成に向け、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 安心して子どもを産み育てられるまちとして、今後ますますの子育て支援の充実を願ひまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。無限21の杉迫一樹です。

市議会議員として、5カ月ほどたちました。まだ5カ月程度ではありますが、毎日濃い日々を過ごさせていただいております。最近では、東京にて、障がいを持つ地方議員から成る政治参加ネットワークの意見交換会と参議院議員会館への視察の参加など、さまざまな新しい経験をさせていただいております。

また、少しずつですが、市民からの声を届けていただく機会もふえ、市民の皆様が抱える問題をうかがい知ることにもふえてきました。さまざまな評価はあるかと思いますが、これからも市民の声に耳を傾けていきたいと思っております。

そんな中、興味深いニュースがありました。

先日行われた参議院選挙にて、障がいを持つ車椅子議員が3名誕生しました。この結果に私としましては、大変意味のあることであったと感じております。これまでは健常者の議員が障がい者の代弁者として議論を重ね、さまざまな福祉サービスや助成制度などを実施し、障がい者に対するさまざまな法整備もしてこられました。実際に障がいを負いながら生活しているこの3名は全国の障がい者の代弁者として、さらに障がい者が生活しやすい社会にすべく、活動されるのではないかと思います。

しかしながら、障がい者に国会議員が務まるのかなど、さまざまな声もあります。世界的にも障がい者と健常者との共存社会を目指し、さまざまな施設でバリアフリー整備が進む現代社会の中において、サポートは必ず必要であります。実際に、現時点で必要な国会のバリアフリー化の工事が速やかに行われました。民意を受けてなされたのですから、務まるか務まらないかではなく、何が何でも務まるように、必要な環境整備を行うことは当然のことだと思っております。

また、お三方が国会議員として何かしらの疑念等が出てきた際には、ほかの議員同様に批判も受けるべきでもあると思っております。

私も以前から伝えておりますように、当事者としての思いをこれからも伝えていけるよう、頑張っていきたいと気持ちを新たにしているところであります。

それでは、以下、通告に従いまして質問をします。

1、福祉サービス手続の現状と今後の対策について。

- ①、現在把握している本市の手帳を所持している障がい者は何名か。
- ②、在宅の対象者で福祉サービスを利用している方は何名か。
- ③、市役所でしか福祉サービスの手続ができないのか。
- ④、福祉サービス手続について、在宅対象者からの意見要望はこれまであったか。

2、公営住宅における高齢者及び障がい者への配慮と対策について。

- ①、公営住宅はどれほどあるか。
- ②、定員、入居制限はあるか。また、高齢者、障がい者に対して優先入居を行っている住宅は幾つあるか。
- ③、高齢者、障がい者に対して優先入居を行っている住宅の入居状況はどうか。
- ④、バリアフリー設計がなされている部屋はどれほどあるか。また入居者による改造等を行ってもよいか。
- ⑤、入居者からの意見・要望はこれまであったか。

3、オリンピック・パラリンピック関連の取り組みについて。

- ①、本市での聖火リレー実施日はいつか。
- ②、聖火リレーの応募状況はどうだったか。
- ③、リレーのルートはどこからどこまでか。
- ④、ルート沿いの住宅、ランナーの安全面についての配慮はどうするのか。
- ⑤、パラリンピック聖火リレーは誘致できないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、福祉サービス手続の現状と今後の対策については私から、公営住宅における高齢者及び障がい者への配慮と対策については産業建設部長から、オリンピック・パラリンピック関連の取り組みについては教育長から、それぞれお答えします。

初めに、福祉サービス手続の現状と今後の対策について、順次、お答えします。

まず、現在把握している本市の手帳を所持している障がい者は何人かとの御質問にお答えします。

水俣市において、令和元年8月末現在、身体障害者福祉法における身体障害者手帳をお持ちの方は1,830人、県において知的障がいと判定され交付される療育手帳をお持ちの方は433人、精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づく、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は378人と把握しております。

次に、在宅の対象者で福祉サービスを利用している方は何名かとの御質問にお答えします。

水俣市で行っている障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスは、大きく二つに分けられます。

1つ目は、自立支援給付と呼ばれるもので、市全体で402人が利用されております。この内容は、障がいのある方が自立して生活ができるよう、在宅での家事援助や入浴などの介護に関する福祉サービスを行うもののほか、通所による訓練の支援、就労継続支援や、さまざまな問題に対する相談支援を行うものであります。このうち、在宅している対象者のみの利用につきましては、家事援助等の居宅介護46人、重度の肢体障がいのある方に対する訪問介護2人、重度の知的障がいのある方が行動する際、例えば外出時の支援を行う同行援護2人が挙げられ、合計50人となっております。

2つ目は、地域生活支援事業と呼ばれるもので、市全体で2,067人が利用されておりますが、この内容は、研修や啓発、聴覚や視覚の障がいのある方の意思疎通のための手話通訳者や要約筆記者の派遣などさまざまな福祉サービスと組み合わせて利用できるものですので、在宅や施設入所に限らず行っており、重複者も多数おられますので在宅のみの人数は把握しておりません。

次に、市役所でしか福祉サービスの手続きができないのかとの御質問にお答えします。

現在水俣市で行っている障がい福祉サービスの手続きは、基本的には市役所福祉課窓口にて行っておりますが、電話での問い合わせによる利用者本人への郵送や代理の方の申請なども受け付けております。ただし、御本人の状態に応じたきめ細やかなサービスの手続きを行う必要がある場合には、電話での対応は難しい面もあります。まずは、市福祉課にお問い合わせいただき、市が委託している一般相談支援事業所を紹介させていただき、当該事業所の相談支援専門員が自宅訪問を行ったり、関係機関への問い合わせなどから現状を把握し、どのような福祉サービスを受けられるかということをお本人と相談していくことが必要と考えています。

また、さまざまな要因により、市役所においでいただけない場合には、相談支援専門員が本人の代理として手続きを行うこともできます。

次に、福祉サービス手続きについて、在宅対象者から意見要望はこれまであったかとの御質問にお答えします。

事例といたしましては、福祉課窓口において、障がいがある方御本人が直接書類を書くこと、手続のための窓口に来ることが難しい、動くことができないというお話がありました。また、各種手続に必要な書類をそろえるために、庁舎内をおのおのの窓口へ移動しなくてはならないことが大変であるといったお話もありました。ほかには、福祉サービスの制度自体が複雑多岐にわたり、非常にわかりにくいなどの御意見もございます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 水俣市には8月現在で身体手帳1,830名、療育手帳433名、精神手帳378名で、合計2,641名の市民が各手帳を有しているとのことでした。水俣市の人口が現在2万4,370名ですので、実に10.8%の市民が障がい者であり、この数字というのは、ほかの自治体と比べましても、非常に多い数字ではないかと思えます。

この最新の情報ですと2,641名の方が障がい福祉サービスや制度を利用できることとなります。また、6月に、個人的に福祉課へお聞きしましたところ、当時の手帳保持者は全体で2,620名との回答がありましたので、21名増加しており、手帳保持者は全体的に増加傾向にあるということがわかりました。

人口は減少しつつあるのに手帳保持者がふえている、その要因となっているのは、本市においても超高齢化社会がさらに進んでいることが上げられると思えます。また、答弁にありました利用者の数を見ると、単純計算ではありますが、差し引きおよそ170名の方が利用できていないという現状がわかりました。

言われましたように、現在の福祉サービスは、それぞれの用途に合わせて数多くあります。そして、多岐にわたりますし、制度の内容が現状に合わせてマイナーチェンジを繰り返していますので、なかなか理解することも難しいと思えます。今回の質問に関しましては、福祉サービス全体とすると幅が広過ぎるため、福祉施設の利用がなく、手帳を保持している方、つまり在宅で生活をしている方、また医療費等の助成申請に重点を置き、進めたいと思えます。

さきの答弁で、ほとんどの福祉サービスの手続は基本的には市役所の福祉課窓口で受けているが、電話での問い合わせや、郵送、代理でも可能ということでした。

しかしながら、在宅の対象者の中には、代理手続を知らない方もいらっしゃるようです。居住環境、体の状況、利便性を考えますと、どうにかならないものかと感じております。

福祉サービスを受けるための福祉認定やモニタリングといった事柄に関しましては、提出書類の多さや、審査などがありますが、相談支援専門員や施設担当職員、業者などが直接自宅へ調査へ来られることが多いので、対象者にとってそれほど負担にはならないかと思えます。

また、市民からの意見・要望の中にも、手続のためにたくさんの窓口を移動することが大変で、福祉サービス制度が複雑でわかりにくい、窓口まで来ることが難しいという意見があったと

お伝えいただきました。

今回、私がお聞きした市民の声を一部紹介します。

手続をしていない方からお聞きした話ですが、なぜこれらの福祉サービスを利用しないのかとお聞きしたところ、利用したいけど、足が悪く、市役所まで行くことが困難、一人で生活していて、頼める人もいないし、迷惑をかけたくないから諦めている。誰か頼める人がいたとしても、わざわざ行ってもらうのも申しわけないなどの理由がありました。

このように、利用できる資格を持っていても、体の状態や生活環境の問題、その人の優しい性格などから、諦めている方が少なからずいるという現状があるということも知りました。これらを含め、周知に関しましても、どこまで行き渡っているのか疑問に思うところです。

答弁にありましたように、福祉サービスは、現在多数あります。私としましては、高齢者や障がい者は通院の機会がとて多く、医療費などの負担が大きくなりますので、対象者が利用できる制度やサービスはぜひ利用し、活用していただきたいと思っています。

1つの例としまして、重度心身障害者医療費助成申請に関しましてですが、郵送も可能と初めて知りましたが、申請書を見ますと、領収書添付箇所があるにもかかわらず、領収書は張らずに御持参くださいとの文言が記載されております。私もよく利用しますし、この医療費助成は医療費の一部負担金から月額1,020円から2,040円を差し引いた額が助成されるため、比較的利用が多いのではないのでしょうか。特に、これは最初に助成を受けるための手続、登録さえ終わってれば、申請書には登録情報があらかじめ記載されているものが発行されますので、領収書と印鑑のみで申請ができます。また、代理も可能であることから、領収書を発行する各病院や薬局などでも、本人のカルテ等ありますので、申請書と領収書を患者ごと、月ごとに管理し、患者が来院した際に、申請書に押印し、必要事項が記載済みの申請書を保管さえすれば、担当職員が各医療機関からまとめて集荷する、もしくは郵送するという申請方法も可能ではないかと考えています。

このように、水俣市内の病院や薬局での申請書の保管・郵送・集荷が可能となれば、利用者の負担はぐっと軽くなります。郵送に関しては、これはあらかじめ郵送希望の連絡をしなければならぬとのことですが、持参くださいと書いてあることから、郵送での申請はできないと思っていました。このような申請書の文言と、実際の手続の矛盾もあり、こういったことの周知もまだまだ不完全であると思いました。

そこで、2回目の質問です。

1つ目、代理での手続というのは、どこまでの範囲で可能か。例えば、家族や相談支援専門員以外の方でも可能か。

2つ目、在宅の対象者で、利用のない対象者への家庭環境や体の状態の状況把握などの調査は行っているか。

三つ目、本人もしくは家族への福祉サービス手続方法や、代理手続の周知や説明は行っているか。行っているとすれば、どのような方法か。

四つ目、手続が簡易な申請については、市役所のみではなく、市内の各医療機関、薬局等まで窓口を広げることはできないか。

以上、4点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございまして、まず1点目が、代理手続、これがどこまでの範囲かという御質問でございますけれども、利用者本人の意思が確認できること、例えば、本人からの委任状がある場合などは、代理人でも受け付けをいたします。また、その代理人に関しての制限は特に設けておりません。

それから、2つ目の在宅での対象者でサービスの利用のない対象者の方の状況の把握は行っているかということですが、現在、そのような調査はこれまで行っておりません。

3つ目の、その福祉サービスの手続や方法、それから代理手続などの周知、こういったものの説明を行っているのかと、また行っているのであれば、どのような方法で行っているかという御質問でございます。

障がいのある方に対します手帳の取得や福祉サービスの手続方法、代理手続の周知などにつきましては、まず来庁者への窓口における説明、それから電話でのお問い合わせ時の説明、福祉サービスに関するパンフレットの配布、相談支援事業所における説明、それから市のホームページへの掲載などの説明を行っております。

福祉課の窓口では、本人の希望される福祉サービスや困っていることなどをお聞きいたしまして、できる限りわかりやすく丁寧に説明するよう心がけ、パンフレットの活用や利用者本人の状況を見ながら、必要があると考えられる福祉サービスを選択できるように助言をいたしております。

最後4つ目でございますけれども、手続が簡易な申請については、市役所以外でも窓口を広げることができないかという御質問ですけれども、福祉サービスの手続は法律に基づいて行われておりまして、市役所において申請を受け付けることが行政としての責任であるというふうには考えております。しかしながら、利用者本人の御負担ができる限り少なくて済むように対応していくことも行政として考えなくてはならないこととございまして、市単独での実施は難しいかと考えますが、国・県の動向や県内各自治体の取り組みと足並みをそろえて、実施できるよう協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 代理での手続は制限がないということで、市役所へ赴くことができない対象者にとっては非常に負担が少なくなるかと思えます。

また、対象者が初めて市役所へ訪れた際には、本人に合ったサービスをこれまで同様お伝えしたいということも含め、広く周知していただきたいと思えます。

次に、在宅の対象者で、利用のない対象者への家庭環境や体の状態の状況把握などの調査は行っていないとのことですが、基本は対象者本人もしくは家族などがみずからに合ったサービスが何かを調べる必要があると考えます。しかしながら、実際に家庭環境や進行性の病気などで状況の変化が生じ、これまで行えていた手続ができなくなる場合も想定できます。例えば、調査により、これまで手続をされていた方が、最近手続をしていないということがわかった場合には、市役所のほうから本人の状況の訪問確認をする、それは見回りにもなり、近年増加傾向にある孤独死を防ぐことにもつながるのではとも思えます。

これまで手続を行っていたという記録はデータとして残っているはずですが、本人が放棄しているのか、手続が困難な状況になったのかは、調査すべきではないかと思えます。でなければ、ほったらかし状態といいますか、対象者にとってとても不利益を講じることになりますので、ぜひ検討・協議していただきたいと思えます。

手続が簡易な申請についての間口を広げることができないかについてですが、この各医療機関や薬局など、その場での手続が可能となりますと、人口と比較して障がい者の割合が非常に多い本市ですから、実施できましたら助かる方はかなり多くなると思えます。

また、ほかの自治体へ向けても模範的で先進的なシステムにもなり得る制度となると思えますので、他自治体ではどのようなシステムになっているかなどを含め、言われましたとおり前向きに協議していただければと思えます。

これまで在宅の対象者の手続に関してお聞きしました。福祉サービスは誰もが、いつかは受けることになる制度です。対象者の登録情報などは、これまでもデータ化しているかとは思いますが、日々体の状態や環境が変化していく方もおられますので、1年ごとでもデータの更新をしていただき、市民の健康状況の把握に努めるべきではないかと思えます。

最後の質問です。

1つ目、在宅の対象者への家庭環境や、体の状況把握などの調査は行っていないとのことだが、対象者への案内やサービスの助言、周知にもなると考えるが、なぜ行っていないのか。

2つ目、これまで利用があったのに、利用がなくなった対象者への電話やはがきでの案内や呼びかけはできないか。

以上、2点で質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、在宅の方への調査を行っていないということだが、なぜ行っていないのかという御質問でございます。

障がいのある方が手帳を申請や更新される際に、さまざまな福祉サービスの説明や、その申請者に応じたサービスの提供などをお話しさせていただいております。したがって、訪問による状況把握の調査は行っていないということございまして、しかしながら、日常、常日ごろから、全ての市民の方に対しましても、どのような福祉サービスがあるのかということをお知らせしていくことは大変重要なことと考えております。さまざまな機会を通じまして周知を行ってまいりたいと考えております。

それから、今まで利用してたけども、利用がなくなった方への電話やはがきでの呼びかけができないのかという御質問です。

現在、御利用の福祉サービスの契約期間が終了する場合には、あらかじめ各事業所から契約期間終了に関する通知がありますので、その通知に基づき、契約を継続するか終了するかを確認するための文書を福祉課から郵送しております。

確認ができない場合には、電話もしくは文書を持参し、または郵送していただくようお願いすることもあります。その上で、利用をされないという確認ができた際には、サービス利用の廃止という手続をとらせていただいております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、公営住宅における高齢者及び障がい者への配慮と対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、公営住宅における高齢者及び障がい者への配慮と対策について、順次、お答えします。

まず、公営住宅はどれほどあるかとの御質問にお答えします。

現在、本市では17団地、144棟、837戸の公営住宅を管理しております。

次に、定員、入居制限はあるか。また、高齢者、障がい者に対して優先入居を行っている住宅は幾つあるかとの御質問にお答えします。

公営住宅法第23条、同法施行令第6条及び水俣市営住宅条例第5条において、入居することができる者は、次の4つの条件を備える者でなければならないと規定されております。

1つ目は、入居しようとする者の収入が、一般階層世帯で月額15万8,000円、裁量階層世帯で

は21万4,000円を超えないこと。

2つ目は、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3つ目は、市町村税を滞納していないこと。

4つ目は、入居しようとする全ての者が暴力団員でないことなどです。

なお、定員の制限はなく、単身世帯から入居することが可能となっております。

また、高齢者、障がい者に対しての優先入居につきましては、洗切団地、月浦団地、白浜団地、牧ノ内団地の4団地、計101戸を対象に行っており、その内訳は、洗切団地が1階に7戸、2階に8戸の計15戸、月浦団地が1階に17戸、白浜団地が1階に30戸、2階に14戸の計44戸、牧ノ内団地が1階に25戸となっております。

次に、高齢者、障がい者に対して優先入居を行っている住宅の入居状況はどうかとの御質問にお答えします。

高齢者、障がい者に対して優先入居を行っている住宅は、101戸全てが入居中であり、入居率は100%となっております。

次に、バリアフリー設計がなされている部屋はどれほどあるか。また、入居者による改造等を行ってもよいかとの御質問にお答えします。

先ほど述べました、高齢者、障がい者に対して優先入居を行っている住宅101戸は、公営住宅法に基づく整備基準に従い、高齢者等へ配慮した設計を行っております。また、入居者による改造等を行うことは可能ですが、事前に工事等の申請をしていただく必要がございます。

次に、入居者からの意見、要望はこれまであったか、との御質問にお答えします。市営住宅にお住まいの高齢者や障がい者の方々から御意見、御要望をいただいておりますが、最近の内容としては、カーテンをつけにくい、玄関戸のすき間から風や虫が入ってくるなどの御意見をいただいております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 1から5まで答弁をいただきました。

公営住宅は、現時点では17団地、144棟、837戸を管理している。入居の制限につきましても、入居できる者の制限はきちんと設けられていて、単身世帯からも入居することが可能ということでした。

優先入居を行っている住宅については、101戸全てが入居中で、入居率100%で、とても人気がある住宅であることがわかりました。

また、バリアフリー設計に関しては、簡潔にお答えいただきましたが、公営住宅法を基準に整備を行っているとのことでした。この公営住宅法には、国土交通省で定める基準の評価基準方法があるようです。その中に、高齢者等への配慮に関することという項目があり、住戸における移

動等の安全性及び介助行為の容易性への配慮のために講じられた対策の介助が必要となった場合を想定し、介助用車椅子使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていることという文言がありました。その中の具体的な対策内容として、詳細な幅、サイズは割愛しますが、6項目ほどありますので紹介します。

1、日常生活空間内の床を段差のない構造にする。2、階段、トイレ、浴室、脱衣場に手すりを設置する。3、通路の有効な幅員を確保する。4、浴室の有効な幅員を確保する。5、トイレの有効な幅員を確保する。洋式便器を設置。6、寝室の面積を確保するであるようです。

単身世帯から入居することが可能という観点から、また6項目の内容が一般的なバリアフリーの定義の中に含まれることから、高齢者や障がい者が1人でも生活が可能なバリアフリーを想定していると解釈いたしました。

一般的に、バリアフリーの定義とは、高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことを言いましたが、現在では社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁を含めて、それらを取り除くことを言います。バリアフリーは、高齢者や障がい者に視点を合わせています。つまり、公営住宅は公営住宅法に準じていて、項目どおりの整備がなされているとのことですので、高齢者や障がい者が十分に生活できる住宅であるということになります。

その中で、高齢者等へ配慮して整備した団地は4団地あり、1階部分に関しては、月浦団地、牧ノ内団地で、洗切団地は1階と2階にあり、白浜団地に関しては、5棟のうち2棟がエレベーターもあり、1階と2階がバリアフリーを想定しているとのこと。また、入居者からの意見や要望はカーテンがつけづらい、玄関戸のすき間から風や虫が入ってくるなどがあるということでした。

直近に私が相談を受けた中では、現在建設中の牧ノ内団地4号棟の工事にて、粉じんが舞い、近隣の住民の生活に一部支障を来しているとの声がありましたので、こちらは早目の対応をお願いいたします。

今回、この公営住宅についての質問をしようと思ったきっかけですが、先日、牧ノ内団地にお住まいの方から話を聞いてほしいと連絡がありまして、対応いたしました。

その内容といたしますのが、テラスの壁部分ががさがさして、さわるとけがをする、ドアの取っ手部分が小さく開閉しづらい。花壇の手入れができず、雑草が生えっ放しで猫がふんをするので不衛生とのことでした。

話だけではわかりづらかったので、実際にお宅へ伺い、部屋の中を初めて拝見させていただきましたところ、確かにテラス側の壁はがさがさしていて、足腰が不自由な方からすると、壁に手をかけたり、もたれかけたりすると、けがをしてしまうほどのこぼこぼがあり、危険だと感じま

した。

ドアの取っ手部分は、内側、部屋側はつかみやすい大き目の取っ手が取り付けてありましたが、外側、テラスから部屋に入る側の取っ手は小さく、ドアも比較的重かったので、開閉しづらいことも確認できました。

また、花壇についてですが、この方は身体的な理由で、花壇の手入れができないので、花壇の管理をしていないとのこと。その結果、雑草が野放しに生えており、外観も悪く、猫がふんをするので悪臭が出ていて、ふんの始末などの手入れも困難な状況であり、管理が非常に大変だということも確認しました。

実際に使用していない花壇の管理は行き届いておらず、使用していない入居者が管理せざるを得ない状況であるとのこと。

そのほか、浴室は入り口こそ広くありましたが、大きな1枚ドアがあり、内開きのため、足の不自由な方が使用する介護用の椅子や体を洗う入浴台を置くことができない状況でした。

また、トイレも便座の設置方向がドアから向かって真正面に設置されていることから、車椅子を使用する方にとっては、乗り移りの際、180度体を反転させなければならず、乗り移りが困難な設計でした。

廊下や部屋、玄関に関しましては、十分な広さがありましたが、段差を解消し、手すりの設置もありました。私は福祉住環境の資格を持っていますが、私が見た限りでは、これは私の経験からの感想ですが、バリアフリーとは言えない設計であると感じました。私が住むことを想像してみましたが、改造なしでは私は住むことができないと思いました。これは、公営住宅法の項目や評価方法基準の中の高齢者等への配慮に関することに当事者目線ではない盲点があることが原因ではないかと感じました。

公営住宅法に準じて設計がされていても、このような問題が出てきており、高齢者等が生活していくための配慮を満たしているとは言えないと感じました。これらの状況を見まして、設計段階で詳しいアドバイスができるバリアフリー住宅の専門知識のある方がかかわっていないのではないかと感じました。

私も、これまでバリアフリーではないアパートやマンションに住んだことはあります。そもそもバリアフリーと銘打っているアパートやマンションを探すことすら難しいのですが、ある程度の妥協をして、自分の障がいに合わせて方法、つまりお風呂であれば、ドアを外し、かわりにぬれてもいいカーテンをつけたり、体を洗う入浴台がお風呂のサイズに合わなければ、寸法に合わせてオリジナルでつくったり、トイレであっても、自分の障がいに合わせて改造をして生活したことがあります。

最初の答弁にありましたとおり、申請をすれば入居してからの改造はしてよいとのことでした

が、私の実体験としてでは、身内や知り合いに手伝ってもらって、部屋を使いやすく改造したことはありますが、頼める方がいない入居者にとりましては、業者へ依頼するか、それができない場合は、現状のまま生活をせざるを得なく、非常に不便な生活を送っているのではと感じました。しかしながら、障がい者は人それぞれ程度があり、人それぞれに必要なもの、必要でないものというものはあります。全ての方が快適に不自由なく生活できるものでもなく、ある部分では我慢し、工夫して生活しなければならない部分も出てくるとは思いますが、この公営住宅のバリアフリーの想定がなされているという部屋に関しましては、公営住宅法の項目に準じているとはいえ、これは書面上の話に終始しているだけであり、実際の当事者の生活では、ハード面に不自由があります。障がい者というのは、ただでさえ日常生活に不便を強いられ、我慢しながら生活をしています。自宅でも不便を強いられるというのは、とても心苦しく、せめて自宅ぐらいは自由に、不自由なく生活してほしいと切に願います。

2つ目の質問に入ります。

1つ目、高齢者、障がい者に配慮の部屋の設計に関して、専門のバリアフリーの知識のある方、もしくは当事者がかかわっていたか。

2つ目、公営住宅法に準じてさえいれば、高齢者、障がい者が生活できるとお考えか。

3つ目、部屋の改造に関して。改造が必要な入居者の改造費用等の助成制度はないのか。

4つ目、牧ノ内団地の優先入居のある部屋に関して、実際に拝見して、改善が必要だと考えられる箇所が幾つかありました。それは、手すりやドアなど、簡易的な部分ですが、この比較的簡易的な部分の改修、取りかえを市が行えないか。

5つ目、牧ノ内団地の花壇を必要としない入居者から、1階部屋の外の花壇の管理方法について相談があったが、市で対処できることはあるか。

以上、5点お聞きします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えいたします。

5点ほどございました。

まず1点目でございますが、高齢者、障がい者に配慮した部屋の設計に関して、専門のバリアフリーの知識のある方、もしくは当事者がかかわっていたかという御質問でした。

本市の市営住宅の建築設計業務は、過去に同様の業務実績がある一級建築士事務所に委託を行っております。建築士は、国家資格であり、さまざまな法令や基準等に基づき、建築物の設計や工事管理を行う専門家でございますので、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準や、公営住宅法に基づく整備基準にも精通しておられます。

なお、現在建てかえを行っている牧ノ内団地につきましては、委託先の建築事務所が中心とな

り、当時入居されていた69世帯を対象に、基本設計時に6回、実施設計時に5回、計11回の説明会などを開催し、高齢者や障がい者の方々からも御意見、御要望をいただき、設計を行っております。

2つ目の公営住宅法に準じてさえいれば、高齢者や障がい者が生活できるとお考えかという御質問でした。

本市の市営住宅は公営住宅法に基づく整備基準に従い、高齢者等への配慮した設計を行っておりまして、高齢者や障がい者の方々もおおむね不自由なく生活できるものと考えております。

3つ目でございますが、部屋の改造に関しまして、助成制度はないかということでございました。段差の解消や手すりの取り付けなどの改修につきましては、介護保険からの支給がございますが、これ以外の助成制度等はなく、入居者の都合による住宅内の改造などにつきましては、入居者御自身で対応していただいております。

しかしながら、改造に要する費用の縮減方法などにつきましては、助言や提案をさせていただきますので、遠慮なく御相談いただければと考えております。

4つ目でございますが、こうした簡易的な改造については、市のほうでできないかということでもございました。繰り返しになりますけれども、住宅内で不自由と思われる箇所などがありましたら、事前に工事等の申請をしていただき、退去時の原状回復を条件として、工事等の承認を行っておりますので、入居者において御対応いただきたいと考えております。

ただし、廊下や階段などの共用部分や経年による腐食などが原因の工事につきましては、市で対応できる内容もあるかと思われますので、その都度御相談いただければと考えております。

最後、五つ目でございますが、牧ノ内団地の入居者の方から、花壇を必要としない入居者のいる部屋の外の花壇の管理方法について、市で対処できないかということでございました。

牧ノ内団地の1階バルコニー前の花壇につきましては、建てかえに係る実施設計時の説明会において、入居者の皆様から御要望により設置いたしております。原則、花壇の管理は1階の入居者の皆様に行っていただくこととなっております。

なお、ほかの団地におきましても、1階バルコニー前の花壇の管理は、入居者皆様に行っていただいております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。バリアフリーの知識がある方がかかわっている、また説明会も行い、当事者からも意見・要望の聞き取りを行っているとのことで、その部分はきちんと実施しているなど、聞き安心しました。と同時に、私が現状を見た限りでは、私と同じような意見が出ると思うのですが、この聞き取りをした内容が反映されているのか、疑問点も残りまし

た。このくらいでいいだろうと、想像で考えていないでしょうか。

また、公営住宅法に準じていけば、おおむね不自由なく生活できるとの答弁でしたが、実際には不自由がありながら生活している方もおられますので、書面、決まり事だけの判断ではなく、別の視点でも柔軟に考えるべきではないかと思います。できましたら、重度の障がいを持つ方の生活を基準に考えた設計であれば、比較的たくさんの方が不自由なく生活できる環境になりますので、水俣市ならではの新しい基準が欲しいところです。

部屋の改造費用の件ですが、入居者での個人的な対応が原則としているとのことで、優先入居の条件としてありました比較的収入が少ない方、住宅に困窮している方が優先であるという条件の中、その入居者が不自由なく生活するための改造費用を御自身で捻出できるのか、疑問に感じますので、改造費用が入居者の負担になってしまう現状を見直す必要があります。

介護保険や障害保険の助成の対象になっているとはいえ、改造の度合いなどによっては負担になる部分もあり、部屋を退去する場合には原状復帰をしなければならないという観点から、原状復帰の際にも、また負担になると思われます。

簡易的な部分に関しては、浴室の扉をスペースを確保できる3枚引き戸や中折れドアの使用を選択する、ベランダ側の取っ手は大きなものを取りつけるなど、通常、バリアフリーを考えた際に、当然思いつくであろう設備の選択ができていないので、公営住宅の維持管理をしている市として、改修、取りかえをし、少しでも住みやすい住宅の提供をしていただきたいところではあります。

そして、牧ノ内団地の、まだ建設に取りかかっていない6から9号棟に関しては、本当にバリアフリー設計なのか、再度吟味していただき、公営住宅法の基準を踏まえつつ、臨機応変に対応し、建てる前に対処していただきたいと思います。現状のままでは、建設後に今回と同様の問題が出てくる可能性がありますので、建設前にどのような問題が出てくるか、協議し、問題点の改善に努め、建てた後に、やっておけばよかったとならないよう、これまでの公営団地の現状、経験を生かしていただきたいと強く思います。

花壇ですが、1階の入居者が管理しなければならないとのことですが、花壇を使用していない住民が管理することはかなりの負担になります。常識的に考えて、隣の花壇の管理はしませんので、使用していない花壇は市のほうで花壇の土を撤去するなどの、何かしらの対策を考えていただきたく思います。

公営住宅法第1条には、抜粋しますが、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに耐える住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると明記されております。

また、国が定める2013年制定の障害者差別解消法では、国や自治体に障がい者への合理的配慮の提供を法的に義務づけております。市民が住みやすい環境づくり、第6次水俣市総合計画のスローガンである、みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣の実現に向けて、これからの市の対応に期待をしつつ、3回目の質問に入ります。

1つだけです。

今後建設予定の公共団地について、優先入居部分も含め、対策としてバリアフリー設計の徹底をすべきだと思うが、いかがか。また、今後の公営住宅廃止予定も含め、整備計画はどのようになっているか。

以上で質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今後、牧ノ内団地で6号棟から9号棟まで建設する予定なんですけれども、それに対してバリアフリー設計を徹底すべきだと思うがと。また、公営住宅の廃止も含めて、今後どのような整備計画があるのかということをございました。

今後、新たに建設する公営住宅につきましても、引き続き高齢者や障がい者の方々に配慮した公営住宅の設計・整備に努めてまいります。

なお、今後の公営住宅の整備計画といたしましては、平成24年度に作成いたしました水俣市公営住宅等長寿命化計画に基づき、丸島、田平、河原、山神、東水俣、袋駅前、陣原団地の計7団地、186戸の用途廃止と、牧ノ内団地5棟、35戸の建設を予定しておりまして、将来的に、本市の公営住宅は10団地、682戸になる計画でございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、オリンピック・パラリンピック関連の取り組みについて、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、オリンピック・パラリンピック関連の取り組みについて、順次お答えします。

まず、本市での聖火リレー実施日はいつかとの御質問にお答えします。

本市での聖火リレーは来年の5月6日に実施されます。

次に、聖火リレーの応募状況はどうだったかとの御質問にお答えします。

聖火ランナーの公募は、都道府県実行委員会とプレゼンティングパートナー4社で行われ、プレゼンティングパートナー1社を除く公募が8月31日に終了していますが、応募状況については

公開されておられません。

次に、リレーのルートはどこからどこまでかとの御質問にお答えします。

リレールートは現在調整中であり、本年12月に公表される予定です。

次に、ルート沿いの住宅、ランナーの安全面についての配慮はどうするのかとの御質問にお答えします。

ルート沿いの住宅やランナーの安全面については、今後ルートが決定すれば、熊本県及び熊本県警察本部、水俣警察署等と連携をとりながら、事故等が生じないように配慮します。

次に、パラリンピック聖火リレーは、誘致できないのかとの御質問にお答えします。

パラリンピック聖火リレーは、競技開催都市である東京都、静岡県、千葉県、埼玉県の1都3県に決定していますので、誘致はできないと考えています。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。私も学生時代にスポーツをやっていたので、とても興味のある話題ですので、今回取り上げさせていただきました。

オリンピック・パラリンピックは、夏季・冬季に限らず、毎回楽しくテレビで観戦させていただいております。今回、夏季オリンピック・パラリンピックが東京開催ということで、私自身、初めての自国開催を目の当たりにするということが、非常に楽しみにしているところです。

現在も、さまざまな種目にて、続々と日本代表選手の内定が発表され、東京オリンピック・パラリンピックに向けての機運も高まってきているところではないでしょうか。

今回、オリンピック聖火リレーのルートとして決定し、水俣市を走るということにとっても興味があり、楽しみにしているところで、現在の状況がどうなっているのか質問いたしました。

最初の答弁としましては、多くの情報は12月に発表されるので、12月までは詳しい情報公開はできないということで、少し質問する時期が早かったのかかもしれませんが、現在が回答が可能なことに限ってお答えいただきました。

確認ですが、日程は、令和2年5月6日の水曜日予定とのことで、これは振替休日に当たると思います。ですので、沿道にはたくさんの観客が応援に駆けつけるのではないかと予想されます。応募は募集期間が既に終了しており、応募状況を知りたかったのですが、都道府県実行委員会とプレゼンティングパートナー4社にて公募があり、公表されていないということですので、いたし方ないかなと思います。

パラリンピックの聖火リレーですが、オリンピックの聖火リレーに参加するとパラリンピックの聖火リレーには参加できないのだろうか、私自身疑問がありましたが、そういうことではなく、競技開催都市の東京都、千葉県、埼玉県、静岡県の1都3県のみでの開催決定ということで、パラリンピック聖火リレーにも参加できましたら、もっと盛り上がるのでは考えておりました。

たが、組織委員会の決定でありますので、少し残念ではありますが、納得いたしました。

パラリンピックに関しましては、どうしてもオリンピックと比べますと盛り上がりが下火になりがちです。これまでマスメディアに関しても、パラリンピックのテレビ放送というのは、オリンピックと比べましても、とても少なく、仮にメダルを獲得した選手がいたとしても、ニュースで結果のみを取り上げる程度の注目度で、パラスポーツですぐに思いつく有名選手というのは、車椅子テニスの国枝選手ぐらいですので、もっといろんな選手を取り上げていただきたいと思っております。

報道が少ないこともあり、私自身もパラリンピック選手には詳しいほうではありません。先日、障がいを持った地方議員の方々の集会に参加しました。東京で開催されて、それぞれの自治体での問題や、障がいを持って政治参加をすることについてなどの議論・意見交換をしました。その席で、私の隣にいましたのが、福井県から来られた車椅子に乗った方でした。お互い、初参加でしたので、何げない世間話をお互いしてましたが、自己紹介のときに、その方が2004年のアテネパラリンピック400メートル、5,000メートルと、車椅子マラソンの金メダリストで、パラリンピック3大会連続出場した方だと言われ、驚きました。高田稔浩さんという方でしたが、生まれつき神経が消えていき、次第に筋肉が動かなくなる難病を抱えていることを知りました。現在は、病気の進行から現役を引退されているとのことで、パラリンピックメダリストが隣にいらしたのに、私は全く気づきませんでした。私自身、もっと注目しておればよかったと思いますが、一方で、報道、マスメディアなりがもっと多くパラスポーツを取り上げておれば、これだけの選手ですので記憶にあったのかなと思います。

オリンピックとパラリンピックの二つをできれば同様に取り上げていただきたい、そんな思いが強くなりました。

もう少し質問したいと思います。

2回目の質問に入ります。

1つ目です。

プレゼンティングパートナーという言葉が出てきましたが、プレゼンティングパートナーとは何か。

2つ目です。

聖火ランナーの選出決定はどこが行うのか、また水俣市内のルートを走るランナーは何名か。

3つ目です。

最初の質問のルート沿いの住宅、ランナーの安全面についてですが、当日はルート沿いの沿道にもたくさんの市民が応援に参加すると思います。事故が起きないように配慮しますと、漠然とした答弁でしたので、ルートも決定してない状況ですが、お答えできる範囲で構いませんので、

市としてどのような配慮をする予定があるのか、例えば周知方法や通行どめの予定や、白バイも先導すると予想します。もう少し、具体的な答弁をいただきたいと思います。

4つ目、聖火リレーを初め、オリンピック前から期間中にかけて、本市でもさまざまなイベントの準備があると思いますが、現在予定されているイベントにはどのようなものがあるのか、またオリンピック同様、パラリンピック開催に合わせた本市でのイベントの予定はあるか。

以上、4点質問します。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございました。

1点目は、プレゼンティングパートナーとは何かという御質問でした。

聖火リレーのスポンサーは三つの階層から成っており、プレゼンティングパートナーは、その最高位となります。プレゼンティングパートナーの持つスポンサー権利に聖火ランナーの募集が含まれております。

2点目は、聖火ランナーの選出はどこが行うのか。また、水俣市内のルートを守るランナーの数は何名かとの御質問でした。

聖火ランナーの募集先であるプレゼンティングパートナー4社と都道府県実行委員会がそれぞれ選考を行い、最終的にランナーを決定するのは組織委員会となります。また、水俣市内のルートを守るランナーの数はおおむね15人であると思われます。

3点目ですけれども、市が行う安全面への配慮として想定しておりますことは、事前周知とリレー当日の警備員の配置などです。

事前周知の内容は、ルートの詳細及びルート周辺の交通規制、観覧エリアの紹介などで広報やホームページでお知らせをいたします。また、ルート及びルート周辺の道路に事前告知用の看板も設置をする予定です。

リレー当日の警備員の配置につきましては、熊本県警察本部及び水俣警察署の指導を受けながら実施いたします。

最後、4点目ですけれども、オリンピックとパラリンピックの開催期間中の関連イベントとして本市で予定しておりますのは、パラリンピック聖火リレーにつながる採火式です。本市で採火した火が熊本県で集火され、その後、全都道府県の火が東京で一つにまとめられ、パラリンピック聖火リレーが行われます。

また、この時期は御存じのとおり、本市の伝統行事である恋龍祭や競り舟大会を実施しておりますけれども、既存のイベントを活用して、オリンピックやパラリンピックの機運を盛り上げることも一つの方法だと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。プレゼンティングパートナーという言葉は初めて聞きましたので、このようなスポンサー制度があるということをお聞きしまして、改めてオリンピック・パラリンピック開催の大きさを再認識いたしました。

そして、本市を走るランナーは15名程度で、聖火ランナーの最終決定は組織委員会の権限ということで、選考基準はわかりませんが、子どもから高齢者まで幅広いバラエティーに富んだランナーの選出を期待し、選ばれましたランナーの皆様には一生の思い出となるよう、笑顔で走っていただきたいと思います。

ランナーの安全面の配慮について詳しくお答えいただきました。本市で行わなければならないこともあるとのことで、広報、周知を滞りなく行い、ランナーが安心して走ることができますよう、また事故等ありませぬよう、そして沿道で声援を送る市民も笑顔で終えることができますよう、引き続きの協議をお願いいたします。

関連イベントでは、オリンピック聖火リレーの採火式が行われる予定があると、新しい情報を聞き、非常にうれしく思います。パラリンピック聖火リレー自体には参加できなくとも、本市で採火した聖火がリレーされ、聖火台へともされる、とても感慨深いものを感じます。

また、5月にありました体育・スポーツ振興に関する協定締結式の日体大松浪理事長の講話の中で、公式ではなくとも、聖火リレーなど、オリンピックやパラリンピックに絡めたイベントを地方自治体で行うことで子どもたちに夢を与え、地方創生の力になるのではとの言葉がありました。

答弁にありましたように、本市の伝統行事にオリンピック・パラリンピックを絡めることで、これまで以上の盛り上がりになるかと想像しております。

12月まではほとんどのことが情報公開ができないとのことですので、最後にしますが、オリンピック同様に、特にパラリンピックに関係したイベント等が多くあれば、たくさんの方がパラスポーツに触れるいい機会が持てると思います。パラスポーツを通じ、障がいに対する理解を得ることで、エコパーク水俣などを活用したパラスポーツ大会の誘致や、パラリンピック選手の招待に絡めたパラスポーツ体験など、水俣の観光事業の中にも新しい選択肢としてできるのではないかと考えております。そのような機会をふやすことで、本市の障がいを持つ子どもたちがパラスポーツに興味を持ったり、障がいがあっても、将来への夢や希望や目標を持てることを実感して、生き生きと元気に成長していただけたらと願っております。

そして、将来、本市からオリンピック・パラリンピック選手の誕生にも期待を込めまして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、議第60号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第61号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第4、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第5、議第63号水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定

についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第6、議第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第7、議第65号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第8、議第66号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第9、議第67号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第10、議第68号湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第11、議第69号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第12、議第70号令和元年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第71号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第13、議第71号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第72号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第14、議第72号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第73号 公有水面埋立てについて

○議長（岩阪雅文君） 日程第15、議第73号公有水面埋立てについてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

（挙手し「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 議第73号について、理解不足がございましたので質問させていただきます。今回出されているこの議案の公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づく意見書。この意見書というのは、何を指しているのかということです。それと、今回議会に同意を求めている内容は、何なのか明確にさせていただきたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時37分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 高岡議員のご質問にお答えします。

この意見書というのは、熊本県が、埋立てを行う場所の所在する自治体について、埋立てを行ってもいいですかという同意を求めているわけです。それに対する水俣市としては、特に問題ありませんということを出す意見書になります。

それともう1つ、なんでこの議会を経る必要があるのかという御質問だったと思うんですけども、意見書を出すにあたりましては、市道の認定と同じように、市が勝手に出すわけには、いけないものですから、市民を代表する議員の皆さんの賛同を得るために議会の議決を経るものがございます。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 確認のためにもう一回伺いますが、意見書というのは、公有水面埋立てに水俣市と

して承認をしますということで、議会はそれに対して、賛成、反対を表明するということによろしいのですね。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 市道の認定に関しても、認定するにあたりましては、議会の同意を経る必要がございます。それと同じように埋立ての意見を、水俣市から意見を出すにあたりまして、議会の同意を経る必要があるということです。

○議長（岩阪雅文君） 質疑を終わります。

日程第16 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、議第74号平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩阪雅文君） 日程第17、議第75号平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第76号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第77号 平成30年度水俣市一般会計決算認定について

日程第20 議第78号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第21 議第79号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第22 議第80号 平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第23 議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第18、議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議第81号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、6件を一括して議題とします。

議第76号

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
 令和元年9月12日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	所在地	面積(平方メートル)	土地所有者	収益割合	学校名
学校林	水俣市葛渡字村内593番18	5,009.00	水俣市	全部	水俣市立葛渡小学校
	水俣市湯出字樋口1655番7	2,987.00	〃	〃	水俣市立湯出小学校
分収林	水俣市湯出鬼岳国有林1413林班の1小班	9,917.35	農林水産省	国2割 水俣市8割	水俣市立湯出小学校
	水俣市湯出鬼岳国有林1413林班の小班	19,834.71	〃	〃	〃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市立水俣第一中学校の分収林の処分により、本案のように制定しようとするものである。

議第77号

平成30年度水俣市一般会計決算認定について

平成30年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、
 監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市税	2,860,423,000	3,064,948,827	2,914,405,110	4,544,524	145,999,193	△53,982,110
	1 市民税	1,051,192,000	1,077,365,047	1,058,627,082	867,124	17,870,841	△7,435,082
	2 固定資産税	1,565,563,000	1,740,363,183	1,611,811,262	3,420,500	125,131,421	△46,248,262
	3 軽自動車税	77,554,000	83,000,533	79,865,177	256,900	2,878,456	△2,311,177
	4 たばこ税	160,181,000	158,761,189	158,761,189	0	0	1,419,811
	5 入湯税	5,933,000	5,458,875	5,340,400	0	118,475	592,600
2	地方譲与税	108,000,000	107,005,334	107,005,334	0	0	994,666

	1	地方揮発油譲与税	30,000,000	30,290,000	30,290,000	0	0	△290,000
	2	自動車重量譲与税	74,000,000	74,616,000	74,616,000	0	0	△616,000
	3	特別とん譲与税	4,000,000	2,099,334	2,099,334	0	0	1,900,666
3		利子割交付金	2,000,000	3,686,000	3,686,000	0	0	△1,686,000
	1	利子割交付金	2,000,000	3,686,000	3,686,000	0	0	△1,686,000
4		配当割交付金	5,000,000	7,121,000	7,121,000	0	0	△2,121,000
	1	配当割交付金	5,000,000	7,121,000	7,121,000	0	0	△2,121,000
5		株式等譲渡所得割交付金	3,000,000	5,543,000	5,543,000	0	0	△2,543,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	3,000,000	5,543,000	5,543,000	0	0	△2,543,000
6		地方消費税交付金	497,000,000	497,586,000	497,586,000	0	0	△586,000
	1	地方消費税交付金	497,000,000	497,586,000	497,586,000	0	0	△586,000
7		自動車取得税交付金	24,000,000	24,792,000	24,792,000	0	0	△792,000
	1	自動車取得税交付金	24,000,000	24,792,000	24,792,000	0	0	△792,000
8		地方特例交付金	7,000,000	7,832,000	7,832,000	0	0	△832,000
	1	地方特例交付金	7,000,000	7,832,000	7,832,000	0	0	△832,000
9		地方交付税	5,116,000,000	5,085,770,000	5,085,770,000	0	0	30,230,000
	1	地方交付税	5,116,000,000	5,085,770,000	5,085,770,000	0	0	30,230,000
10		交通安全対策特別交付金	3,211,000	2,777,000	2,777,000	0	0	434,000
	1	交通安全対策特別交付金	3,211,000	2,777,000	2,777,000	0	0	434,000
11		分担金及び負担金	105,007,000	106,231,270	102,523,850	0	3,707,420	2,483,150
	1	分担金	6,363,000	3,927,637	3,927,637	0	0	2,435,363
	2	負担金	98,644,000	102,303,633	98,596,213	0	3,707,420	47,787
12		使用料及び手数料	176,035,000	194,669,982	192,618,837	0	2,051,845	△16,583,837
	1	使用料	159,643,000	178,036,112	175,984,267	0	2,051,145	△16,341,267
	2	手数料	16,392,000	16,633,870	16,634,570	0	△700	△242,570
13		国庫支出金	2,226,232,808	2,188,902,996	2,020,321,996	0	168,581,000	205,910,812
	1	国庫負担金	1,777,603,000	1,752,008,569	1,740,235,569	0	11,773,000	37,367,431
	2	国庫補助金	442,129,808	431,266,347	274,458,347	0	156,808,000	167,671,461
	3	委託金	6,500,000	5,628,080	5,628,080	0	0	871,920

14	県支出金	1,364,859,000	1,217,095,215	1,122,730,215	0	94,365,000	242,128,785
	1 県負担金	736,700,000	728,456,905	728,456,905	0	0	8,243,095
	2 県補助金	563,120,000	430,288,599	335,923,599	0	94,365,000	227,196,401
	3 委託金	65,039,000	58,349,711	58,349,711	0	0	6,689,289
15	財産収入	59,854,000	65,821,849	62,727,907	0	3,093,942	△2,873,907
	1 財産運用収入	11,610,000	12,703,260	9,609,318	0	3,093,942	2,000,682
	2 財産売却収入	48,244,000	53,118,589	53,118,589	0	0	△4,874,589
16	寄附金	57,425,000	65,107,019	65,107,019	0	0	△7,682,019
	1 寄附金	57,425,000	65,107,019	65,107,019	0	0	△7,682,019
17	繰入金	1,172,639,000	897,448,212	897,448,212	0	0	275,190,788
	1 基金繰入金	1,171,003,000	895,813,606	895,813,606	0	0	275,189,394
	2 特別会計繰入金	1,636,000	1,634,606	1,634,606	0	0	1,394
18	繰越金	49,273,592	49,273,640	49,273,640	0	0	△48
	1 繰越金	49,273,592	49,273,640	49,273,640	0	0	△48
19	諸収入	381,354,000	622,318,250	408,389,694	1,842,284	212,086,272	△27,035,694
	1 延滞金加算金及び過料	7,832,000	6,038,235	6,054,676	0	△16,441	1,777,324
	2 市預金利子	2,000	44,805	44,805	0	0	△42,805
	3 貸付金元利収入	91,550,000	94,117,628	91,748,750	1,228,136	1,140,742	△198,750
	4 雑入	257,564,000	498,433,959	286,857,840	614,148	210,961,971	△29,293,840
	5 受託事業収入	24,406,000	23,683,623	23,683,623	0	0	722,377
20	市債	2,355,594,000	1,533,594,000	1,533,594,000	0	0	822,000,000
	1 市債	2,355,594,000	1,533,594,000	1,533,594,000	0	0	822,000,000
歳 入 合 計		16,573,907,400	15,747,523,594	15,111,252,814	6,386,808	629,883,972	1,462,654,586

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1	議会費	156,781,000	154,192,502	0	2,588,498	2,588,498
	1 議会費	156,781,000	154,192,502	0	2,588,498	2,588,498
2	総務費	1,979,120,800	1,886,118,926	18,034,600	74,967,274	93,001,874
	1 総務管理費	1,639,521,800	1,559,836,380	18,034,600	61,650,820	79,685,420

	2 徴税費	195,055,000	186,811,439	0	8,243,561	8,243,561
	3 戸籍住民基本台帳費	74,703,000	73,688,908	0	1,014,092	1,014,092
	4 選挙費	21,722,000	20,579,070	0	1,142,930	1,142,930
	5 統計調査費	16,525,000	13,739,853	0	2,785,147	2,785,147
	6 監査委員費	31,594,000	31,463,276	0	130,724	130,724
3 民生費		5,662,150,000	5,480,252,423	36,000,000	145,897,577	181,897,577
	1 社会福祉費	3,189,734,000	3,080,924,442	36,000,000	72,809,558	108,809,558
	2 児童福祉費	1,872,642,000	1,801,860,987	0	70,781,013	70,781,013
	3 生活保護費	599,774,000	597,466,994	0	2,307,006	2,307,006
4 衛生費		2,163,114,000	2,094,530,611	11,211,400	57,371,989	68,583,389
	1 保健衛生費	351,546,000	308,993,027	302,400	42,250,573	42,552,973
	2 清掃費	923,330,000	915,259,344	0	8,070,656	8,070,656
	3 簡易水道設置費	6,642,000	5,240,889	0	1,401,111	1,401,111
	4 環境対策費	189,496,000	172,937,351	10,909,000	5,649,649	16,558,649
	5 病院費	615,000,000	615,000,000	0	0	0
	6 上水道費	77,100,000	77,100,000	0	0	0
5 農林水産業費		492,085,000	346,378,279	128,414,000	17,292,721	145,706,721
	1 農業費	229,966,000	212,281,578	7,920,000	9,764,422	17,684,422
	2 林業費	104,062,000	62,424,322	36,296,000	5,341,678	41,637,678
	3 水産業費	158,057,000	71,672,379	84,198,000	2,186,621	86,384,621
6 商工費		763,800,000	325,537,974	410,950,965	27,311,061	438,262,026
	1 商工費	280,668,000	203,467,631	60,871,965	16,328,404	77,200,369
	2 総合経済対策費	483,132,000	122,070,343	350,079,000	10,982,657	361,061,657
7 土木費		1,688,339,600	1,260,551,364	370,983,000	56,805,236	427,788,236
	1 土木管理費	3,518,000	3,359,528	0	158,472	158,472
	2 道路橋りょう費	621,482,000	375,384,082	228,053,000	18,044,917	246,097,917
	3 河川費	130,786,600	24,817,798	77,035,000	28,933,802	105,968,802
	4 港湾費	1,767,000	1,741,000	0	26,000	26,000
	5 都市計画費	618,912,000	608,072,557	3,193,000	7,646,443	10,839,443

	6 住宅費	311,874,000	247,176,398	62,702,000	1,995,602	64,697,602
8 消防費		635,040,000	607,671,649	8,586,000	18,782,351	27,368,351
	1 消防費	635,040,000	607,671,649	8,586,000	18,782,351	27,368,351
9 教育費		1,344,144,000	1,081,339,173	208,847,760	53,957,067	262,804,827
	1 教育総務費	299,770,000	282,841,075	0	16,928,925	16,928,925
	2 小学校費	167,761,000	149,647,913	9,994,997	8,118,090	18,113,087
	3 中学校費	132,985,000	97,119,642	28,661,963	7,203,395	35,865,358
	4 社会教育費	474,644,000	296,148,417	167,224,800	11,270,783	178,495,583
	5 保健体育費	268,984,000	255,582,126	2,966,000	10,435,874	13,401,874
10 災害復旧費		146,288,000	83,460,786	57,237,000	5,590,214	62,827,214
	1 農林水産施設 災害復旧費	15,100,000	11,421,127	0	3,678,873	3,678,873
	2 公共土木施設 災害復旧費	111,258,000	60,484,579	50,305,000	468,421	50,773,421
	3 文教施設災害 復旧費	14,947,000	8,014,840	6,932,000	160	6,932,160
	4 厚生労働施設 災害復旧費	4,983,000	3,540,240	0	1,442,760	1,442,760
11 公債費		1,540,309,000	1,540,096,943	0	212,057	212,057
	1 公債費	1,540,309,000	1,540,096,943	0	212,057	212,057
12 予備費		2,736,000	0	0	2,736,000	2,736,000
	1 予備費	2,736,000	0	0	2,736,000	2,736,000
歳 出 合 計		16,573,907,400	14,860,130,630	1,250,264,725	463,512,045	1,713,776,770

歳 入 合 計 15,111,252,814円

歳 出 合 計 14,860,130,630円

歳入歳出差引残額 251,122,184円

内

基金繰入金 60,000,000円

議第78号

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		331,220,000	386,183,797	339,454,409	4,627,557	42,101,831	△8,234,409
	1 国民健康保険税	331,220,000	386,183,797	339,454,409	4,627,557	42,101,831	△8,234,409
2 使用料及び手数料		400,000	268,692	268,892	0	△200	131,108
	1 手数料	400,000	268,692	268,892	0	△200	131,108
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 県支出金		3,446,977,000	3,274,059,150	3,274,059,150	0	0	172,917,850
	1 県補助金	3,446,977,000	3,274,059,150	3,274,059,150	0	0	172,917,850
5 財産収入		460,000	460,255	460,255	0	0	△255
	1 財産運用収入	460,000	460,255	460,255	0	0	△255
6 繰入金		261,592,000	256,715,534	256,715,534	0	0	4,876,466
	1 他会計繰入金	261,592,000	256,715,534	256,715,534	0	0	4,876,466
	2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
7 繰越金		52,163,000	1,330,791,654	1,330,791,654	0	0	△1,278,628,654
	1 繰越金	52,163,000	1,330,791,654	1,330,791,654	0	0	△1,278,628,654
8 諸収入		9,022,000	10,682,145	9,425,151	0	1,256,994	△403,151
	1 延滞金加算金及び過料	6,960,000	4,381,819	4,382,819	0	△1,000	2,577,181
	2 市預金利息	1,000	70,764	70,764	0	0	△69,764
	3 雑入	2,061,000	6,229,562	4,971,568	0	1,257,994	△2,910,568
歳入合計		4,101,835,000	5,259,161,227	5,211,175,045	4,627,557	43,358,625	△1,109,340,045

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		70,698,000	67,656,508	0	3,041,492	3,041,492
	1 総務管理費	32,285,000	31,176,813	0	1,108,187	1,108,187
	2 徴税費	32,530,000	31,461,971	0	1,068,029	1,068,029
	3 運営協議会費	174,000	94,000	0	80,000	80,000
	4 国民健康保険特別対策費	5,709,000	4,923,724	0	785,276	785,276
2 保険給付費		3,052,062,000	2,917,200,144	0	134,861,856	134,861,856

	1 療養諸費	2,684,184,000	2,581,228,645	0	102,955,355	102,955,355
	2 高額医療費	360,493,000	330,906,507	0	29,586,493	29,586,493
	3 移送費	45,000	43,232	0	1,768	1,768
	4 出産育児諸費	6,300,000	4,041,760	0	2,258,240	2,258,240
	5 葬祭諸費	1,040,000	980,000	0	60,000	60,000
3	国民健康保険 事業費給付金	871,088,000	871,086,377	0	1,623	1,623
	1 医療給付費分	706,482,000	706,481,531	0	469	469
	2 後期高齢者支 援金等分	139,297,000	139,296,232	0	768	768
	3 介護納付金分	25,309,000	25,308,614	0	386	386
4	共同事業拠出 金	3,000	497	0	2,503	2,503
	1 共同事業拠出 金	3,000	497	0	2,503	2,503
5	保健事業費	31,512,000	23,323,108	0	8,188,892	8,188,892
	1 保健事業費	7,431,000	5,276,243	0	2,154,757	2,154,757
	2 特定健康診査 等事業費	24,081,000	18,046,865	0	6,034,135	6,034,135
6	基金積立金	461,000	460,255	0	745	745
	1 基金積立金	461,000	460,255	0	745	745
7	公債費	137,000	0	0	137,000	137,000
	1 公債費	137,000	0	0	137,000	137,000
8	諸支出金	35,874,000	35,257,203	0	616,797	616,797
	1 償還金及び還 付加算金	26,151,000	25,794,203	0	356,797	356,797
	2 繰出金	9,723,000	9,463,000	0	260,000	260,000
9	予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
	1 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
歳 出 合 計		4,101,835,000	3,914,984,092	0	186,850,908	186,850,908

歳 入 合 計 5,211,175,045円
 歳 出 合 計 3,914,984,092円
 歳入歳出差引残額 1,296,190,953円
 内
 基金繰入金 0円

議第79号

平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の

規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		251,922,000	246,001,500	245,194,264	1,100	806,136	6,727,736
	1 後期高齢者医療保険料	251,922,000	246,001,500	245,194,264	1,100	806,136	6,727,736
2 使用料及び手数料		54,000	43,400	43,400	0	0	10,600
	1 手数料	54,000	43,400	43,400	0	0	10,600
3 国庫支出金		1,836,000	1,836,000	1,836,000	0	0	0
	1 国庫補助金	1,836,000	1,836,000	1,836,000	0	0	0
4 繰入金		149,109,000	147,901,392	147,901,392	0	0	1,207,608
	1 一般会計繰入金	149,109,000	147,901,392	147,901,392	0	0	1,207,608
5 繰越金		2,000	503,100	503,100	0	0	△501,100
	1 繰越金	2,000	503,100	503,100	0	0	△501,100
6 諸収入		851,000	862,468	862,468	0	0	△11,468
	1 延滞金加算金及び過料	69,000	194,047	194,047	0	0	△125,047
	2 償還金及び還付加算金	781,000	668,100	668,100	0	0	112,900
	3 預金利子	1,000	321	321	0	0	679
歳 入 合 計		403,774,000	397,147,860	396,340,624	1,100	806,136	7,433,376

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		402,993,000	395,182,781	0	7,810,219	7,810,219
	1 総務管理費	22,351,000	21,651,116	0	699,884	699,884
	2 徴収費	10,642,000	9,902,977	0	739,023	739,023
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	370,000,000	363,628,688	0	6,371,312	6,371,312
2 諸支出金		781,000	612,500	0	168,500	168,500
	1 償還金及び還付加算金	781,000	612,500	0	168,500	168,500
歳 出 合 計		403,774,000	395,795,281	0	7,978,719	7,978,719

歳入合計	396,340,624円
歳出合計	395,795,281円
歳入歳出差引残額	545,343円
内	
基金繰入金	0円

議第80号

平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成30年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		641,178,000	658,409,112	654,193,359	562,300	3,653,453	△13,015,359
	1 介護保険料	641,178,000	658,409,112	654,193,359	562,300	3,653,453	△13,015,359
2 使用料及び手数料		70,000	62,400	62,400	0	0	7,600
	1 手数料	70,000	62,400	62,400	0	0	7,600
3 国庫支出金		953,222,000	934,434,877	934,434,877	0	0	18,787,123
	1 国庫負担金	586,025,000	577,391,972	577,391,972	0	0	8,633,028
	2 国庫補助金	367,197,000	357,042,905	357,042,905	0	0	10,154,095
4 支払基金交付金		915,485,000	894,473,831	894,473,831	0	0	21,011,169
	1 支払基金交付金	915,485,000	894,473,831	894,473,831	0	0	21,011,169
5 県支出金		504,546,000	499,013,556	499,013,556	0	0	5,532,444
	1 県負担金	477,194,000	472,562,979	472,562,979	0	0	4,631,021
	2 県補助金	27,352,000	26,450,577	26,450,577	0	0	901,423
6 繰入金		523,708,000	504,214,957	504,214,957	0	0	19,493,043
	1 一般会計繰入金	523,708,000	504,214,957	504,214,957	0	0	19,493,043
7 繰越金		78,538,000	257,391,377	257,391,377	0	0	△178,853,377
	1 繰越金	78,538,000	257,391,377	257,391,377	0	0	△178,853,377
8 諸収入		5,877,000	6,411,587	6,411,587	0	0	△534,587
	1 延滞金、加算金及び過料	100,000	18,100	18,100	0	0	81,900

	2 預金利子	1,000	2,278	2,278	0	0	△1,278
	3 雑入	5,776,000	6,391,209	6,391,209	0	0	△615,209
歳 入 合 計		3,622,624,000	3,754,411,697	3,750,195,944	562,300	3,653,453	△127,571,944

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 総務費		82,304,000	78,477,044	0	3,826,956	3,826,956
	1 総務管理費	41,720,000	39,997,860	0	1,722,140	1,722,140
	2 徴収費	10,320,000	9,667,919	0	652,081	652,081
	3 介護認定審査 会費	29,941,000	28,663,765	0	1,277,235	1,277,235
	4 趣旨普及費	26,000	12,000	0	14,000	14,000
	5 運営協議会費	297,000	135,500	0	161,500	161,500
2 保険給付費		3,271,444,000	3,184,933,895	0	86,510,105	86,510,105
	1 介護サービス 等諸費	2,910,621,000	2,848,855,317	0	61,765,683	61,765,683
	2 介護予防サー ビス等諸費	142,603,000	124,847,103	0	17,755,897	17,755,897
	3 その他諸費	3,220,000	2,900,877	0	319,123	319,123
	4 高額介護サー ビス等費	67,676,000	67,572,418	0	103,582	103,582
	5 高額医療合算 介護サービス 等費	5,000,000	3,100,532	0	1,899,468	1,899,468
	6 特定入所者介 護サービス等 費	142,324,000	137,657,648	0	4,666,352	4,666,352
3 地域支援事業		189,187,000	166,382,830	0	22,804,170	22,804,170
	1 介護予防・生 活支援サー ビス事業費	82,526,000	73,512,292	0	9,013,708	9,013,708
	2 一般介護予防 事業費	34,598,000	30,746,566	0	3,851,434	3,851,434
	3 包括的支援事 業・任意事業	71,518,000	61,817,052	0	9,700,948	9,700,948
	4 その他諸費	545,000	306,920	0	238,080	238,080
4 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6 諸支出金		77,806,000	77,219,838	0	586,162	586,162
	1 償還金及び還 付加算金	77,763,000	77,177,692	0	585,308	585,308

	2 繰出金	43,000	42,146	0	854	854
7 予備費		1,881,000	0	0	1,881,000	1,881,000
	1 予備費	1,881,000	0	0	1,881,000	1,881,000
歳出合計		3,622,624,000	3,507,013,607	0	115,610,393	115,610,393

歳入合計 3,750,195,944円
 歳出合計 3,507,013,607円
 歳入歳出差引残額 243,182,337円
 内
 基金繰入金 0円

議第81号

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出

水俣市長 高岡利治

平成30年度 水俣市 公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	566,000	1,435,240	1,370,600	18,320	46,320	△804,600
	1 負担金	566,000	1,435,240	1,370,600	18,320	46,320	△804,600
2	使用料及び手数料	281,029,000	282,265,230	280,766,750	18,880	1,479,600	262,250
	1 使用料	281,028,000	282,235,130	280,736,650	18,880	1,479,600	291,350
	2 手数料	1,000	30,100	30,100	0	0	△29,100
3	国庫支出金	68,800,000	68,800,000	61,350,000	0	7,450,000	7,450,000
	1 国庫補助金	68,800,000	68,800,000	61,350,000	0	7,450,000	7,450,000
4	繰入金	528,071,000	528,071,000	528,071,000	0	0	0
	1 繰入金	528,071,000	528,071,000	528,071,000	0	0	0
5	繰越金	11,201,000	11,294,058	11,294,058	0	0	△93,058
	1 繰越金	11,201,000	11,294,058	11,294,058	0	0	△93,058
6	諸収入	1,938,000	2,311,821	2,311,821	0	0	△373,821
	1 延滞金加算金及び過料	1,000	3,600	3,600	0	0	△2,600
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000

	3 雑入	1,936,000	2,308,221	2,308,221	0	0	△372,221
7 市債		218,800,000	204,500,000	204,500,000	0	0	14,300,000
	1 市債	218,800,000	204,500,000	204,500,000	0	0	14,300,000
歳 入 合 計		1,110,405,000	1,098,677,349	1,089,664,229	37,200	8,975,920	20,740,771

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 公共下水道事業費		422,502,000	395,161,650	16,880,000	10,460,350	27,340,350
	1 公共下水道事業費	422,502,000	395,161,650	16,880,000	10,460,350	27,340,350
2 公債費		686,903,000	686,902,137	0	863	863
	1 公債費	686,903,000	686,902,137	0	863	863
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,110,405,000	1,082,063,787	16,880,000	11,461,213	28,341,213

歳 入 合 計 1,089,664,229円

歳 出 合 計 1,082,063,787円

歳入歳出差引残額 7,600,442円

内

基金繰入金 0円

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市立水俣第一中学校の分取林の処分により、本案のように制定しようとするものであります。

次に、平成30年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第77号平成30年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計151億1,125万円、歳出合計148億6,013万円、歳入歳出差し引き2億5,112万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源1億4,302万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に6,000万円を積み立てた残額4,810万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入91.2%、歳出89.7%となっております。

次に、議第78号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計52億1,117万円、歳出合計39億1,498万円、歳入歳出差し引き12億9,619万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入127.0%、歳出95.4%となっております。

次に、議第79号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計3億9,634万円、歳出合計3億9,579万円、歳入歳出差し引き55万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.2%、歳出98.0%となっております。

次に、議第80号平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計37億5,019万円、歳出合計35億701万円、歳入歳出差し引き2億4,318万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入103.5%、歳出96.8%となっております。

次に、議第81号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計10億8,966万円、歳出合計10億8,206万円、歳入歳出差し引き760万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源273万円を差し引いた残額487万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.1%、歳出97.4%となっております。

なお、議第77号から議第81号までの平成30年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第76号から議第81号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時44分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第81号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第77号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第24 特別委員会の設置について

○議長（岩阪雅文君） 日程第24、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1 名 称 | 一般会計決算特別委員会 |
| 2 構成人員 | 7人 |
| 3 審査事項 | 平成30年度水俣市一般会計決算認定について |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期間 | 12月定例会まで |

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

議第77号平成30年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中睦議員、高岡朱美議員、淵上茂樹議員、木戸理江議員、小路貴紀議員、岩村龍男議員、田口憲雄議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時48分 休憩

午後2時6分 開議

○議長(岩阪雅文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 小路貴紀議員

副委員長 岩村龍男議員

以上のとおりであります。

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、20日午後1時30分から開きます。議案の採決を行います。

討論の通告は、19日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時7分 散会

令和元年9月20日

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和元年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月20日（金曜日）

午後1時32分 開議

午後1時59分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第5号

令和元年9月20日 午後1時30分開議

第1 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第2 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

第3 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

第5 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

第6 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について

第10 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

第12 議第71号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第13 議第72号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第14 議第73号 公有水面埋立てについて

第15 議第76号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 陳第2号 水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会の開催を求める」陳情について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

- 1 議第78号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第79号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第80号 平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第17 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時32分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第2 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第3 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第63号 水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

日程第5 議第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備等に関する条例の制定について

- 日程第6 議第65号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第66号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第67号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第68号 湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議第69号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議第71号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第72号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第73号 公有水面埋立てについて
- 日程第15 議第76号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第60号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、15件を一括して議題とします。

順次委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまより議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第60号令和元年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、令和元年7月の梅雨前線豪雨に係る災害復旧の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上している。

その財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に、専決処分されました議第61号令和元年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げ

げます。

本案は、令和元年7月13日の豪雨に係る災害復旧の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,585万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ165億3,703万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に農業施設災害復旧費などを計上している。

その財源としては、第12款分担金及び負担金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現段階での会計年度任用職員の該当者数をただしたのに対し、およそ180名であるとの答弁がありました。

また、今後、職員組合との協議により、細かな内容については、規則等で定めていくと理解してよいのかとただしたのに対し、今回の条例提案に先立ち、組合と事前に協議する機会を持ったが、今後も組合側の意見を聞きながら、規則等で内容を定めていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、行政は、民間企業と比べ、旅費支給の際の日当と交通費の区分が、わかりづらいと感じる。日当の範囲について、どのように解釈すべきかとただしたのに対し、国の旅費法の考え方は、日当の半分が昼食代、半分が目的地の管内旅費とされている。その点で民間企業との

違いが生じるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う条文整理等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、湯の鶴温泉憩いの広場の設置に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、憩いの広場設置後の具体的な活用方法についてただしたのに対し、地域住民や湯の鶴に来られる観光客が、広場内や温泉街の散策後に立ち寄り、くつろげる場所としての利用や、湯の鶴竹あかり等を活用したイベントでの利用を考えているとの答弁がありました。

なお、委員から、広場の面積も狭く、活用方法については、制限があることも理解できるため、第一に、湯の鶴の景観を良くするということを念頭に置き、今後の活用方法を検討してほしいとの意見もありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号令和元年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、分収林事業、第5款農林水産業費に、地域特産物産地づくり支援対策事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業、現年発生単独災害復旧事業などを計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合負担金消防費の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、市庁舎建替事業の追加を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金の減額補正について、市内の林業事業体に高性能林業機械のフォワーダの導入を支援するものであったが、国・県からの補助査定ポイントの不足により、事業不採択となった理由をただしたのに対し、本事業の採択に関しては、間

伐と皆伐の両事業が対象となっているが、間伐事業が国・県のポイントが高くなっている。本市の場合、皆伐事業が主で、間伐事業がほとんどなかったことから、国・県のポイントが不足し、事業不採択となったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号公有水面埋立について申し上げます。

本案は、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第60号令和元年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、令和元年7月の梅雨前線豪雨に係る災害復旧の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、第10款災害復旧費に文教施設災害復旧費を計上しており、その財源は、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣第二中学校の体育館の雨漏りによる屋根の修繕は、以前から何度も行っているが、過去の屋根の修繕の実績と、今回と同じ修繕箇所の実績についてただしたのに対し、平成19年度からこれまで8回の修繕を行っており、かかった費用は約1,650万円である。今回と同じ箇所の修繕は、平成22年度に行ったとの答弁がありました。

また、雨漏りの原因が構造的な問題であると思われるが、形状の変更について検討されていないかとただしたのに対し、屋根の形状を変更することになると、構造計算や設計から行う必要があり、多額の予算が必要となることから、修繕が必要な際に、必要な対応をしていくこととし、その工期の設定には、授業や夜間の利用に影響がないよう配慮しているとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とする

ため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、旧氏の併記が可能となることによる利点についてただしたのに対し、旧氏が併記されることにより、婚姻等で氏に変更になった場合に必要な各種手続き等において、本人の証明や確認ができるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、助成対象者の県内医療機関受診分の医療費助成を現物給付とするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第70号令和元年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、子どものための施設等利用給付、第9款教育費に、体育施設管理運営費、子どものための施設等利用給付などを計上している。

なお、財源としては、第9款地方特例交付金、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入をもって調整している。

債務負担行為の補正として、文化会館管理委託料ほか1件の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、旧深川小学校の体育館の雨漏りによる屋根の修繕が計上されているが、これまでの屋根の修繕実績と雨漏りの原因についてただしたのに対し、昭和62年の建設以降、はじめての修繕であり、経年劣化による屋根全体の腐食が原因であるとの答弁がありました。

また、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の事業内容についてただしたのに対し、法改正に伴い、市内の病院における介護保険適用分の療養型病床60床分が、新たに創設された介護医療院に転換されることに伴う補助単価の増額分に対する補助金であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ30万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,583万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に国保電算システムの改修に伴う委託料の増額を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,273万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億4,465万2,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

これらの財源としては、第4款国庫支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣第一中学校の分収林の処分により、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、分収造林販売のための一般競争入札により、43万2,000円で落札したとのことであるが、販売したヒノキの樹齢と販売した量についてただしたのに対し、樹齢約70年のヒノキであり、量は168立米であるとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年9月13日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和元年度水俣市一般会計補予算（第3号）付託分	承 認	全員賛成

議第61号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和元年度水俣市一般会計補予算（第4号）付託分	承認	全員賛成
議第62号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第63号	水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第64号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第65号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第68号	湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第73号	公有水面埋立てについて	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年9月13日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文 様

記

事件の番号	事件名	議決の結果	備考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	承認	全員賛成
議第66号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第67号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第69号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第71号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第72号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第76号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これから、委員会の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員会の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本壽子議員から議第73号について、討論の通告がありました。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。私は、議第73号公有水面埋立てについて、反対の立場で討論いたします。

この議案は、熊本県より、公有水面埋立出願に係る意見聴取を求めるということで、工事の施行区域、埋立地の用途、市民からの意見書、免許願書一式、出願図書に対する水俣市の意見書が添付されるという説明であるが、この議案に対する水俣市の意見書は、具体的に提出されていない。よって、議会が、これを安易に認めることはできないと判断するため、私は、この議案については、賛成できない。

また、出願図書の縦覧において、水俣市海域、河口部の環境への影響、水俣市がめざす環境モデル都市の理念にあった計画であるのか、また、水俣市民の税金が、真に有効に使われる事業であるのか。これらの市民の疑問に真摯に受け止められているとは言えず、その中で、どのような内容の意見書が提出されていくのか甚だ疑問が残る。

まずは、水俣市は、これらの市民の疑問に真摯に向き合い、協議するという姿勢を持つべきではないか。今回、議会のほうにも市民より、再度説明を求める陳情があがっています。11月29日が熊本県への提出期限ということであり、充分時間がありますので、市民に対し、改めて協議をしていただけないか。水俣市民が抱える借金とともに水俣市の財政にも大きな影響を与えることだと私は感じています。

市民が納得することに努力していただき、その上での意見書提出であるべきだという趣旨で、今回のこの議第73号公有水面埋立てについては、反対いたします。

議員の皆様の御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩阪雅文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第60号専決処分の報告及び承認について及び議第61号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第72号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号についてまで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本11件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第73号公有水面埋立てについてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

したがって原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第76号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会審査報告のとおり可決しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第2号 水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会の開催を求め

る」陳情について

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第78号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第79号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第80号 平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年9月13日

総務産業常任委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第74号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第81号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため

陳第2号	水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会の開催を求める」陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年9月13日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
議第75号	平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第78号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第79号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第80号	平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年9月12日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 議員派遣について

○議長（岩阪雅文君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 第271回熊本市議会議長会出席

派遣目的 熊本市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。

派遣場所 宇城市

派遣期間 令和元年10月15日(火)～16日(水) 2日間

派遣議員 牧下恭之議員
経 費 既決予算の中から支出

2 森林・林業・林産業活性化九州大会

派遣目的 森林の整備と木材の需要拡大の推進を行う。
派遣場所 長崎市
派遣期間 令和元年10月29日(火) 1日間
派遣議員 藤本壽子議員
経 費 議員互助会費の中から支出

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和元年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午後1時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 高 岡 朱 美

署名議員 真 野 頼 隆

令和元年9月第4回水俣市議会定例会（8月30日～9月20日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8月30日	各 委	9月20日 承認	
議第61号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	8月30日	総務産業	9月20日 承認	
議第62号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月20日 原案可決	
議第63号	水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月20日 原案可決	
議第64号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月20日 原案可決	
議第65号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月20日 原案可決	
議第66号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	厚生文教	9月20日 原案可決	
議第67号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	厚生文教	9月20日 原案可決	
議第68号	湯の鶴温泉憩いの広場の設置等に関する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月20日 原案可決	
議第69号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	厚生文教	9月20日 原案可決	
議第70号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	8月30日	各 委	9月20日 原案可決	
議第71号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月30日	厚生文教	9月20日 原案可決	
議第72号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月30日	厚生文教	9月20日 原案可決	
議第73号	公有水面埋立てについて	8月30日	総務産業	9月20日 原案可決	
議第74号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月30日	総務産業	9月20日 継続審査	
議第75号	平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月30日	厚生文教	9月20日 継続審査	
議第76号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	厚生文教	9月20日 原案可決	

議第77号	平成30年度水俣市一般会計決算認定について	9月12日	一般会計 決算特別	9月20日 継続審査	
議第78号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月20日 継続審査	
議第79号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月20日 継続審査	
議第80号	平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月20日 継続審査	
議第81号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月12日	総務産業	9月20日 継続審査	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告10号	専決処分の報告について	8月30日
報告11号	専決処分の報告について	8月30日
報告12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月12日
報告13号	専決処分の報告について	9月12日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月20日	総務産業	9月20日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月20日	厚生文教	9月20日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月20日	議会運営	9月20日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第2号	水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 上村 好男	総務産業	9月12日	9月20日 継続審査
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 上村 好男	厚生文教	9月12日	9月20日 継続審査